

第2次 長泉町環境基本計画

自然のめぐみを 未来へつなぐ
持続可能なまち ながいずみ



は じ め に

本町は、雄大な富士山のふもとと愛鷹山麓に広がる自然や豊富な地下水、広域交通網に恵まれた環境により、企業誘致が進みこれまで順調に発展を遂げてきました。

近年、人口も増加し、都市化が進む中で、平成22年に町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、「長泉町環境基本条例」を制定し、平成24年には同条例に基づく「第1次長泉町環境基本計画」を策定し、平成29年には同計画の中間見直しを実施するなど、同計画に基づく環境施策を推進してきました。



一方、国際連合においては「持続可能な開発目標(SDGs)」が示され、気候変動に適應するための対策や、森林・水の豊かさの保全、生態系の保護などが目標に掲げられ、環境への取り組みの重要性が、世界的な共通認識となりました。また、新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活環境は大きな影響を受けている状況にあります。

このような状況の中、今回策定した第2次長泉町環境基本計画では、社会経済状況や環境の変化に対応するため、「低炭素を実現するまち」、「ごみのない資源が循環するまち」の二つの柱を基本に、重点プロジェクト「ながいずみ 水・緑・脱炭素 プロジェクト」を中心に環境施策を展開していく計画としました。

本計画における望ましい環境像である「自然の恵みを 未来へつなぐ 持続可能なまちながいずみ」の実現に向け、町民、事業者、関係機関が連携し、協働により取り組んでいくことが最も重要であると考えておりますので、より一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議、ご検討いただきました長泉町環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました、多くの町民及び事業者の皆様から心から感謝申し上げます。

令和4年3月

長泉町長 池田 修

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 第1次計画の評価	2
第3節 近年の社会・環境情勢	5
第4節 基本的事項	7
第2章 計画の目標	9
第1節 基本理念	9
第2節 望ましい環境像と環境目標	10
第3章 環境施策	13
行動方針1 省エネルギーを推進する	14
行動方針2 再生可能エネルギー等を普及・推進する	16
行動方針3 4Rを推進する	18
行動方針4 ごみを適正に処理する	20
行動方針5 環境について学び行動する	22
行動方針6 森林と農地をまもる	24
行動方針7 身近な自然や生きものと共に生きる	26
行動方針8 公園や緑をふやす	28
行動方針9 清潔で美しいまちにする	30
行動方針10 水や空気をきれいにする	32
ながいずみ 水・緑・脱炭素 プロジェクト	34
第4章 推進体制・進行管理	37
第1節 推進体制	37
第2節 進行管理	39
資料編	40
資料1 町の概況	40
資料2 地球環境	41
資料3 廃棄物	46
資料4 環境教育・環境情報	48
資料5 自然環境	49
資料6 快適環境	55
資料7 生活環境	58
資料8 町民・事業者の意識	61
資料9 計画策定資料	67
資料10 長泉町環境基本条例	69
資料11 用語解説	71

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

1 環境問題の現状

本町には、愛鷹山の森林をはじめ、愛鷹山中から湧き出す桃沢川の清流などに代表される豊かな自然環境が残るとともに、広域交通網の発達などにも恵まれ、全国的に人口減少や少子高齢化が進行する中で、現在も人口増加が続き、暮らしやすい生活環境が整った魅力と活力ある町として発展してきました。

しかし、私たちの物質的な豊かさや利便性を追求した生活スタイルと引き換えに、地球温暖化をはじめ、廃棄物の増加、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水による河川の汚濁など、様々な環境問題が生じています。また、最近では猛暑や集中豪雨による自然災害の頻発、海洋プラスチックごみ、食品ロスなどの問題が顕在化しています。これらの環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に密接に結びついています。

このような状況を少しでも改善させていくためには、地域に暮らす全ての人々が、自らの生活をみつめ直し、環境に配慮した生活スタイルを考え、足もとからの行動を着実に進めていく必要があります。

2 長泉町環境基本計画の策定

環境の保全及び創造について基本理念を定め、町・町民・事業者の責務を明らかにするとともに、環境施策の基本となる事項を定めた「長泉町環境基本条例」が2010（平成22）年4月から施行されています。本条例に基づき、本町が目指すべき将来の環境像を掲げるとともに、町・町民・事業者が取り組むべき行動を明確にし、計画的かつ持続的に取り組みを進めるため、2012（平成24）年3月に「長泉町環境基本計画」（以降、「第1次計画」もしくは「前期計画」と呼ぶ。）を策定しました。



長泉町環境基本計画
（前期計画）

3 長泉町環境基本計画の見直し

社会情勢や環境の変化に対応するため、前期計画の策定から5年が経過する2016（平成28）年度に中間見直しを行い、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度を計画期間とする新たな「長泉町環境基本計画（後期計画）」（以降、「第1次計画」もしくは「後期計画」と呼ぶ。）を策定しました。

後期計画は、庁内各課で数値目標や環境施策の中間評価を行うとともに、町民や事業者のみなさんへのアンケート調査の実施、長泉町環境審議会による審議、パブリックコメントを経て策定を行いました。



長泉町環境基本計画
（後期計画）

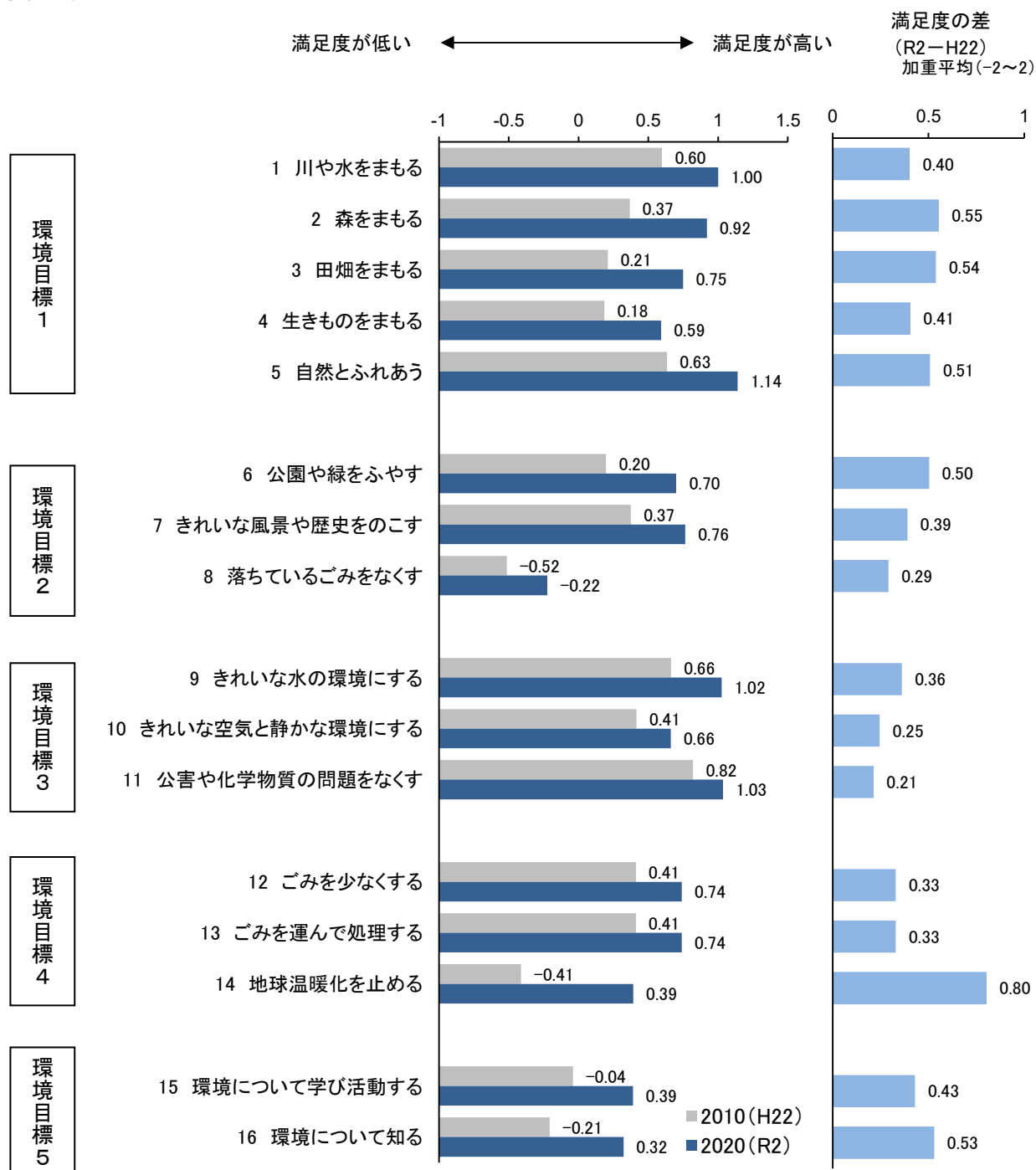
第2節 第1次計画の評価

1 町民の満足度による評価

2020（令和2）年度に実施した「第2次長泉町環境基本計画に関するアンケート」によると、2010（平成22）年度の結果と比較して、行動方針に対する満足度は全ての項目で向上しています。

2010（平成22）年度に満足度が低かった「14 地球温暖化を止める」は、2020（令和2）年度には大幅に満足度が向上しています。今後も引き続き、満足度を高めていく必要があります。

満足度が0を下回っている「8 落ちているごみをなくす」は、今後より一層取り組みの推進を図る必要があります。



行動方針ごとの町民満足度の比較（2010年度、2020年度）

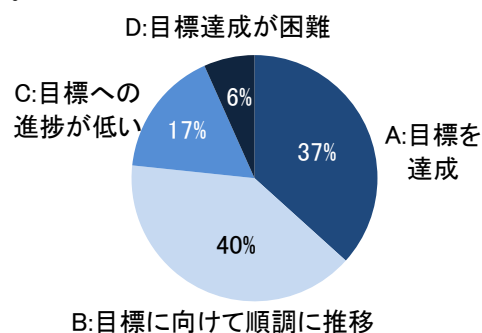
注）満足度は「満足」（2点）、「やや満足」（1点）、「やや不満」（-1点）、「不満」（-2点）で加重平均した。

2 数値目標の評価

第1次計画で掲げた数値目標の達成状況について評価を行います。

2020（令和2）年度時点において、目標を達成（A 評価）しているものは、「桃沢野外活動センターの利用者数」「景観に対する町民の満足度」「黄瀬川環境基準達成率」「公共下水道普及率」「大気・騒音苦情件数」「公害苦情件数」「最終処分場の埋め立てごみ搬入量」「最終処分場の1人当たり埋め立てごみ搬入量」「太陽光発電設置件数（累計）」「環境に関する講座や教室の参加者数（累計）」「環境情報に対する町民の満足度」の11件で、全体の37%でした。

一方、目標の達成が困難（D 評価）なものは、「清掃の日参加延べ人数」「不法投棄防止パトロール日数」の2件でした。



2021（令和3）年度の目標値に対する2020（令和2）年度現状値の評価

【評価】	【目標達成率】
A：目標を達成	100%以上
B：目標に向けて順調に推移	80%以上～100%未満
C：目標への進捗が低い	50%以上～80%未満
D：目標達成が困難	50%未満

●環境目標1 人と自然がともに生きるまち【自然環境】

行動方針	指標	【基準値】 2010（H22）年度	【現状値】 2020（R2）年度	【目標値】 2021（R3）年度	評価
1 川や水をまもる	河川清掃参加者数 ^{*1}	2,831 人/年	2,692 人/年 (2019 年度)	3,500 人/年	C
2 森をまもる	民有林の間伐面積（累計）	40ha	333ha	350ha	B
3 田畑をまもる	認定農業者数	15 人	17 人	25 人	C
	学校給食での地場産品の使用割合（日）	49.3%	62.9%	80.0%	C
4 生きものをまもる	水生生物観察会の参加人数（累計） ^{*2}	83 人	398 人	530 人	C

*1：「河川清掃参加者数」は2020（令和2）年度が雨天中止のため、2019（令和元）年度の数値で評価した。

*2：「水生生物観察会」は2018（平成30）年度、2019（令和元）年度が雨天中止、2020（令和2）年度が新型コロナウイルス感染症による影響で中止となった。

●環境目標2 心地よく 住みよいまち【快適環境】

行動方針	指標	【基準値】 2010（H22）年度	【現状値】 2020（R2）年度	【目標値】 2021（R3）年度	評価
5 自然とふれあう	桃沢野外活動センターの利用者数	29,755 人/年	37,597 人/年	35,000 人/年	A
6 公園や緑をふやす	町民1人当たりの公園広場の面積	10.6 m ² /人	10.3 m ² /人	11.0 m ² /人	B
	公共施設の花苗配布数（累計）	140,194 本	389,270 本	419,434 本	B
	花壇コンクール参加数（累計）	84 件	216 件	264 件	B
	町民が管理する花壇数	29 箇所	79 箇所	80 箇所	B
7 きれいな風景や歴史をのこす	景観に対する町民の満足度	63.6%	79.6%	72.0%	A
8 落ちているごみをなくす	清掃の日参加延べ人数 ^{*3}	44,608 人	20,012 人	46,800 人	D
	不法投棄防止パトロール日数 ^{*4}	24 日/年	12 日/年	200 日/年	D

*3：「清掃の日参加延べ人数」は新型コロナウイルス感染症による影響で参加者が減少した。

*4：「不法投棄防止パトロール日数」は専任職員がいなくなったため、パトロール実施回数が減少した。

●環境目標3 水や空気がきれいで 安全なまち 【生活環境】

行動方針		指標	【基準値】 2010 (H22) 年度	【現状値】 2020 (R2) 年度	【目標値】 2021 (R3) 年度	評価
9	きれいな水の環境にする	黄瀬川環境基準達成率	100.0%	100.0%	100.0%	A
		公共下水道普及率	66.4%	77.7%	75.3%	A
		汚水処理人口普及率	77.5%	86.0%	88.3%	B
10	きれいな空気と静かな環境にする	大気・騒音苦情件数	25 件/年	0 件/年	10 件以下/年	A
11	公害や化学物質の問題をなくす	公害苦情件数	38 件/年	1 件/年	15 件以下/年	A
		公害防止協定締結数	35 社	37 社	43 社	B

●環境目標4 地球にやさしい 循環するまち 【廃棄物・地球環境】

行動方針		指標	【基準値】 2010 (H22) 年度	【現状値】 2020 (R2) 年度	【目標値】 2021 (R3) 年度	評価
12	ごみを少なくする	1人1日当たりごみ排出量	784 g/人・日	708 g/人・日	695 g/人・日	B
		再資源化率	28.4%	25.0%	29.1%	B
		生ごみ処理機器補助基数 (累計)	1,057 基	1,254 基	1,390 基	B
13	ごみを運んで処理する	最終処分場の埋め立てごみ搬入量	1,487t/年 (2009 年度)	1,347t/年	1,497t/年	A
		最終処分場の1人当たり埋め立てごみ搬入量	36.4 kg/人・年	30.9 kg/人・年	35.6 kg/人・年	A
14	地球温暖化を止める	町公用車の低公害車の導入割合	26.7% (2011 年度)	55.1%	65.0%	B
		太陽光発電設置件数 (累計)	120 件	1,037 件	770 件	A
		アースキッズ参加者数 (累計) *5	791 人 (2011 年度)	1,937 人	2,500 人	C
		うちエコ診断受診世帯数 (累計)	20 世帯 (2015 年度)	105 世帯	125 世帯	B

*5:「アースキッズ参加者数」は2020(令和2)年度の事業が新型コロナウイルス感染症による影響で中止となった。

●環境目標5 みんなで環境をまもり つくり出すまち 【環境教育・環境情報】

行動方針		指標	【基準値】 2010 (H22) 年度	【現状値】 2020 (R2) 年度	【目標値】 2021 (R3) 年度	評価
15	環境について学び活動する	環境に関する講座や教室の参加者数(累計)	310 人	1,300 人	460 人	A
16	環境について知る	環境情報に対する町民の満足度	43.3%	60.5%	55.0%	A

コラム 小水力発電「ニコニコ水力」の設置

桜堤を流れる久保田川では、2015(平成27)年3月から小水力発電「ニコニコ水力1号」の実証実験を開始しました。この小水力発電は民間事業者が設置したもので、売電利益の一部を自治会住民などに還元するとともに、災害発生時には町がその電気を使えるように協定を締結しています。このようなモデルが全国的にも注目を集め、視察などを数多く受け入れています。



第3節 近年の社会・環境情勢

第1次計画策定後、社会情勢及びSDGs、パリ協定、気候変動への適応、海洋プラスチックごみ、食品ロス、生物多様性などの環境に関する様々な動きがありました。ここでは、近年のこれらの情勢について紹介し、本計画にも反映していきます。

1 近年の社会情勢

少子高齢化・人口減少の進展、コンパクトなまちへの転換、大災害に強いまちづくり、地方創生の推進、新型コロナウイルス感染症の下での新たな日常の実現など、日本の社会情勢は大きく変化しつつあります。これらの社会情勢は、直接的あるいは間接的に環境問題とも関わりがあります。

2 世界の環境の動向

●SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030（令和12）年までを目標に、世界全体の経済・社会・環境を調和させる取り組みとして、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられています。



SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴール（目標）

●パリ協定の採択・発効

2015（平成27）年12月、「国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議」（COP21）で地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。日本を含め、EUや中国など多くの国・地域が参加しており、先進国だけの参加に留まった1997（平成9）年の京都議定書以来となる歴史的な枠組みとなっています。なお、パリ協定は2016（平成28）年11月4日に発効し、日本も同月の8日に批准しました。

3 国内の環境の動向

●「第五次環境基本計画」の閣議決定

2018（平成30）年4月に国は、SDGsやパリ協定を受けて「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。この計画では、SDGsの考え方も活用しながら、物質・生命の「循環」、自然と人との「共生」、「低炭素」を満たす循環共生社会を目指すべき持続可能な社会として位置づけています。

●エネルギー基本計画の見直し

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災以降、日本のエネルギー政策の見直しが行われました。2018（平成30）年7月に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」では、2030（令和12）年に向け、エネルギーミックスの確実な実現へ向けた取り組みについてさらに強化することとしています。

また、2021（令和3）年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの電源比率を36～38%とし、温室効果ガス排出量の削減割合を2013（平成25）年度比で46%（さらには50%の高みを目指す）とすることが明記されました。

●気候変動適応法の施行・気候変動適応計画の閣議決定

既に進行しつつある地球温暖化による影響を最小限に抑えるため、温暖化の影響に対して自然環境や人間社会のあり方を調整する「適応」の取り組みが重要です。そこで、国は「気候変動適応法」を2018（平成30）年12月から施行するとともに、同法に基づく「気候変動適応計画」を同年11月に閣議決定し、2021（令和3）年10月に改訂しました。

●海洋プラスチックごみや食品ロス問題への対応

近年では、海洋プラスチックごみなどの廃プラスチックや、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの問題が顕在化しています。そこで、国は「プラスチック資源循環戦略」を2019（令和元）年5月に策定し、2030（令和12）年までに「ワンウェイのプラスチック（容器包装など）を累積で25%排出抑制」などのマイルストーン（数値目標）を掲げました。また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を2019（令和元）年10月に施行し、地方公共団体が国の基本方針を踏まえて削減推進計画を策定・実施することや、事業者や消費者の役割を定めています。

●温室効果ガス排出量実質ゼロの宣言と「地球温暖化対策推進法」の一部改正

2020（令和2）年10月、菅義偉首相が所信表明演説の中で、温室効果ガス排出量を2050（令和32）年までに実質ゼロにする目標を宣言しました。また、2021（令和3）年4月には、2030（令和12）年度の削減目標を2013（平成25）年度比で46%（さらには50%の高みを目指す）とすることを表明しました。

2021（令和3）年5月には、「地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律」が国会で成立しました。2050（令和32）年カーボンニュートラルを基本理念として位置付けるのに加え、その実現に向けた具体的な方策として、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取り組みや、事業者の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組みなどが規定されています。また、これらを踏まえて、「地域脱炭素ロードマップ」が2021（令和3）年6月に策定されるとともに、新たな「地球温暖化対策計画」「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が2021（令和3）年10月に閣議決定されました。

4 県内の環境の動向

●「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」の策定

静岡県では、気候変動への適応策を推進していくため、「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」を2019（平成31）年3月に策定するとともに、「静岡県気候変動適応センター」を静岡県環境衛生科学研究所に設置しました。

●「静岡県レッドデータブック」の改訂と「ふじのくに生物多様性地域戦略」の策定

絶滅のおそれのある野生生物について適切な保護・保全を進めるため、静岡県は2019（平成31）年3月及び2020（令和2）年3月に「まもりたい静岡県の野生生物—静岡県レッドデータブック—〈動物編〉〈植物・菌類編〉」を改訂して発行しました。また、静岡県の多彩で豊かな自然環境を後世に継承していくための行動計画として「ふじのくに生物多様性地域戦略」を2018（平成30）年3月に策定しました。



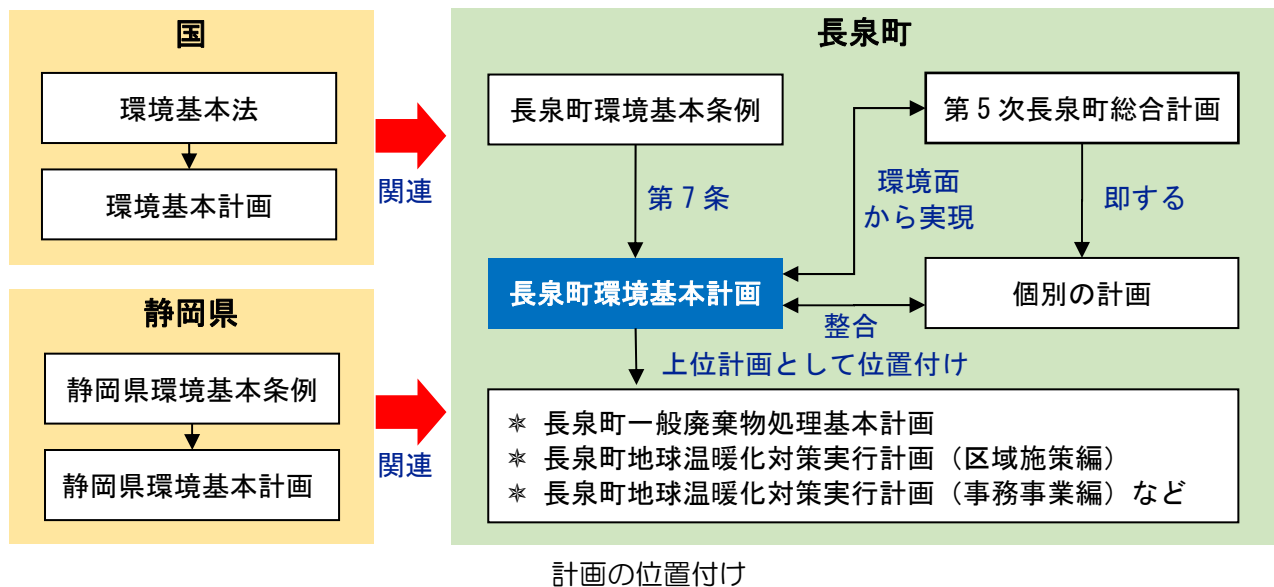
静岡県レッドデータブック

第4節 基本的事項

1 計画の位置付け

「第2次長泉町環境基本計画」（以降、「本計画」と呼ぶ。）は、本町が脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会の構築による持続可能なまちの実現を目指し、町・町民・事業者が一体となって取り組みを進めていくうえでの指針となるものです。本計画は、「長泉町環境基本条例」第7条に基づき策定するものであり、環境に影響を及ぼすと思われる町の施策・事業は、この環境基本計画と整合を図りつつ進めることで、長泉町総合計画を環境の面から実現していくこととします。

なお、国や県の環境基本法・環境基本条例や環境基本計画などとの関連性にも配慮するとともに、本町が国や県、その他の自治体などと連携を取りながら進めていく施策や事業の方針についても示すものとします。

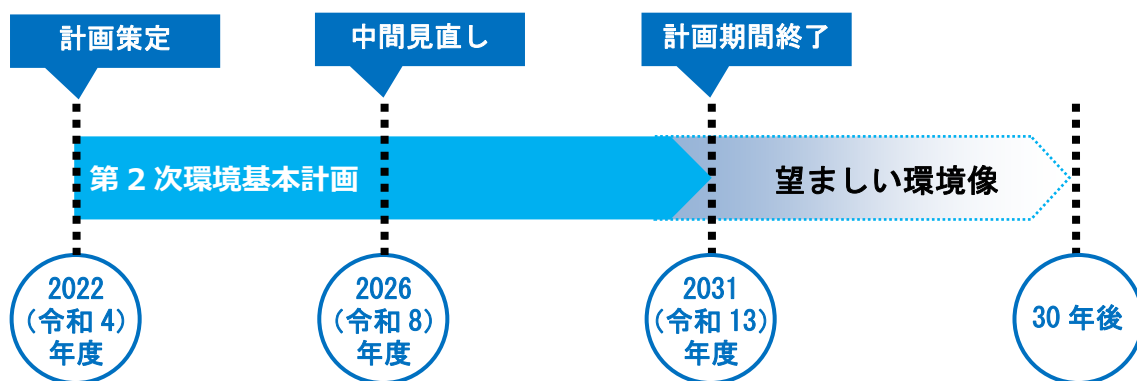


計画の位置付け

2 計画の期間

本計画の目標期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。また、社会情勢や計画の進捗・達成状況などを踏まえ、5年後の2026（令和8）年度に中間見直しを行います。

なお、環境問題への取り組みは長期的な視点に立つことが重要であることから、本計画では30年後に実現させたい環境像を「望ましい環境像」として設定し、その実現のため、10年間に実施していく施策や取り組みの基本的方向を示すという形をとります。



計画期間イメージ

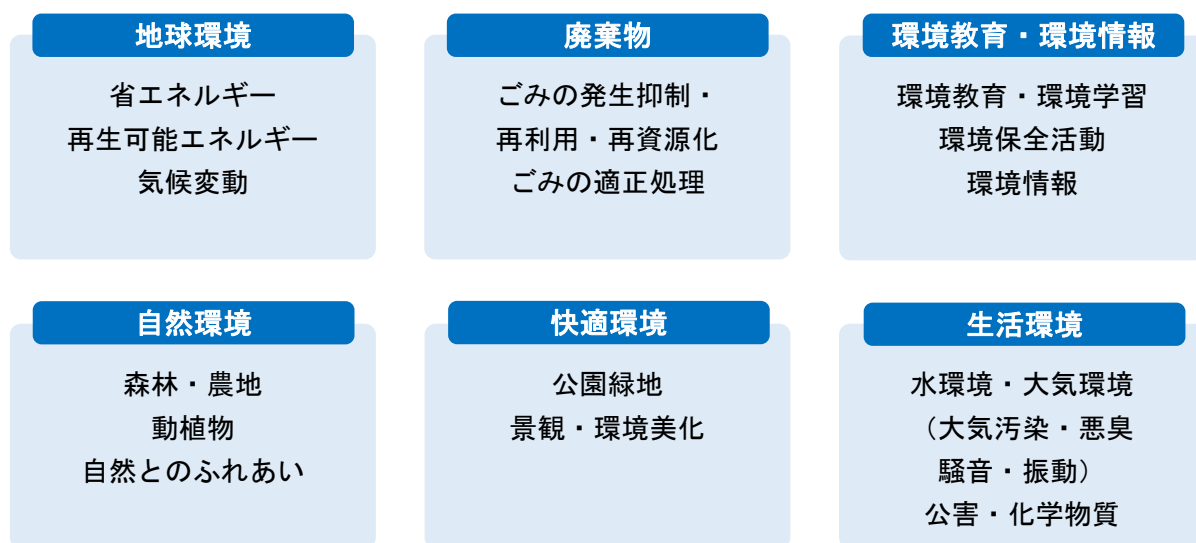
3 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、本町全域とします。

4 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境分野を地球環境、廃棄物、環境教育・環境情報、自然環境、快適環境、生活環境に分け、さらに各分野に含まれる環境の範囲を以下のとおりとします。

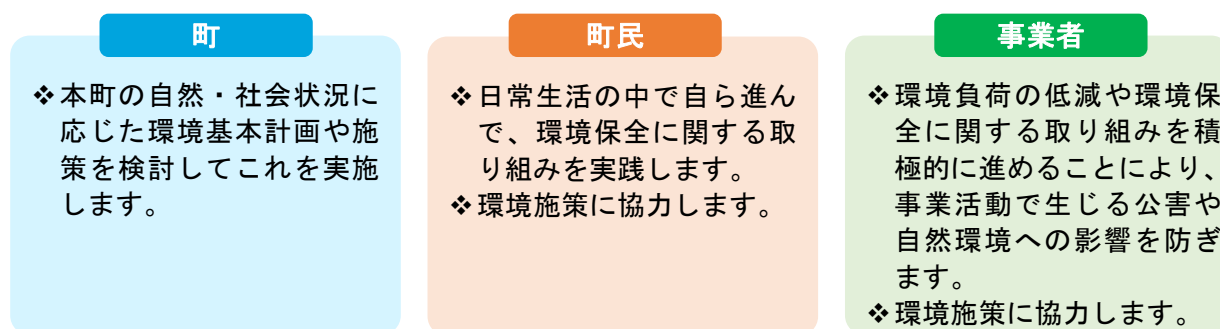
なお、これらの環境は人口・世帯数、産業、交通、土地利用などの「社会」や「経済」などとも密接に関わるものであり、ここにあげた範囲に限らず、「環境」「社会」「経済」という視点で総合的に捉えていくこととします。



対象とする環境分野と環境の範囲

5 計画の推進主体と役割

本計画を推進する主体は、町・町民・事業者とします。各主体は、長泉町環境基本条例に規定されている責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。



計画の推進主体と役割

第2章 計画の目標

第1節 基本理念

基本理念とは、町・町民・事業者が環境の保全及び創造を推進するにあたって、行動や判断の共通認識とすべき事項を示したものです。

長泉町環境基本条例の第3条では、町の環境やそれを取り巻く地球環境について、現在及び将来の世代が環境からの恵みを受けることができるよう、4つの基本理念を定めています。

本計画においても、同条例の基本理念を踏襲して掲げます。



基本理念

●環境の恵みを受け、良好な環境を将来の世代へ引き継ぐ

私たちの暮らしや事業活動は、大気・水質の汚染や廃棄物の増加などの環境への負荷を増大させる一方で、自然環境の破壊や野生生物の絶滅が生じるなど、次第に環境を悪化させてきました。

しかし、私たちが健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境は、将来の世代に残していく必要があります。

●町・町民・事業者それぞれが自主的かつ積極的に取り組む

私たちの暮らしや事業活動が環境への負荷の大きな要因となっていることから、町・町民・事業者など全ての主体が、それぞれの立場に応じた役割を理解し、自主的・積極的に協働して行うことにより、環境への負荷が少ない持続可能な社会を構築していく必要があります。

●環境への負荷を低減して自然と共生する循環型社会をつくる

本町は愛鷹山や黄瀬川、桃沢川をはじめ、豊富な地下水などの自然環境に恵まれています。

これら自然環境のもたらす恵みを受けることができるよう、環境への負荷を減らし、人と自然が共生する環境を目指すとともに、循環型社会を構築していく必要があります。

●日常生活や事業活動で地球環境の保全を推進する

地球環境の保全は人類共通の重要課題であるとともに、町民の健康で文化的な生活を確保するうえでもとても重要です。地球環境を保全していくためには、私たちの暮らしや事業活動において、自らの課題として積極的に地球環境の保全を推進していかなければなりません。

第2節 望ましい環境像と環境目標

望ましい環境像とは、環境課題を踏まえたうえで、本町がこれからどのような環境を目指して計画を進めていくのかを示す長期的目標であり、おおむね 30 年後を想定しています。基本理念のもと、町・町民・事業者の各主体が自らの役割を果たし、将来の望ましい環境像の実現を目指します。

また、望ましい環境像を実現するため、6 つの環境目標を定めます。

望ましい環境像

自然の恵みを 未来へつなぐ 持続可能なまち ながいずみ

本町は、愛鷹山麓から続く広大な森林や里山、黄瀬川や桃沢川などの河川、豊富な水資源などがあり、多くの生物が生息・生育しています。そして、これらの自然環境が、潤いのある住環境の創造、自然災害の発生防止、豊かな産業の振興など、私たちの暮らしの基盤となっています。

このような「自然の恵み」は、現在の世代だけではなく、未来の世代にも残していくとともに、さらに磨きをかけたものにしていく必要があります。

そのため、私たちはこの「自然の恵み」が、活気のある、住みやすい現在の長泉町を支えているということとを認識するとともに、将来へとつないでいくため、町・町民・事業者が協働して持続可能な社会をつくりあげていきます。そのことにより、住む人がいつまでも住み続けたい、訪れた人がまた来たいと思えるようなまちをつくります。



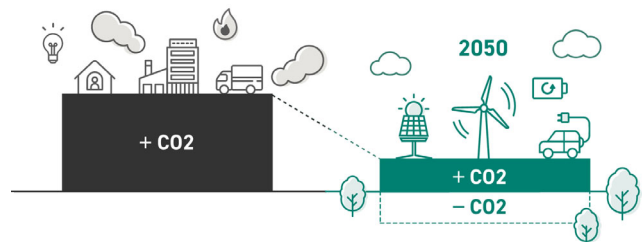
環境目標 1 脱炭素*を実現するまち

エネルギー使用の増大は、地球温暖化など地球規模の問題を引き起こしました。特に近年では、猛暑や集中豪雨などの影響が既に現れはじめていることから、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが急務となっています。そのため、世界や国の歩調と合せながら、脱炭素を実現するまちをつくります。

【将来イメージ】

- ❖ 自然環境との調和を図りながら、太陽光発電などの再生可能エネルギーが広く普及し、エネルギーの地産地消が進んでいます。
- ❖ 省エネルギー型機器や設備、ゼロエネルギー住宅(ZEH)などの建築物の普及などにより、エネルギーの有効利用が進んでいます。
- ❖ 交通を含めたまちづくり全体で、脱炭素に向けた取り組みが進められています。
- ❖ 地球温暖化による影響を軽減するための取り組みが進められています。

*「脱炭素」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出をなくすことをいいます。また、温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを「カーボンニュートラル」「ゼロカーボン」「ネットゼロ」などと呼び、脱炭素と同じ意味で使われます。



【資料：環境省・脱炭素ポータル】

環境目標 2 ごみのない 資源が循環するまち

今までの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルは、資源の枯渇や環境への負荷の増大、ごみの増大を引き起こしました。特に近年では、食品ロスや廃プラスチックの問題への対策が急務となっています。そのため、ごみの発生がない資源が循環するまちをつくります。

【将来イメージ】

- ❖ 4R(リフューズ:断る、リデュース:減らす、リユース:再利用、リサイクル:再資源化)が浸透しています。
- ❖ 生ごみが出ないような食品ロス対策が進むとともに、乾燥化や堆肥化することによって減量化されています。
- ❖ プラスチック類の使用量が減り、使ったプラスチック類は適切にリユース・リサイクルされています。
- ❖ ごみの減量やリサイクルが進み、埋め立てごみが少なくなっています。

環境目標 3 みんなで取り組み 環境を育むまち

本町の環境を将来にわたって守り育てていくためには、町民一人ひとりが環境問題のことをよく知り、環境を大切に思う心を持つことが大切です。そのため、町・町民・事業者が協働しながら、環境教育・環境学習や環境保全活動を拡大していくことで、よりよい環境をつくり育てていきます。

【将来イメージ】

- ❖ こどもから大人まで、環境教育・環境学習の機会が増え、生活の一部として定着しています。
- ❖ 環境保全活動に町民や事業者が積極的に参加し、環境をよくする行動にみんなが自主的に取り組んでいます。
- ❖ 環境に関する情報を気軽に見たり、活用できるようになっています。

環境目標4 人と自然が 共生するまち

本町は、愛鷹山麓の広大な森林や、山麓から平地に広がる農地に囲まれ、多くの生物が生息・生育しています。また、身近な自然とのふれあいは、私たちの癒しや学びの場としても重要です。しかし、開発など人の活動によって自然環境が損なわれれば、最終的にはその影響が私たちの生活にも及ぶことになります。そのため、人と自然が共生し、自然からの恵みを将来まで引き継いでいくことができるまちをつくります。

【将来イメージ】

- ❖ 森林はボランティアによって健全な状態に保全・管理され、木材や間伐材が利用されています。
- ❖ 多くの人が四季折々の体験を楽しむため、愛鷹山麓や桃沢川沿いの里地里山を訪れています。
- ❖ 緑の持つ自然災害防止などの機能が改めて見直されることで、自然災害が減っています。
- ❖ 農畜産業は、環境に配慮しながら地産地消が盛んになり、地域の農地が守られています。
- ❖ たくさんの種類の生物がみられ、外来種の拡大や野生鳥獣による被害がなくなっています。
- ❖ 休みの日には、多くの人が自然とのふれあいを楽しみ、環境教育・環境学習の場にもなっています。

環境目標5 心地よく 住み続けたいまち

私たちの暮らしの中で、安らぎや快適さを感じることがきできる環境は、健康で文化的な生活をおくっていくためにとても重要な要素です。例えば、身近な場所に公園があること、まちに緑が多いこと、きれいな景色があること、ごみのない清潔な環境があることなどがそれにあたります。このような環境づくりをすることで、みんなが心地よく、住みやすく、今後ずっとここで暮らしたいと思えるまちをつくります。

【将来イメージ】

- ❖ 森や川では、こどもたちが水遊びや虫捕りを楽しみながら、のびのびと育っています。
- ❖ 自然の豊かな公園では、身近に自然とのふれあいを楽しむことができるようになっています。
- ❖ 生け垣、工場緑地、街路樹が増え、緑のネットワークとして愛鷹山麓までつながっています。
- ❖ 富士山を眺望でき、高い建物や電線がなく、建築物も自然と調和したものになっています。
- ❖ 不法投棄がなく、まちなかにもごみが散乱している場所はなくなっています。

環境目標6 水と空気がきれいで 安全・安心なまち

私たちが健康な生活をおくるためには、水や空気がきれいで、不快な音や臭いがせず、さらに化学物質などによる汚染などの心配のない安全な環境が必要です。そのため、日常生活や事業活動による環境への負荷を低減し、安全・安心で住み続けることができるまちをつくります。

【将来イメージ】

- ❖ 山に降った雨が地下に浸透し、みんなが大切に水を使うことで水の循環が保たれています。
- ❖ 下水道や合併処理浄化槽などが全ての世帯に普及し、水のきれいな川になっています。
- ❖ 工場からの煙や騒音、自動車の騒音がなくなり、きれいな空気や静かな環境になっています。
- ❖ 公害などの問題がなく、化学物質も適切に管理されて、安心・安全に過ごせるようになっています。

第3章 環境施策



【行動方針】

環境目標 1 | 脱炭素を実現するまち

1

省エネルギーを推進する



課題

- 国の削減目標などを踏まえて、温室効果ガス排出量の大幅削減が必要です。そのため、家庭、事業所、公共施設への省エネルギー機器の導入、省エネルギー活動の推進が必要です。
- 公共交通機関や自転車の利用促進など、「長泉町立地適正化計画」と連携した、誰もが住みやすく、脱炭素なまちづくりが必要です。
- アンケートでは、LED 照明、ハイブリッド自動車などは既に導入している家庭や事業所が多いものの、それ以外の省エネルギー機器、次世代自動車はそれほど普及が進んでいません。しかし、電気自動車、蓄電池などは今後導入してみたいという回答も多く、普及を促進するための取り組みが必要です。



うちエコ診断

数値目標

指標	【現 状】 2020 年度 (令和 2 年度)	【中間目標】 2026 年度 (令和 8 年度)	【最終目標】 2031 年度 (令和 13 年度)
町域の温室効果ガス排出量の削減率* (2013 年度基準)	-5.1% (2016 年度)	-19.8% (2025 年度)	-28.0%
町公用車の低公害車の導入割合	71.6%	90.1%	96.3%
うちエコ診断受診世帯数 (累計)	105 世帯	220 世帯	320 世帯
コミュニティ交通の利用者数【第 5 次総合計画】	39,098 人/年 (2019 年度)	50,000 人/年 (2025 年度)	— 人/年

*「長泉町地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）（改訂版）」（2021（令和 3）年 3 月）より

町の施策

① 家庭や事業所における省エネルギーの推進

- ◇ ゼロエネルギー住宅（ZEH）に対する補助、既存建築物に対する省エネルギー改修の促進、省エネルギー診断の推進を行います。
- ◇ 出前講座やウェブサイト、広報などで地球温暖化対策やエネルギーに関する情報提供を行います。
- ◇ 中小事業者を対象にエコアクション 21 の認証取得や省エネルギー機器への補助を行うとともに、環境負荷の少ない燃料への転換促進を図ります。
- ◇ 環境負荷の少ない事業所や環境マネジメントを取り入れた事業所を誘致します。

② 町有施設や町の事業における省エネルギーの推進

- ◇ 公共施設・学校におけるエネルギーの使用の合理化や省エネルギー改修を行うとともに、クールスポットづくりによる地域全体の省エネルギーの推進を図ります。
- ◇ 公共施設の新築時には、コージェネレーションシステムの導入や建物間における電気・熱の融通などを検討します。
- ◇ 自転車や原付の利用促進により、公用車の使用頻度を減らします。

- ◇ 公用車への次世代自動車の導入、充電・充填設備（電気・水素）の設置などにより、次世代自動車の普及促進を図ります。
- ◇ イベント実施時の環境負荷の低減やカーボンオフセット（J-クレジットなど）の利用を推進します。

③省エネルギーのまちづくり

- ◇ 省エネルギー型の街路灯などの設置を推進します。
- ◇ 道路整備により交通渋滞を抑制するとともに、安全・安心な生活道路、歩行者・自転車空間を確保します。
- ◇ 民間路線バスの確保・利用促進、コミュニティバスの路線確保・見直しを図るとともに、JR 沿線の自治体などと鉄道の利便性向上等の働きかけを行います。
- ◇ グリーンスローモビリティや自動運転、MaaS*などの新技術を活用した交通システム導入の検討をします。
- ◇ 「環境創造型まちづくりにおける連携に関する協定」を締結します。

*MaaS：バスや電車、タクシーなど、全ての交通手段による移動を一つのサービスに統合し、ルート検索・予約・決済を一括して行うサービス。

町民・事業者に期待する取り組み

	町民	事業者
①		
◇ 燃料電池コージェネレーションシステム、LED 照明、蓄電池などを導入します。	●	●
◇ うちエコ診断などの省エネルギー診断を行います。	●	●
◇ 省エネナビやエネルギー管理システム（HEMS、BEMS、FEMS）を導入します。	●	●
◇ 次世代省エネルギー基準に適合した住宅・建築物や、ゼロエネルギー住宅（ZEH）、ゼロエネルギービル（ZEB）を選択します。	●	●
◇ 省エネルギー性能の低い既存住宅や建築物は、省エネルギー改修や ESCO 事業などを導入します。	●	●
◇ 日常生活や事業活動の中で省エネルギーを実践します。	●	●
◇ 高効率空調、高効率ボイラー、廃熱及び未利用熱利用を導入します。	●	●
◇ 省エネ法の特定事業者は、エネルギーの使用の合理化を図ります。		●
◇ エコアクション 21 など、環境マネジメントシステムを取り入れます。		●
◇ 二酸化炭素排出量の少ない燃料への転換を進めます。		●
②		
◇ 次世代自動車の所有者は、町の充電・充填（電気・水素）を活用します。	●	●
◇ 町のイベント実施時には、環境負荷の低減に協力します。	●	●
◇ 町有施設をクールスポットとして活用します。	●	
③		
◇ 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車を選択します。	●	●
◇ バスや鉄道などの公共交通機関の利用、徒歩や自転車による移動を心がけます。	●	●
◇ テレワークを実施するとともに、ウェブ会議などを活用します。	●	●
◇ 雨水貯留槽を設置して散水などに活用します。	●	●
◇ 緑のカーテンを設置します。	●	●
◇ 地区や公民館などにおいて緑花の手入れを行います。	●	
◇ 事業所敷地内の在来種による小さな森づくりを行います。		●
◇ 町との間で「環境創造型まちづくりにおける連携に関する協定」を締結し、環境と経済の好循環なまちづくりに協力します。		●

【行動方針】

環境目標 1 | 脱炭素を実現するまち

2

再生可能エネルギー等を普及・推進する



課題

- 本町では、公共施設への太陽光発電の設置、家庭用太陽光発電への補助、小水力発電「ニコニコ水力」のPRなどを通じて、再生可能エネルギーの導入を促進しており、今後もさらに再生可能エネルギーの普及を図る必要があります。
- 良好な自然環境や景観及び生活環境を保全するとともに再生可能エネルギーの適正導入を誘導するために、「長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を2020（令和2）年4月1日から施行しています。これからは、適正な地域に適正な規模の再生可能エネルギー発電事業を誘導していく必要があります。
- 気候変動による気温上昇により、猛暑による熱中症や自然災害の発生、農作物への影響などが既に現れはじめていることから、それらの影響を低減するための取り組みの推進が必要です。



ウェルピアながいずみの
太陽光発電・太陽熱利用

数値目標

指標	【現 状】 2020 年度 (令和 2 年度)	【中間目標】 2026 年度 (令和 8 年度)	【最終目標】 2031 年度 (令和 13 年度)
太陽光発電設置件数（累計）	1,037 件	1,510 件	1,910 件
燃料電池コージェネレーションシステム設置件数（累計）	98 件	210 件	310 件
家庭用蓄電池設置件数（累計）	63 件	240 件	390 件

町の施策

①再生可能エネルギーの導入促進と周辺環境との調和

- ◇ 家庭を対象に再生可能エネルギー機器への補助を行います。
- ◇ 中小事業者を対象に再生可能エネルギー設備への補助を行います。
- ◇ 町内の再生可能エネルギーを活用した施設について、普及・PRを行います。
- ◇ 「長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に基づき、再生可能エネルギー発電事業と周辺環境との調和を図ります。

②気候変動による影響の低減

- ◇ 人の健康や都市生活、農畜産業、自然環境に対する影響の緩和、災害の減災など、気候変動による影響を少なくするための施策を推進します。

コラム

再生可能エネルギーとは



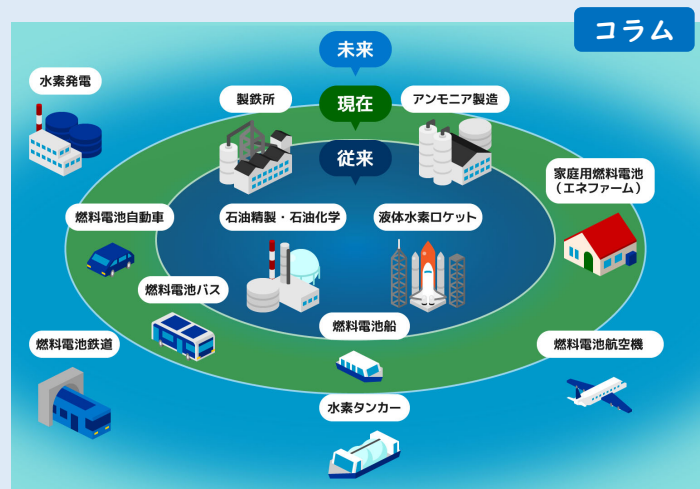
「再生可能エネルギー」とは、化石燃料（石油、石炭など）のように資源が枯れる心配がなく、自然界の活動によりエネルギー源が絶えず供給・再生され、永続的に使うことができるエネルギーのことをいいます。太陽光、風力、水力、地熱、波力、バイオマスなど、私たちの身の周りにある自然環境から生み出されるため「自然エネルギー」と呼ぶこともあります。

町民・事業者に期待する取り組み

	町民	事業者
① ◇ 太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムを導入します。 ◇ 小水力発電、小型風力発電、地中熱利用システム、バイオマスエネルギーなど、太陽光・太陽熱以外の再生可能エネルギーを積極的に活用します。	●	●
② ◇ 室温の調整や水分補給、気象に関する情報収集などを行い、熱中症予防を行います。 ◇ 災害への関心を高めるとともに、町が実施する防災対策などに協力します。 ◇ 農業や畜産業に関する地球温暖化の適応策を実践します。 ◇ 保水性建材や高反射性塗装の活用、風の道や水路の整備、貯留した雨水の散水利用などにより、ヒートアイランド対策を実施します。	● ● ●	● ● ●

次世代のエネルギー「水素」

水素と酸素を反応させると、電気と水が発生します。その電気は、エネルギーとして利用できます。この反応を利用し、水素は家庭用燃料電池（エネファーム）による発電や給湯、燃料電池自動車（FCV）の燃料として使われています。将来的には、水素エネルギーが暮らしの様々な場面で安心・安全に活用されることが目標となっています。なお、本町では家庭用燃料電池（エネファーム）への補助を行っています。

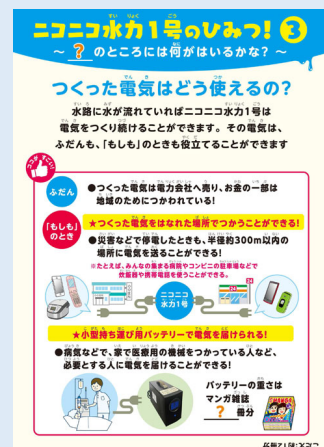
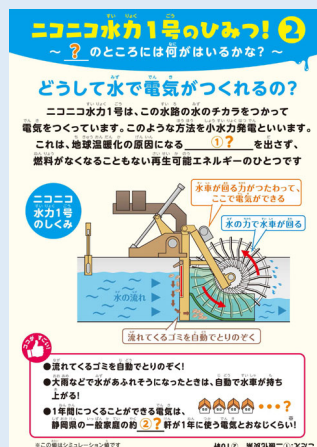


水素社会の実現イメージ【資料：環境省】

コラム

「ニコニコ水力」を活用した ESD の推進

2016（平成28）年度、環境省「環境教育における『ESD（（持続可能な開発のための教育）推進』のための実践拠点支援事業」に「ニコニコ水力1号」が選ばれ、様々な地域イベントと連動して発電所の災害時の役割を周知したり、小水力発電の持つ機能や価値を学べるような学校向けの教材の開発を行いました。また、ニコニコ水力発電への取り組みがSDGs（持続可能な開発目標）を地域づくりに活かすための事例として、紹介されています。



ESD 推進のための実践拠点事業で作成されたパネル

【行動方針】

環境目標 2 | ごみのない 資源が循環するまち

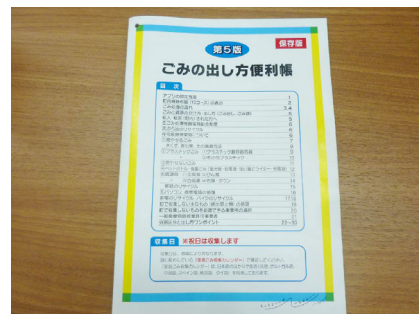
3

4R を推進する



課題

- 町民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は減少傾向にありますが、燃やせるごみの約 6 割が紙・布類で、木竹や生ごみなどの有機性廃棄物も多く含まれています。4R（リフューズ：断る、リデュース：減らす、リユース：再利用、リサイクル：再資源化）の徹底により、さらにごみを減らしていくことが必要です。近年、課題となっているプラスチックごみや食品ロスについても、「プラスチック資源循環促進法」や「食品ロス削減推進法」に基づく対策の強化が必要です。
- ごみは日常生活や事業活動に密着した課題であり、町民一人ひとりの意識に関わる問題であるため、町民・事業者がごみ問題全体について関心をもち、実際の行動に結びつく施策の推進が必要です。
- アンケートでは、ごみの減量に関して普段から取り組んでいる町民及び事業者が多いものの、紙ごみや有機性廃棄物、廃プラスチックについては引き続き、減量・資源化に向けた取り組みが必要です。



ごみの出し方便利帳

数値目標

指標	【現 状】 2020 年度 (令和 2 年度)	【中間目標】 2026 年度 (令和 8 年度)	【最終目標】 2031 年度 (令和 13 年度)
1 人 1 日当たりごみ排出量	708 g/人・日	670 g/人・日 (2025 年度)	660 g/人・日
再資源化率	25%	27% (2025 年度)	29%
生ごみ処理機器補助基数（累計）	1,254 基	1,370 基	1,470 基

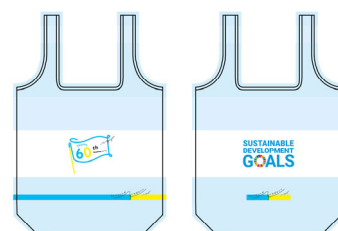
町の施策

①ごみの発生抑制（リフューズ・リデュース）の推進

- ◇ プラスチックをはじめとするごみの減量につながる販売・購入スタイルの普及を図ります。
- ◇ 水切りの徹底、生ごみ処理機器への補助などにより、生ごみの減量を推進します。
- ◇ 家庭ごみの有料化を検討します。
- ◇ 事業系ごみの削減のため、受入制限を行います。
- ◇ 排出されたごみの組成を調査することで、直接搬入ごみの減量を図ります。

②ごみの再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）の推進

- ◇ ごみの再利用を促進するため、フリーマーケット・バザーの開催支援、不用品活用バンクの利用を促進します。
- ◇ 民間事業者による店頭回収などの再資源化を支援します。
- ◇ 剪定枝の回収・チップ化などによる再資源化を推進します。
- ◇ 町民への食品ロスに関する普及啓発やフードバンクへの有効活用の促進をします。
- ◇ 小型家電の回収・資源化を図ります。
- ◇ 公共施設において環境負荷の少ない製品の使用を行います。



長泉町オリジナルエコバッグ

③ごみに関する普及啓発・調査研究

- ◇ アルミ缶回収や地域清掃活動、焼却場などへの社会科見学、出前講座など、学校教育と連携した意識啓発を図ります。
- ◇ 広報や出前講座、生涯学習講座などを活用し、町民・事業者への情報提供と意識啓発を図ります。
- ◇ ごみ処理施設の見学による意識啓発を図ります。
- ◇ 「廃棄物減量等推進審議会」により、ごみの減量・再資源化に向けた総合的な施策の検討を行います。

町民・事業者に期待する取り組み

	町民	事業者
①	◇ マイバッグの持参や協賛などにより、レジ袋の削減に協力します。 ◇ マイボトルやマイカップを持参します。 ◇ 簡易包装やばら売りなど、必要なものを必要な量だけ購入・販売します。 ◇ 使い捨て商品は購入・販売を控え、容器包装を減量するとともに、エコマーク表示のある商品や詰め替え商品を販売・購入します。 ◇ 「ふじのくにエコショップ宣言制度」の登録販売店を積極的に利用・登録します。 ◇ 生ごみの水切りや堆肥化により、ごみを減量します。 ◇ 食品ロスの発生抑制と再資源化に努めます。 ◇ 事業系ごみの不適正排出をしないようにします。 ◇ 「廃棄物処理法」の多量排出事業者は、減量化計画を作成します。	● ● ● ● ● ● ● ● ●
②	◇ 家電6品目・パソコン・携帯電話の処分は適正に行います。 ◇ 使用済みの機器や道具などのリユース・リサイクルに協力します。 ◇ フリーマーケットや不用品活用バンクを活用します。 ◇ 剪定枝のチップ化に協力し、チップを有効利用します。 ◇ 小型家電のリサイクルに協力します。 ◇ 木くずの分別による再資源化に協力します。	● ● ● ● ● ●
③	◇ ごみの減量やリサイクルに関する知識を習得します。 ◇ ごみゼロ運動に参加します。 ◇ ごみに関する出前講座を積極的に活用します。	● ● ●

コラム

3R から 4R へ

これまでごみの減量の考え方は、いわゆる3R（リデュース：減らす、リユース：再利用、リサイクル：再資源化）が中心でしたが、最近ではマイバッグを利用して、買い物時に不要なレジ袋を断る、不要なものはもらわないなど「リフューズ＝断る」の考えが注目されています。ごみ減量化や再資源化推進のためには、この「断る」「減らす」「再資源化」「再利用」の4つの行動に取り組む必要があります。



4

ごみを適正に処理する



課題

- 本町ではごみを 5 区分・12 種・21 分別により収集し、中間処理施設で焼却、ストックヤードでの分別などを実施した後に、最終処分場で処理していますが、ごみを分別収集し、運搬して適正処理するというごみ処理の安全性や効率性が求められます。
- 最終処分場の容量には限りがあることから、最終処分量が少なくなるような分別の徹底・指導を行うとともに、中間処理施設や最終処分場における環境対策の徹底と PR などを図ることが必要です。



廃棄物の展開検査場

数値目標

指標	【現 状】 2020 年度 (令和 2 年度)	【中間目標】 2026 年度 (令和 8 年度)	【最終目標】 2031 年度 (令和 13 年度)
最終処分場の埋立ごみ搬入量	1,347t/年	1,320t/年	1,300t/年
最終処分場の 1 人当たり埋立ごみ搬入量	30.9kg/人・年	30.3kg/人・年	29.8kg/人・年

町の施策

①効率的な収集・運搬

- ◇ 分別排出の周知徹底を図ります。
- ◇ 各自治会が管理するごみステーションの適正管理を支援します。
- ◇ 高齢者や障がい者の個別訪問によるごみ収集を支援します。
- ◇ 効率的な収集・運搬方法の検討を行います。

②適切な中間処理の実施

- ◇ 適正な再資源化ルートを選定を行います。
- ◇ 再資源化量を正確に把握するため、計量を充実します。
- ◇ 焼却場の適正な維持管理を行います。
- ◇ ごみ処理の効率化を図るため、広域的な取り組みを推進します。

③適切な汚泥処理の推進

- ◇ 脱水汚泥の外部搬出処理を行います。
- ◇ 最終処分場の適正な維持管理、延命化を図ります。
- ◇ 不適物の混入防止の啓発をします。
- ◇ 産業廃棄物の最終処分場への持ち込み禁止を徹底し、自ら処理するよう指導します。
- ◇ し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の事業者に対する指導・助言を行います。
- ◇ 裾野市長泉町衛生施設組合の管理するいずみ苑において、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行います。

町民・事業者に期待する取り組み

	町民	事業者
①	◇ 「ごみの出し方便利帳」「ごみカレンダー」「ごみ分別アプリ」を参考にごみの減量化や分別の徹底を図ります。 ◇ 画鋏やカミソリなどの危険物を混入させないようにします。 ◇ 発火の危険性が高いごみなどは、決められた方法で排出するようにします。 ◇ ごみステーションを清潔で安全に利用できるように心がけるとともに、自治会での管理に協力します。 ◇ 自力でごみ出しが困難な場合は、戸別訪問によるごみ収集「にここご収集」を活用します。 ◇ 販売店では、本町で収集・運搬しない廃棄物（排出禁止物）の回収に協力します。	● ● ● ● ● ●
②	◇ 焼却場の見学などに参加して理解を深めます。 ◇ 再資源化を把握するための計量に協力します。	● ●
③	◇ 4Rの推進により、最終処分場の延命化に協力します。 ◇ 捨てるごみの中に不適物を混入させないようにします。	● ●

コラム 環境省「Re-Style CM コンテスト」で地域作品賞を受賞

2017（平成 29）年度に実施された循環型社会や 3R をテーマとした CM コンテスト「Re-Style CM コンテスト」（環境省）において、町公式動画「だから、食べきり」が地域作品賞を受賞しました。これは、食品ロスをテーマとし、食べものを無駄にすることなく、食べきることによって家庭ごみの減量と呼びかける動画です。全国 42 作品の応募から、自治体としては唯一の受賞となりました。



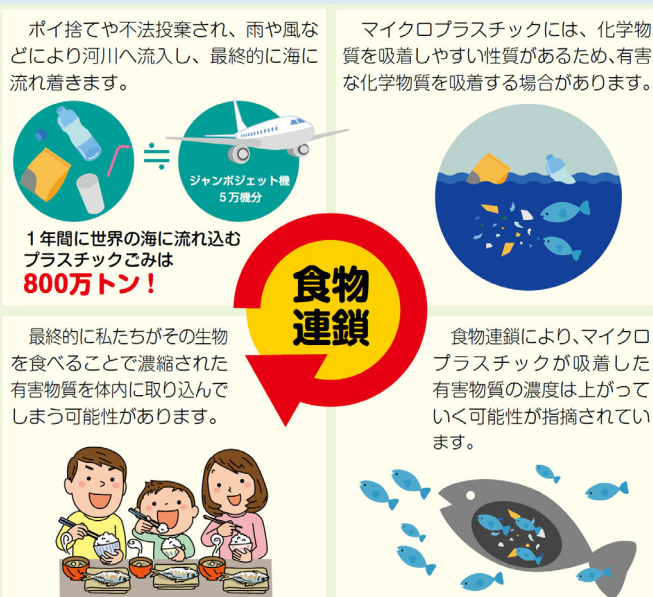
コラム

海洋プラスチックごみ問題

食品の容器やレジ袋、ペットボトルなど、日用品の多くにプラスチックが使用されています。これらはごみとして処分されますが、ポイ捨てや不法投棄などにより適正に処理されなかったものが海へ流れ出て自然環境を汚染し、今や世界規模の問題として注目されています。

海洋プラスチックごみは、海鳥や魚などが餌と間違えて食べてしまったり、時間が経つと風や波、太陽光の紫外線などにより細かくなっていき、5mm以下の微小なマイクロプラスチックごみに変化して、回収は難しい状況になります。さらにこれらを生物が食べてしまうことにより、有害物質が体内に入り蓄積され、さらにその生物をより大きな生物が食べる食物連鎖によって濃縮されていきます。この負の連鎖が生態系に悪影響を及ぼす懸念があります。

大切な海を守るためには、私たち一人ひとりがプラスチックごみの正しい処理を今からすぐに始めることが重要となります。



課題

- 環境問題を解決するためには、幼児から大人、家庭や学校、職場や社会活動の場などのあらゆる場面において、町民一人ひとりが環境保全と創造に向けて積極的に行動していくことが大切です。このような人材を育成するためには、環境について学ぶ場所や機会づくりが重要であり、特に学校の教師や大人に対する環境教育の強化が必要です。また、プラスチックごみや食品ロスなど、新たな課題となっている環境問題についても、環境教育のテーマとして積極的に取り入れていく必要があります。
- アンケートでは、町民が将来に残したい環境・場所として、鮎壺の滝、駿河平自然公園、桃沢キャンプ場、桃沢野外活動センターなどが上位にあげられているため、これらの場所での環境教育・環境学習、環境保全活動を活性化することが望めます。また、町民や事業者が今後取り組みたいと考えている環境教育・環境学習への支援が必要です。
- 本町では「広報ながいずみ」、町のウェブサイトなどを活用して環境情報の発信を行っていますが、今後はあらゆるメディアを通じ、町民や事業者のニーズに合った環境情報の充実を図っていく必要があります。
- 環境基本計画の取り組み状況をまとめた環境報告書を今後も発行するほか、環境基本計画概要版の活用、広報ながいずみへの掲載など、環境基本計画の周知啓発が必要です。



環境教育・環境学習

数値目標

指標	【現 状】 2020 年度 (令和 2 年度)	【中間目標】 2026 年度 (令和 8 年度)	【最終目標】 2031 年度 (令和 13 年度)
環境に関する講座や教室の参加者数（累計）	1,300 人	4,450 人	6,700 人
アースキッズ参加者数（累計）	1,937 人	4,630 人	6,880 人

町の施策

①環境教育・環境学習の推進体制の強化

- ◇ 環境教育・環境学習の体制の強化、教材の作成を行います。
- ◇ 静岡県地球温暖化防止活動推進センターとの協働による環境教育・環境学習を行います。
- ◇ 自然教室・遠足・社会科見学などでの環境教育・環境学習を行います。
- ◇ 環境教育・環境学習の地域指導者を養成します。
- ◇ 緑の少年団活動を推進します。
- ◇ 森づくりを総合学習に取り入れるための組織づくりを行います。

②環境について学ぶ機会や場所の提供

- ◇ 自然観察会の開催、焼却場の見学、リサイクル活動などを通じて環境保全意識の高揚を図ります。
- ◇ ポスター・作文などのコンクールを実施し、環境教育の啓発に努めます。
- ◇ 学校における自発的な環境学習活動を実施します。
- ◇ 環境に関する展示コーナーや町のイベントなど、環境学習の場の提供について検討します。
- ◇ 桃沢野外活動センターを活用して人と自然とのふれあいを促進します。

③環境情報の提供・環境保全活動の拡大

- ◇ 環境報告書を作成・公表するほか、環境基本計画概要版の活用、広報ながいずみへの掲載など、環境基本計画の周知啓発を行います。
- ◇ 環境保全に関する表彰を実施します。
- ◇ 環境情報を環境教育に活用します。
- ◇ 町民や事業者、環境保全団体などによる環境保全活動を支援します。
- ◇ イベント実施時には、公共交通機関の利用、再利用できる製品の使用、カーボンオフセットの活用など、できるだけ環境への負荷の少ない方法を検討・実施します。

町民・事業者に期待する取り組み

	町民	事業者
①		
◇ 家庭や職場で積極的に環境学習を行います。	●	●
◇ 学校における環境教育に協力し、こどもが学んだことを親子で実践します。	●	
◇ 緑の少年団活動に参加・協力します。	●	●
②		
◇ 自然観察会、学習会、ポスター・作文などのコンクールに参加します。	●	●
③		
◇ 地域の環境保全活動に積極的に参加します。	●	●
◇ 町の提供する環境情報に関心を持ち、活用します。	●	●
◇ 各地区における環境情報を発信します。	●	●
◇ 環境基本計画の進捗状況をまとめた年次報告書に目を通し、必要に応じて意見や提案を出します。	●	●
◇ 事業者による環境に関する取り組み状況を示した環境報告書を作成して公表します。		●

コラム

こどもたちへの環境教育

本町では毎年、桃沢野外活動センターで親子を対象とした水生生物観察会を開催しています。川の中にいる生物を観察し、自然とのふれあいを深めるとともに、きれいな川を守ることへの意識を高めています。桃沢川の清流で、楽しみながら勉強できる観察会はとても人気で、毎年多くの参加があります。

また、静岡県地球温暖化防止活動推進センターと共同で実施している「アースキッズ事業」は、小学校高学年を対象として、2週間のエコ活動を実践してもらうものです。本町では毎年、全ての小学校が参加しています。



水生生物観察会



アースキッズ事業

【行動方針】

環境目標 4 | 人と自然が 共生するまち

6

森林と農地をまもる



課題

- 人工林の約 9 割が伐採適期を迎えていますが、施業の共同化が行いにくいいため、間伐やボランティアによる森林づくりを推進するとともに、持続可能な森林としていくためには、木材や間伐材が使われることも重要です。
- 近年では、農地が住宅地や工場、道路などへ転用されて減少したり、耕作放棄地が発生しています。地産地消や減農薬・減化学肥料による環境保全型農業などの取り組みは、地域の農畜産業を守るだけでなく、地域の環境を守ることにもつながるため、今後も推進が必要です。
- アンケートでは、山・森林を今後も残したいという回答が多く寄せられ、森林の保全・管理については、行政に期待する施策として上位にあげられています。さらに、間伐材を使用した製品の選択について、今後取り組みたいと考えている町民も多いため、取り組みの推進が必要です。



植林活動

数値目標

指標	【現 状】 2020 年度 (令和 2 年度)	【中間目標】 2026 年度 (令和 8 年度)	【最終目標】 2031 年度 (令和 13 年度)
民有林の間伐面積	17.68ha/年	3ha/年	3ha/年
認定農業者数	17 人	18 人 (2025 年度)	21 人

町の施策

①森林の保全と適正利用

- ◇ 林地開発許可制度の運用、森林の利用転換や土地形質変更について事業者への指導・助言を行います。
- ◇ 国有林は、水土保持を重視する森林として、林野庁と連携しながら保全します。
- ◇ 水と緑の杜公園などで森づくりや川に親しむイベント（アマゴ放流、水生生物観察会）を開催します。
- ◇ 森林環境教育の一環として、町内園児を対象に間伐体験を実施します。



間伐体験

②総合的な森林管理と森林施業の推進

- ◇ 長泉町森林整備計画による総合的な森林管理や林道の整備を行います。
- ◇ 針葉樹から広葉樹への転換や、在来種による森づくりを行います。
- ◇ 町有林の人工林を間伐します。
- ◇ 森林組合との連携により、森林施業の推進や林業従事希望者への支援をします。
- ◇ 町民参加型の植林・育成活動や森林環境教育を行います。
- ◇ 森林認証などを受けた木製品、間伐材などを利用するとともに、広く普及啓発します。

③総合的な農業振興と自然環境への配慮

- ◇ 計画的な農業振興を図るとともに、耕作放棄地の解消を図ります。
- ◇ 地域住民による農地・水・環境保全向上活動の支援・助言を行います。
- ◇ 新たな担い手確保、認定農業者の育成を働きかけます。

④地産地消の推進

- ◇ 地産地消により、消費者に信頼される産地づくりを行います。
- ◇ 特産品の普及や地域食材を活かしたメニューの考案などを行います。
- ◇ 学校給食で地産地消を推進します。
- ◇ 農業協同組合と連携し、地域食材の販売を促進します。

⑤環境保全型農業の推進

- ◇ 環境保全型農業による減農薬・減化学肥料栽培の取り組みを支援します。
- ◇ 家畜排泄物については適正に管理し、堆肥として土づくりに活用します。

町民・事業者に期待する取り組み

	町民	事業者
① ◇ 森づくりや川に親しむイベント（アマゴ放流、水生生物観察会）に参加します。 ◇ 林地開発許可制度などの手続きを適切に行います。	●	●
② ◇ 植林・間伐などの森づくりにボランティアで参加します。 ◇ 里山に関するイベントなどに参加し、環境学習に活用します。 ◇ 森林認証を受けた木製品や間伐材を積極的に活用します。 ◇ 事業所敷地内の在来種による小さな森づくりを行うとともに、環境を大切にする事業者の姿勢をPRします。	● ● ●	● ● ● ●
③ ◇ 地域ぐるみの農地・水・環境保全向上活動に参加します。 ◇ 農業経営のスペシャリストである認定農業者になります。	●	● ●
④ ◇ 地域食材の積極的な購入や、地域の食文化・郷土料理の継承などにより、地産地消に協力します。	●	●
⑤ ◇ 減農薬・減化学肥料栽培の農作物を積極的に購入します。	●	●

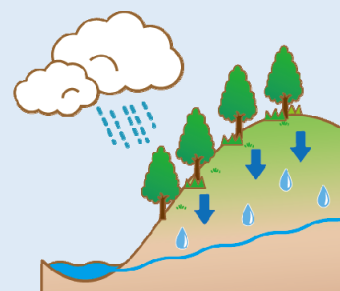
コラム

森林の機能

かつて森林は、薪などの燃料採取や木材の生産の場としての機能に注目されていましたが、近年、環境問題への関心が高まるなか、水を育む「緑のダム」としての機能や土砂崩れなどの災害防止、生物多様性を維持する機能、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止する機能など、様々な公益的機能が取りあげられるようになりました。このような機能を維持していくためには、手入れのされた健全な森林の育成・保全が欠かせません。今後も町・森林所有者・町民・事業者が協働で森林づくりを行っていくことが必要です。

【森林の様々な機能】

- おいしい水をつくる
- 土砂災害を防ぐ
- 動植物の種の多様性を維持する
- 洪水や渇水を緩和する
- 二酸化炭素を吸収する
- 癒しや憩いの場となる など



【行動方針】

環境目標4 | 人と自然が共生するまち

7

身近な自然や生きものと共に生きる



課題

- 町内では、特定外来生物が確認されているほか、ニホンジカやイノシシなど、特定の野生鳥獣の個体数が増加し、農林業への被害が報告されています。そのため、特定外来生物の防除や、野生鳥獣の適正管理・被害の未然防止が必要です。特に野生鳥獣の問題については、アンケートで町民の満足度が低いため、重点的な取り組みが必要です。
- 本町には愛鷹山麓や桃沢川など自然とふれあえる場所が多く分布し、憩いの場や環境教育・環境学習の場所として活用されています。アンケートでは、自然とのふれあいの町民の満足度が高く、将来に残したい環境として人気が上昇している桃沢キャンプ場、駿河平自然公園、桃沢野外活動センター、鮎壺の滝などの場所を中心に、今後も保全・活用が必要です。また、黄瀬川沿いの遊歩道など、身近な場所で自然とふれあえる場所の整備も必要です。



アマゴの放流

数値目標

指標	【現 状】 2020 年度 (令和 2 年度)	【中間目標】 2026 年度 (令和 8 年度)	【最終目標】 2031 年度 (令和 13 年度)
水生生物観察会の参加人数（累計）	398 人	670 人	870 人
桃沢野外活動センターの利用者数	37,597 人/年	40,000 人/年	42,000 人/年

町の施策

①自然環境の保全と自然観察会・保護活動の実施

- ◇ 愛鷹山の自然環境を保全・管理します。
- ◇ 自然環境との調和・共生に配慮した土地利用を行います。
- ◇ 水生生物観察会などを行います。
- ◇ 環境美化運動推進協議会や地域団体などと連携し、桃沢川にアマゴの稚魚を放流します。

②鳥獣保護と適正管理及び動物愛護の推進

- ◇ 鳥獣保護管理法に基づく野生鳥獣の保護を行うとともに、有害鳥獣対策を支援し、農畜産物被害の防止に努めます。
- ◇ 飼い猫や飼い主のいない猫の避妊去勢手術への助成、ペットの飼養マナーの指導、狂犬病予防接種の推進など、動物愛護を推進します。

③自然とのふれあいの場や機会の創出

- ◇ 野外活動施設などの整備を図り、自然環境活用型の森林の有効利用を進めて、町民が自然環境に親しむ場を創出します。
- ◇ 桃沢野外活動センターでは、魅力的な事業の企画運営について指定管理者に依頼し、人と自然とのふれあいを促進します。
- ◇ 水と緑の杜公園などの水辺の維持管理を行います。
- ◇ 自然と親しむ場の創出につながるイベントを開催します。

- ◇ 水と緑の杜公園などで森づくりや川に親しむイベント（アマゴ放流、水生生物観察会）を開催します。
- ◇ 自然とのふれあいを促進するため、道路、公共サインや遊歩道の整備を行います。
- ◇ 河川や水路、寺社林や屋敷林など、まちなかに残る自然環境を保全します。

町民・事業者に期待する取り組み

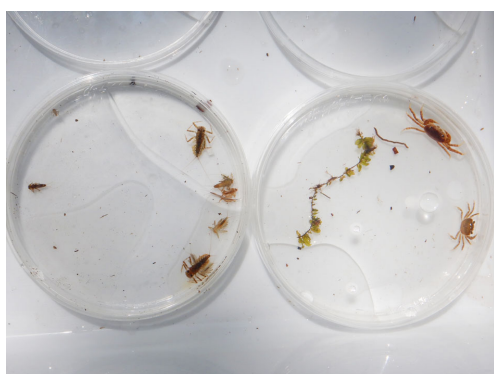
	町民	事業者
① ◇ 自然環境や生物を守ることの重要性について理解して行動します。 ◇ 外来生物について知り、外来生物法を遵守した取り組みを行います。	● ●	● ●
② ◇ ペットを飼うときは、ふんの処理や鳴き声が近隣の迷惑にならないようにします。 ◇ 飼育を検討されている方は、終生飼養の責任を果たせるかよく考えてから飼育を始めます。 ◇ 高齢者の多頭飼いなど、自身で飼育ができなくなった場合には、早急に新たな飼い主を見つけるように努めるとともに、県東部保健所やボランティア団体などに相談します。 ◇ 収穫していない作物や生ごみの管理、防護柵の設置などにより、有害鳥獣による被害を未然に防止します。	● ● ●	●
③ ◇ 屋敷林や工場内の緑地などを自然とのふれあいの場として残して活用します。 ◇ 桃沢野外活動センターなどの野外活動施設を積極的に使います。 ◇ ハイキングコースのマップを活用し、自然とのふれあいを楽しみます。 ◇ 水遊びイベントなど、自然とふれあえるイベントに積極的に参加します。	● ● ● ●	●



採集の仕方のレクチャー



採集した生物の観察・同定



採集した水生生物



観察結果のまとめと水質判定

水生生物観察会のようす

8

公園や緑をふやす



課題

- 本町は人口増加率や出生率が県内 1 位となるなど、子育て世代の人口が増加しています。また、本町はクレマチスが特産物であるほか、道路の花壇を花で飾るフラワーロード事業など、緑や花によるまちづくりを推進しています。アンケートでは、公園緑地や緑化についての町民の満足度が 5 年前と比べて大きく向上しており、将来に残したい環境としても公園・緑地・街路樹が多くなっています。そのため、今後も計画的な公園の整備・管理を行うとともに、公共施設の緑化、家庭や事業所における屋上緑化や壁面緑化などの推進が必要です。



花と緑のコンクール

- 天然記念物などの文化財を残していくことは、まちの魅力の向上につながることから、今後でもできる限りの保存・保護を行うとともに、周知するための資料や案内板の充実を図ることが必要です。

数値目標

指標	【現 状】 2020 年度 (令和 2 年度)	【中間目標】 2026 年度 (令和 8 年度)	【最終目標】 2031 年度 (令和 13 年度)
町民 1 人当たりの公園広場の面積	10.30m ² /人	10.38m ² /人	10.54m ² /人
市街化区域における町民 1 人当たりの都市公園面積	1.45m ² /人 (2019 年度)	2.10m ² /人 (2025 年度)	2.78m ² /人
町民が管理する花壇数	79 箇所	90 箇所	100 箇所

町の施策

①公園緑地の保全と整備・活用

- ◇ 公園・広場の空白地域における公園整備を行います。
- ◇ 鮎壺公園の維持管理、イベントでの利活用について検討します。

②公共施設・公園・道路などの緑化推進

- ◇ 公共施設内の緑化木などの維持管理、フラワーポットによる緑化を推進します。
- ◇ 公共施設への花の配布、ハンギングバスケットの設置、ポケットパークの緑化を推進します。
- ◇ 身近な広場の整備、新設の都市計画道路整備では、街路樹などの植栽を検討します。
- ◇ 各地区の緑化推進を支援します。
- ◇ 町民との協働による道路の花壇管理を継続します。

③家庭や事業所における緑化推進

- ◇ 緑化に関する出前講座、園芸講習会、緑化リーダーの育成などにより、緑化についての普及啓発を行います。
- ◇ 花と緑のコンクールを開催します。
- ◇ 土地利用事業指導、開発許可や景観計画の届出において、緑地の確保を適切に指導します。
- ◇ 適正な工場緑地の維持・管理を普及・啓発します。

町民・事業者に期待する取り組み

	町民	事業者
① ◇ 公園緑地はマナーを守り、きれいに使います。	●	
② ◇ 地区や公民館などにおいて緑花の手入れを行います。	●	
③ ◇ 花と緑のコンクールに参加します。	●	●
◇ 生け垣や花壇などによる緑化を進めます。	●	●
◇ 緑のカーテンを設置します。	●	●
◇ 雨水貯留槽を設置して散水などに活用します。	●	●
◇ 剪定枝や生ごみを使用し、堆肥として利用します。	●	●
◇ 緑花のふれあい出前講座へ積極的に参加します。	●	
◇ 花の時期や水やりなど、管理方法を学習します。	●	
◇ 開発面積に応じた緑化率の基準を遵守します。		●

コラム

長泉町の公園

■ 駿河平自然公園

長さ 130mの吊り橋や芝生広場、展望台、湧水を利用したせせらぎや池などが整備された総面積約 4.3ha の公園です。桜の名所としても知られており、周辺にはクレマチスの丘やビュフェ美術館、井上文学館などがあり、四季を通して多くの人々が訪れます。



■ 長泉町森林公園

森林公園は町の北西部、池ノ平（標高 846m）の南東斜面にあり、総面積約 12.9ha の広大な森の公園です。1978（昭和 53）年にできたこの公園の中には総延長 1,715mの散策路や休憩所、展望場、トイレなどが整備されています。池ノ平展望公園やつるべ落としの滝に続くハイキングコースの起点にもなっています。



■ 水と緑の杜公園

愛鷹山と桃沢川の渓流沿いにある「水と緑の杜公園」は、自然との共生をテーマとし、川の地形を活かしながら芝生広場や遊歩道、つり橋、あずま屋、バイオトイレなどが整備されています。水遊びや小鳥のさえずりを聞きながらの散策などを楽しむことができます。町・町民・NPO と協働による公園管理や体験活動、観光イベントなどを行い、地域の活性化に貢献しています。このような実績が評価され、「21 世紀の“人と建設技術”賞」をはじめ、数々の受賞をしています。



課題

- 本町は富士山や愛鷹山への眺望、ジオポイントに指定されている鮎壺の滝などの景観資源に恵まれています。このような優れた景観資源を良好な景観の形成のために保全・活用していくことが必要です。
- ポイ捨てによるごみの散乱は、マナーの問題が大きな要因であるため、環境美化活動などによって散乱ごみの回収及び意識啓発を継続的に行っていくことが必要です。特に黄瀬川の滝や淵などの滞留ごみや犬や猫のふん尿被害の問題については早期の対策が必要です。
- 不法投棄は回収・処理のコスト増大だけでなく、その場所の環境を汚染する懸念もあります。罰則の周知やパトロールによる監視強化、清掃による捨てにくい環境づくりなど、県や警察、周辺市町との連携による取り組みが必要です。
- アンケートによると、ポイ捨て・不法投棄については町民の満足度が低く、行政に期待する施策として上位であることから、重点的な取り組みが必要です。



清掃活動

数値目標

指標	【現 状】 2020 年度 (令和 2 年度)	【中間目標】 2026 年度 (令和 8 年度)	【最終目標】 2031 年度 (令和 13 年度)
清掃の日参加延べ人数	20,012 人/年	30,000 人/年	30,000 人/年
河川清掃参加者数	2,692 人/年 (2019 年度)	3,000 人/年	3,000 人/年

町の施策

①自然景観の保全と調和

- ◇ 法令に基づく山林・斜面緑地・農地の景観の保全を図ります。
- ◇ 滝、淵、湧水などを伊豆半島ジオパークのジオサイトなどとして保全します。
- ◇ 景観条例に定める眺望点の指定に向けて、調査や必要な整備を進めます。
- ◇ 既成市街地内の工場は、修景や緑化を進め、周辺環境と調和する景観とします。

②ポイ捨てごみ対策の実施

- ◇ 空き缶拾い運動、清掃の日、ポスターや表彰による意識啓発などの町内一斉ごみゼロ運動を実施します。
- ◇ ウォーキングアプリなどを活用し、健康づくり活動としてのウォーキングを行いながら、併せてごみ拾いや防犯といった観点を含めた活動をしていきます。
- ◇ 町内河川一斉清掃を実施するとともに、町民が現状の認識をすることにより河川美化意識の高揚を図ります。
- ◇ 狩野川水系水質保全協議会による河川美化に関する活動を実施します。
- ◇ ペットのふんの処理など、ペットの飼養マナーの指導や啓発を行います。

③不法投棄対策の推進

- ◇ 不法投棄パトロールの強化や県・警察との連携を図ります。
- ◇ 不法投棄監視カメラや看板の設置などで啓発活動を継続して行います。

町民・事業者に期待する取り組み

	町民	事業者
①	◇ 敷地内に残る古木など、良好な街並みを形成する景観資源の保全に協力します。 ◇ 住宅や事業所を新築・改修する際には、周辺の景観に調和した色彩やデザインとします。 ◇ 生け垣や花壇などによる緑化を進めます。 ◇ 屋外広告物の規制を遵守します。	● ● ● ●
②	◇ 町内一斉ごみゼロ運動に参加します。 ◇ 地域の清掃を通じた地域の人々の輪や安全・安心の輪、町民同士のコミュニケーション・ふれあいの輪を広げます。 ◇ ごみのポイ捨てをしないようにします。 ◇ 自治会やPTAなど地域単位や各家庭で散策し、ごみを拾いながらウォーキングを実施します。 ◇ ごみが散乱しないよう、空き缶回収箱などの管理を徹底します。 ◇ 事業者がリーダーとなって清掃活動を実施します。	● ● ● ● ● ●
③	◇ 日常的な不法投棄の監視や町への情報提供をします。 ◇ 不法投棄パトロールに参加します。	● ●

コラム

伊豆半島ジオパークに関する普及啓発

本町は、伊豆半島ユネスコ世界ジオパークの構成15市町の一つです。2016（平成28）年4月には、伊豆半島ジオパークの魅力を紹介する「長泉ビジターセンター」がオープンしました。富士山の火山活動、鮎壺の滝や割狐塚稲荷神社など町内のジオサイトを解説するパネル展示、伊豆半島北部の立体模型などが展示されています。



コラム

ごみを拾いながらウォーキング

水と緑豊かな本町の自然にふれながら、家族や仲間とウォーキングを楽しんでいただくため、「ながいずみ歩こうマップ」を発行しています。マップでは駿河平、上長窪、南一色、桜堤遊歩道、健康ながいずみ、原分、本宿などの9コースについて、距離や所要時間、ルート、みどころなどを紹介しています。このマップや、ウォーキングアプリ（ながいずみ ちょうどいい Walk）を活用して、ごみを拾いながらのウォーキングを実践しましょう。



【行動方針】

環境目標 6 | 水と空気がきれいである 安全・安心なまち

10 水や空気をきれいにする



課題

- 本町は豊富な地下水に恵まれており、町の産業や暮らしを支える大切な資源になっているため、今後も定期的な水質などの点検が必要です。
- 本町の污水处理人口普及率は年々増加し、それに伴って河川の水質は改善傾向にあります。今後も下水道や合併処理浄化槽の整備を推進することが必要です。
- 事業所が発生源の大気汚染や騒音は、個別法による規制・指導や立ち入り検査、公害防止協定の締結などを行うとともに、家庭から発生する野焼きや近隣騒音などは啓発を強化し、当事者同士の相互理解を進め、問題の解決に努めていくことが重要です。
- 本町は広域交通網の要所となっており、渋滞が発生している道路もあります。道路環境の改善による渋滞解消や自転車の利用しやすい環境整備、循環バスなどの公共交通機関の利用促進を図ることが必要です。
- アンケートでは、騒音・振動に対する町民の満足度が低く、行政に期待する施策として上位であることから、重点的な取り組みが必要です。
- 公害苦情を未然に防ぐため、事業所には公害防止協定の締結や立ち入り検査の実施、町民には発生した苦情へ速やかな対応と解決を図っていくことが必要です。また、近年では近隣騒音や野焼きなどが当事者となるケースも多く、法令などによる規制だけでは対応が難しいため、町民のマナー啓発や相互のコミュニケーションを図ることが重要です。



水生生物調査

数値目標

指標	【現 状】 2020 年度 (令和 2 年度)	【中間目標】 2026 年度 (令和 8 年度)	【最終目標】 2031 年度 (令和 13 年度)
黄瀬川環境基準達成率	100%	100%	100%
公共下水道普及率	77.7%	83.7%	88.7%
下水道整備率【第 5 次総合計画】	64% (2019 年度)	68% (2025 年度)	72%
污水处理人口普及率	86.0%	89.0%	91.5%
公害防止協定締結数	37 社	39 社	41 社

町の施策

① 地下水の保全と水質の監視

- ◇ 地下水の水質検査、基準値超過地点をはじめとした定点観測を継続します。
- ◇ 地下水利用者に対して揚水量調査を実施し、揚水量の把握に努めます。
- ◇ 水質の定期測定を行います。
- ◇ ゴルフ場で使用される農薬による河川への影響調査を実施します。
- ◇ 有機塩素系化合物の取り扱い事業所の把握・指導、水質検査を行います。
- ◇ 狩野川水系水質保全協議会による河川の環境美化活動を行います。

②生活排水処理施設の普及促進と汚濁負荷量の低減

- ◇ 処理開始区域内の世帯が早期に公共下水道に接続を行うよう、戸別訪問などの啓発活動を実施します。
- ◇ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えの支援をします。

③大気汚染や騒音振動の監視・発生抑制

- ◇ 県と連携して大気汚染や騒音・振動の測定、工場・事業所への規制・指導を行います。
- ◇ 道路交通量の多い地点について騒音測定を実施します。
- ◇ 道路整備により交通渋滞を抑制するとともに、安全・安心な生活道路、歩行者・自転車空間を確保します。
- ◇ 民間路線バスの確保・利用促進、コミュニティバスの路線確保・見直しを図るとともに、JR 沿線の自治体などと鉄道の利便性向上等の働きかけを行います。

④公害の未然防止と化学物質の管理

- ◇ 工業団地などへの事業所の立地を推進し、市街地の住工混在の解消や無秩序な宅地化の防止などに努め、適正な土地誘導を図ります。
- ◇ 環境保全協定の締結により、事業者の自主的な環境への負荷の低減を促進します。
- ◇ 県と連携して定期的な工場への立入調査を実施し、公害対策の指導に努めます。
- ◇ 公害苦情の早期の解決、再発防止に向けた対応を検討します。
- ◇ 有害化学物質を使用している事業者に対する情報提供や啓発を行います。

町民・事業者に期待する取り組み

	町民	事業者
①	◇ 水は大切な資源であると認識して節水を心がけます。 ◇ 親子で水生生物調査に参加します。	
②	◇ 公共下水道処理開始区域では速やかに公共下水道に接続します。 ◇ 公共下水道処理開始区域以外では合併処理浄化槽の導入を進めるとともに、定期的な管理を徹底します。 ◇ 水質汚濁の規制を遵守し、事業排水の浄化設備を設置して汚水を削減します。	●
③	◇ 野焼きをしないようにします。 ◇ 自動車の利用を避け、公共交通機関や徒歩・自転車による移動を心がけます。 ◇ 道路整備について、理解・協力をします。 ◇ 自動車の急発進や急停止などをせずにエコドライブを心がけ、アイドリング音を出さないようにします。 ◇ 工場や事業所からの大気汚染・騒音・振動の規制を遵守し、より一層の環境負荷削減に努めます。 ◇ 近隣の迷惑になるような大きな音や振動を出さないようにします。	●●●●●
④	◇ 洗剤や農薬をはじめとする化学物質の使用を極力減らします。 ◇ 化学物質の適切な管理や廃棄を徹底して、環境中への放出を防ぎます。 ◇ 日常生活に関する公害については、町民同士や地域内で解決するよう心がけます。 ◇ 公害防止協定を締結するとともに、立ち入り調査に協力します。	●●●●

ながいずみ 水・緑・脱炭素 プロジェクト

1 プロジェクトの背景

- 本町は、豊かな自然環境、充実した子育て環境、多分野産業の立地、首都圏からのアクセスのよさなどから、住むのに“ちょうどいい”まちであり、県内1位の人口増加率や出生率を誇ります。
- 近年では、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな生活様式が浸透することで、身近な環境へのニーズがさらに高まるとともに、都市から地方への移住促進などに注目が集まっています。
- 国の2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの宣言、「地球温暖化対策推進法」の一部改正など、脱炭素社会に向けた動きが加速しています。また、2020（令和2）年度に行った町民アンケートでは、「地球温暖化」が行政に期待する施策として上位にあげられています。
- 複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方が社会に浸透し、SDGsの目標達成に向けて、地域特性に応じた取り組みが求められています。



2 プロジェクトに位置付ける重点取り組み



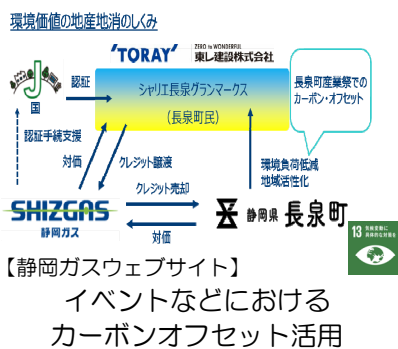
太陽光発電への支援

蓄電池・燃料電池など
省エネルギー設備への支援ZEH（ゼロエネルギー住宅）
への支援公共施設・事業所の
脱炭素化の促進営農型ソーラー
シェアリングの普及事業者とのSDGs 推進に関する
包括連携協定の締結グリーンスローモビリティ
の導入

次世代自動車の普及促進



シェアサイクルの利用促進

クレマチスなどによる
緑のカーテンの普及長泉ブランド認定品の
地産地消



伊豆半島ジオパークの
ジオサイト活用



ごみ拾いウォーキング



協働による花壇管理



こども・大人向け
環境教育の推進



エネルギー教育
(アースキッズ事業)



エネルギー教育
(小水力発電)



森づくり・
森林環境教育



廃プラスチックの削減・
再資源化の促進



“長泉ママラッチ”との連携によ
るエコ活動の発信

コラム

ながいずみ 水・緑・脱炭素 プロジェクト

本計画の重点プロジェクト「ながいずみ 水・緑・脱炭素 プロジェクト」は、水と緑に恵まれた環境を活かしながら、脱炭素に関する取り組みを重点的に行うことで、住むのに“ちょうどいい”環境・経済・社会が好循環する脱炭素なまちを目指すものです。

本プロジェクトの重点取り組みは、いずれも脱炭素社会の実現と同時に、地域の産業振興や社会問題の解決などにもつながる「コベネフィット」があります。つまり、環境だけではなく、経済や社会を含めた好循環をまち全体で形成していくことを目指しています。

なお、重点取り組みは本計画内で位置づけるもののほか、毎年度の取り組み状況をまとめた「長泉町環境報告書」において、プロジェクトに位置付けた取り組みを順次紹介していきます。



第4章 推進体制・進行管理

第1節 推進体制

本計画を確実に推進していくためには、町・町民・事業者などの各主体が自らの責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。

そこで、本章では計画の推進のため各主体に期待される役割、庁内の横断的組織や環境審議会などについて示します。

1 町

町は本計画の策定や進行管理、施策・事業の総合的な推進を図るとともに、町民・事業者が行う環境保全活動の支援・協力を行います。

■庁内会議

環境基本計画に掲げた重点プロジェクトや、町の施策・事業などを総合的かつ計画的に進めていくためには、庁内各課の連携が不可欠です。そのため、横断的な庁内推進組織である「庁内会議」を設置し、関係各課の環境保全に係る施策・事業を調整します。また、計画の進捗状況について把握し、その公表、点検・評価、見直しを行います。

■各担当課

各担当課で施策や事業を行う際には、環境基本計画に基づく環境への配慮を織り込むとともに、町民や事業者の取り組みの推進に対する支援などを積極的に行います。

■事務局

くらし環境課が庁内会議や環境審議会などの各種会議の調整を行うとともに、町民や事業者と町を結ぶ窓口として機能する事務局を担当します。

2 町民・事業者

町民及び事業者は、地球温暖化防止の取り組みを積極的に推進していくとともに、町が実施する取り組みの推進に協力します。また、地域組織や民間団体・NPOでの活動への参加や、企業の社会的責任（CSR）の考え方のもと、事業者自らによる積極的な環境保全活動の拡大が望まれます。

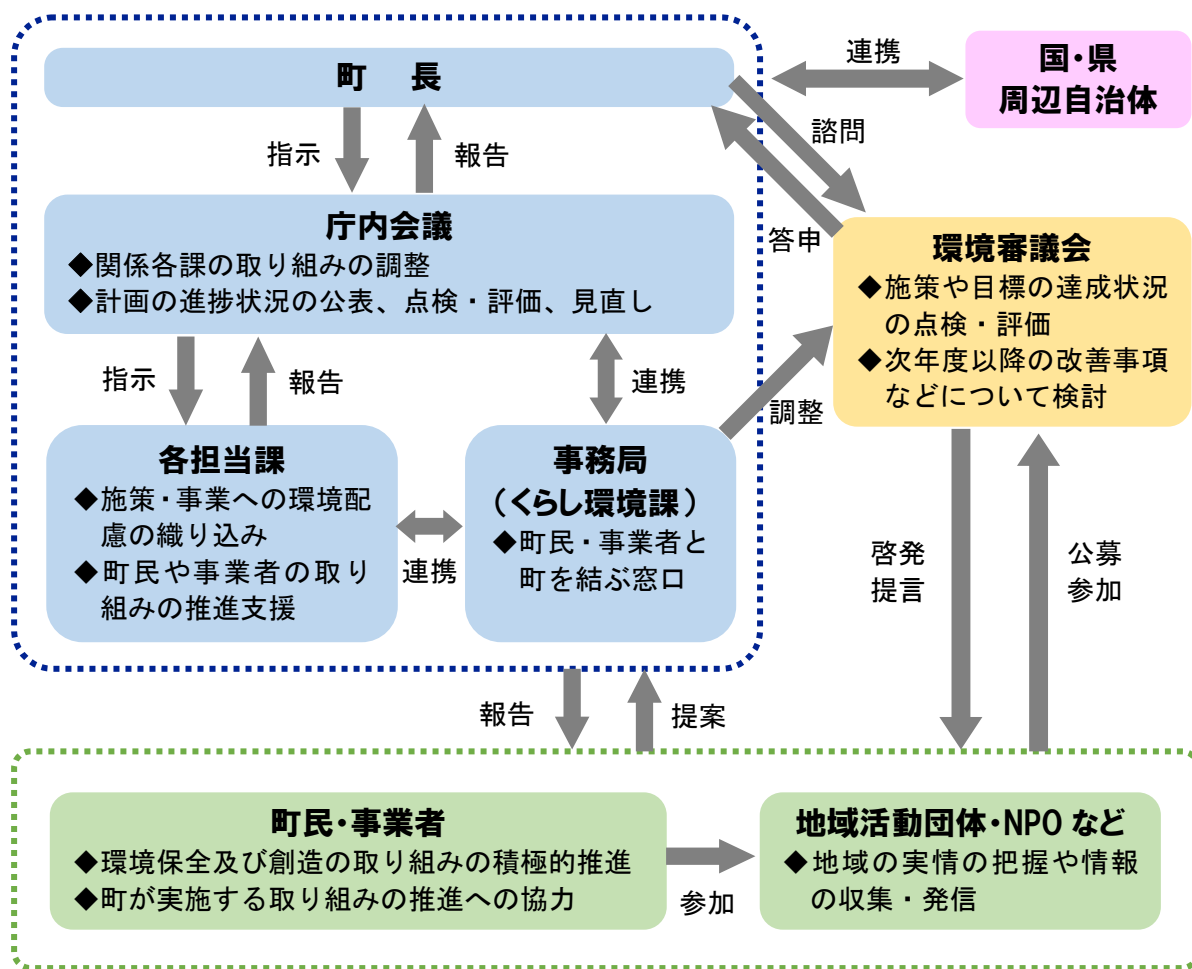
3 環境審議会

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで、必要な事項を調査審議するための町長の附属機関であり、長泉町環境基本条例第15条に基づいて設置します。

庁内推進組織がとりまとめた町の施策・事業や目標の達成状況について点検・評価し、次年度以降の改善事項などについて検討します。

4 国・県・周辺自治体

今日の深刻化する環境問題の解決には、広域的な取り組みとともに、専門的・技術的な知見が必要となることから、国・県・周辺自治体などとの連携に努めていきます。



計画の推進体制

第2節 進行管理

本計画を着実に推進していくため、施策や事業の進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直すことを目的として、継続的改善の仕組み（PDCA サイクル）を導入します。

1 計画の策定（Plan）

町は町民や事業者の意見を広く取り入れた環境基本計画を策定します。計画の策定時には、長泉町環境審議会が町長からの諮問に対する審議を行い、その結果を町長へ答申します。

また、毎年度、環境報告書の点検・評価や施策・事業の見直しなどを図り、総合計画や実施計画などに反映していきます。

2 計画の推進（Do）

本計画に定められた施策・事業を着実に進めていくため、町・町民・事業者のそれぞれが環境保全及び創造に向けた取り組みを積極的に実践するとともに、協働して進めていきます。

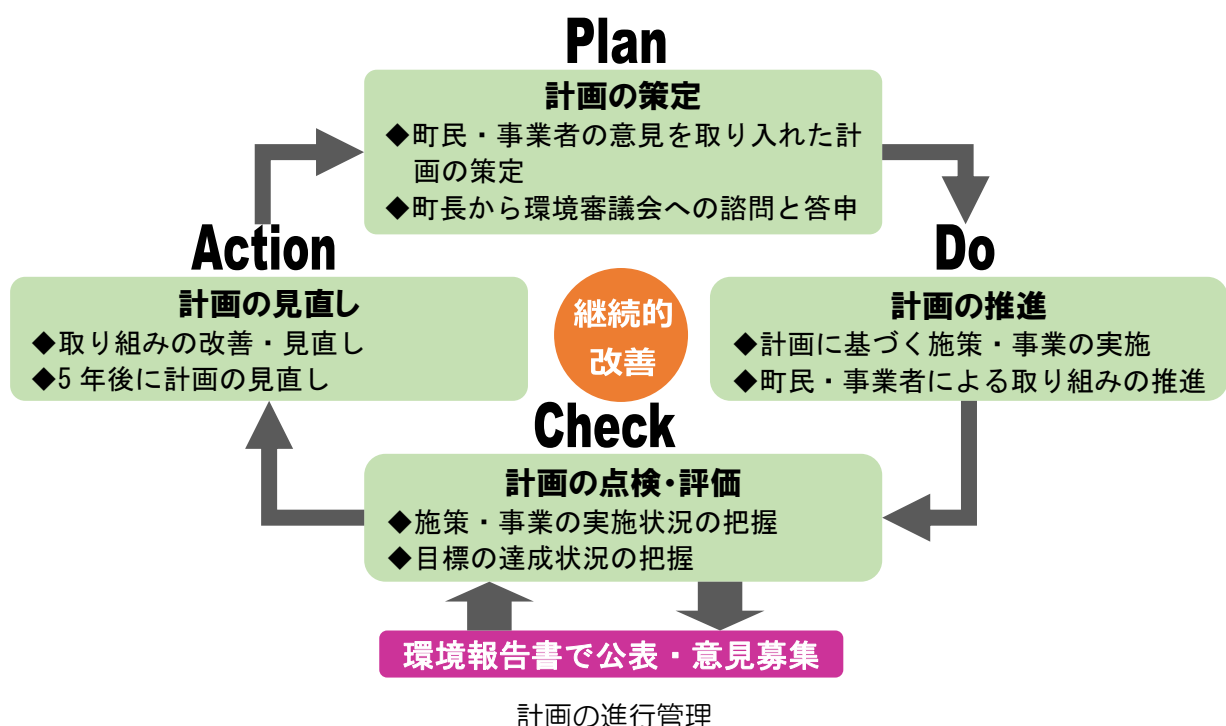
3 計画の点検・評価（Check）

本計画では、「第3章 環境施策」の項目ごとに指標と目標値を掲載しています。今後は、この指標を用いて項目ごとの目標達成状況や関連する施策全体の進捗を把握・評価していきます。また、各担当課で行う施策の実施状況についても毎年度、進捗把握を行っていきます。

本計画の施策の進捗状況を把握、評価した結果をとりまとめたものが環境報告書です。進捗管理と情報公開・提供のツールとしての役割を果たします。町民や事業者は環境報告書に対する意見を町へ提出することができます。

4 計画の見直し（Action）

環境報告書などで進捗状況が評価された結果を受け、必要に応じて、施策に基づく次年度以降の具体的な取り組みの内容を見直します。また、社会経済の状況や環境の状況の変化をふまえ、実行計画の見直しを5年後に行うこととします。



資料編

資料 1 町の概況

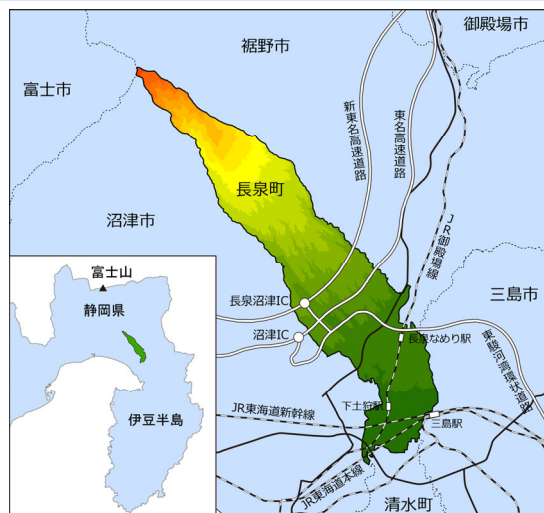
1 町の位置・沿革

●愛鷹山麓に広がる町

本町は静岡県の東部、伊豆半島の付け根にあり、北に富士山、東に箱根連山を仰ぐ愛鷹山麓に位置しています。東西を三島市と沼津市、南北を清水町と裾野市に接しています。

町内及び近隣に三島駅や東名高速道路沼津 IC、新東名高速道路長泉沼津 IC が位置していることから、静岡市や東京方面へのアクセスに優れています。また、東駿河湾環状道路の開通により、伊豆方面へのアクセスも向上しています。

町域は南北方向の長さが 12.0km、東西方向が 9.1km であり、南北に細長い形となっています。総面積は 26.63km² です。



本町の位置・主な交通網

【資料：ながいすみ令和元年度行政資料集、静岡県統計年鑑】

2 人口・世帯数

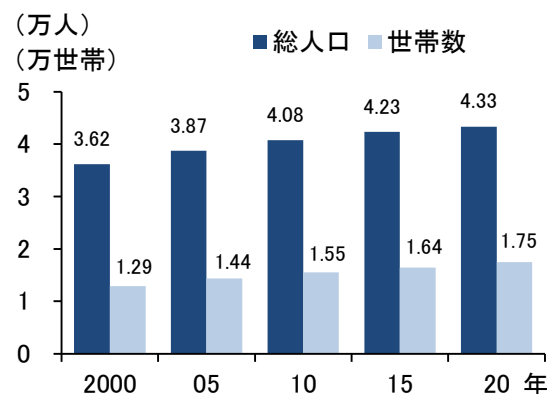
●県内の町では最も多い人口

2020（令和 2）年の本町の人口は 43,336 人で増加傾向にあり、県内の町では最も多い人口となっています。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、これまで安定的に人口が増加してきましたが、本町においても高齢化などの要因により、2025（令和 7）年をピークに人口が減少すると推計されています。

●県内 1 位の年少人口比率と出生率

2020（令和 2）年国勢調査によると、人口増加率は 2.4%で県内 2 位、年少人口（0～14 歳）比率は 15.9%で県内 1 位となっています。

合計特殊出生率（女性の年齢別出生率を 15～49 歳にわたって合計した数値）は、2013（平成 25）年度～2017（平成 29）年度の期間では 1.80 であり、県内 1 位となっています。



人口・世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

【資料：国勢調査】

●高齢人口比率は低いが進む高齢化

2020（令和 2）年国勢調査によると、高齢人口（65 歳以上）比率は 22.3%で、県内 1 位の低さとなっています。これは、出生率が比較的高く年少人口（0～14 歳）が大きく減少していないためです。しかし、1995（平成 7）年に 4,004 人（11.7%）だった高齢人口は、2020（令和 2）年には 9,645 人（22.3%）に増加しており、高齢化は緩やかながら着実に進んでいます。

【資料：国勢調査】

資料 2 地球環境

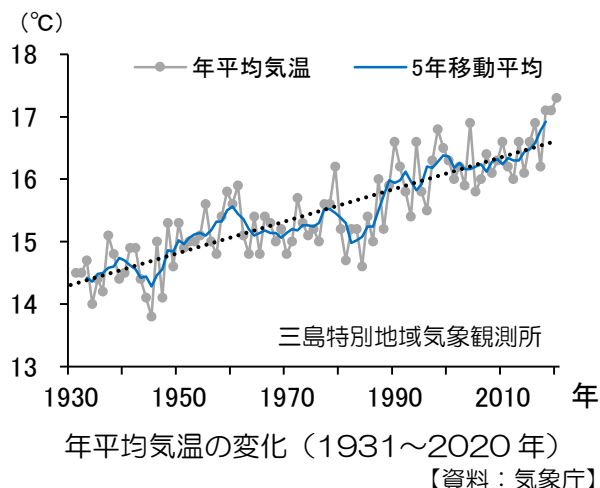
1 気温上昇

● 年平均気温の上昇

本町の最寄りの気象観測所である三島特別地域気象観測所（三島市）における年平均気温は増加傾向にあり、90 年間で約 2℃上昇しています。

● 真夏日などの増加と冬日の減少

三島特別地域気象観測所（三島市）における真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数は増加、冬日は減少する傾向にあります。



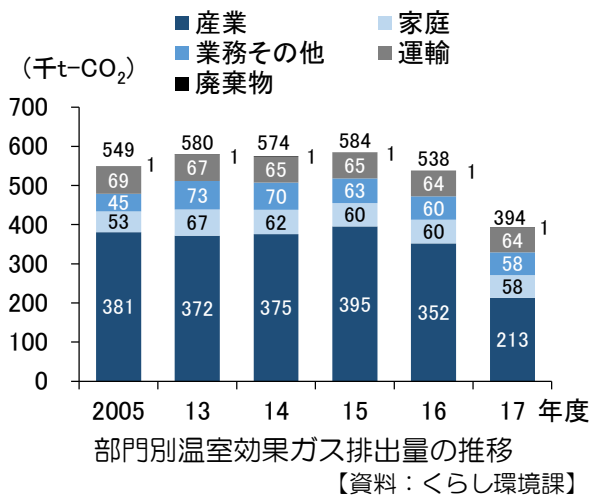
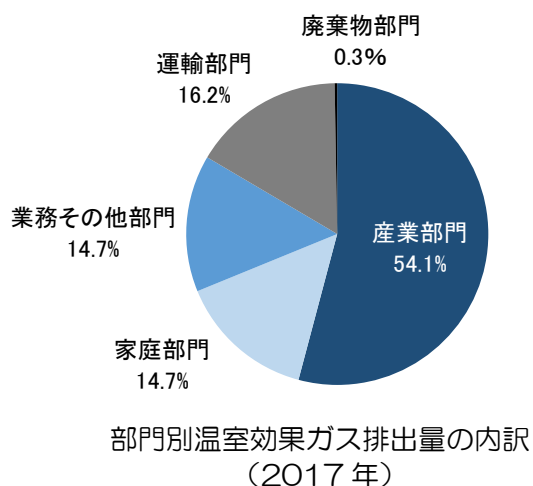
2 温室効果ガス

● 町全域からの温室効果ガス排出量

本町における 2017（平成 29）年度の二酸化炭素排出量は 394 千 t-CO₂ で、2005（平成 17）年度と比べると 23.7%減少、2013（平成 25）年度と比べると 32.1%減少しています。2017（平成 29）年度の二酸化炭素排出量を部門別にみると、産業部門が 54.1%を占めており、次いで運輸部門（16.2%）、業務その他部門（14.7%）、家庭部門（14.7%）、廃棄物部門（0.3%）の順に多くなっています。

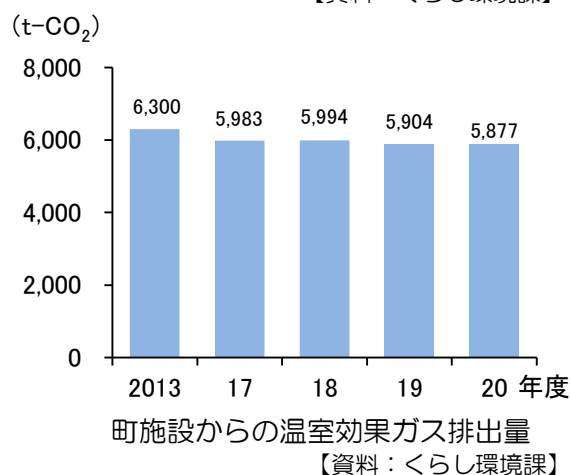
2005（平成 17）年度からの増減では、業務その他部門（+57.8%）と家庭部門（+9.9%）が増加しています。これは、業務その他部門の従業者数や家庭部門の世帯数の増加によるものです。

なお、2013（平成 25）年度からの増減では、いずれの部門も排出量が減少しています。



● 町有施設の温室効果ガス排出量

本町では、2019（平成 31）年 3 月に「第 4 次長泉町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。同計画では、2013（平成 25）年度を基準年度とし、2030（令和 12）年度までに温室効果ガスの 35%削減を目標として掲げました。2020（令和 2）年度は、基準年度と比べて 6.7%減少しています。



3 省エネルギー

●町有施設への省エネルギー設備の導入

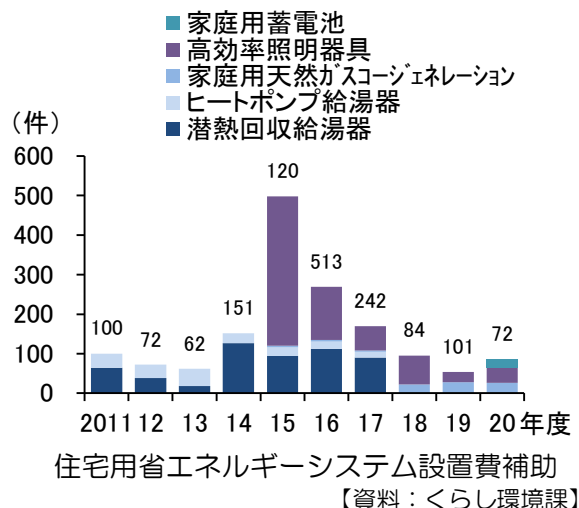
町有施設では、役場本庁舎、北館などに LED 照明やエコアイス（氷蓄熱式空調システム）などの省エネルギー設備を導入しています。また、ウェルピアながいずみでは、自然光を積極的に取り入れ、明るさセンサーにより照明の照度を調整するしくみになっており、アリーナを含め全館 LED 化などが評価され、（社）照明学会から「照明普及賞」を受賞しました。このほか、駐車場には電気自動車の急速充電スタンドを設置しています。

●省エネルギーシステムへの設置補助

本町では、新・省エネ機器（長泉町 ZEH（ゼロエネルギーハウス）等支援事業補助金交付要綱）の設置に対する補助を実施しています。

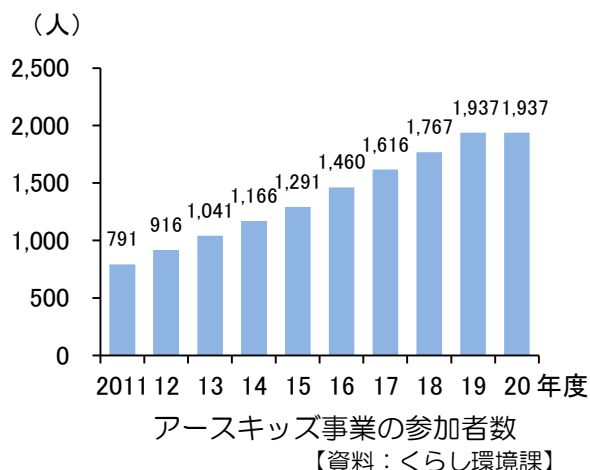
2011（平成 23）～2020（令和 2）年度に潜熱回収給湯器 479 件、ヒートポンプ給湯器 157 件、家庭用天然ガスコージェネレーション 110 件、LED 照明 712 件、家庭用蓄電池 63 件の補助を行っています。

また、2020（令和 2）年度からは中小企業を対象とした省エネルギー設備への補助も実施しています。



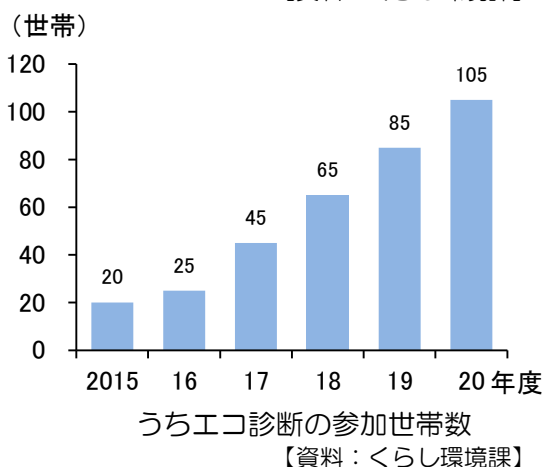
●省エネルギーの啓発

家庭における二酸化炭素排出量の削減を目的に、静岡県地球温暖化防止活動推進センターと共同で「アースキッズ事業」を実施しています。アースキッズ事業は小学校高学年が対象で、総合的な学習の時間などの授業内容との連携を図りながら、チャレンジブックを活用して 2 週間、家庭で取り組みをしてもらうものです。実績は 2020（令和 2）年度までに 1,937 人となっています。



●うちエコ診断の実施

本町では、静岡県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、2015（平成 27）年度から家庭における無料の省エネ診断である「うちエコ診断」を推進しています。うちエコ診断では、専用の診断ソフトを使って家庭の光熱費の無駄を分析し、省エネ・節約のポイントを分かりやすくアドバイスしています。2020（令和 2）年度までに 105 世帯がうちエコ診断を受けています。



●「長泉町立地適正化計画」の策定

本町においても、将来確実に起こりうる人口減少や少子高齢化を抑制し、人口バランスの取れた持続可能な都市づくりが必要となっています。そこで、長期的な視点のもと、拠点における賑わいの創出、道路や公園などの整備、公共交通の利用促進、低炭素なまちづくりを推進し、誰もが住みやすいまちづくりを実現するため、「長泉町立地適正化計画」を2018（平成30）年7月に策定しました。

●「環境創造型まちづくりにおける連携に関する協定」の締結

本町では、「環境と経済の好循環」を進めていくため、町内の事業者と町が協定を結びことで新たな環境施策を推進する「環境創造型まちづくりにおける連携に関する協定」の締結を行っています。

●イベントにおけるJ-クレジット制度の活用

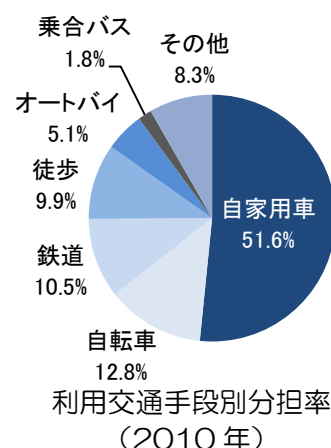
本町では、県内初の取り組みとして、町内で生み出された環境価値（二酸化炭素の排出削減量）を「第23回長泉町産業祭」及び「第24回長泉町産業祭」、「第23回長泉わくわく祭り」において「J-クレジット制度」を活用し、二酸化炭素の排出削減量の“地産地消”を実現しました。

この取り組みは、静岡ガス株式会社、東レ建設株式会社、本町の3者で2015（平成27）年9月に締結された「環境創造型まちづくりにおける連携に関する協定書」に基づき行われました。

●50%を占める自動車の利用率

本町の2010（平成22）年における利用交通手段別分担率は、自家用車が51.6%（県平均は56.6%）で最も高い一方、鉄道や乗合バスの公共交通手段の分担率（複数利用含む）は12.3%で、特に乗合バスの分担率は全体の1.8%と非常に低くなっています。

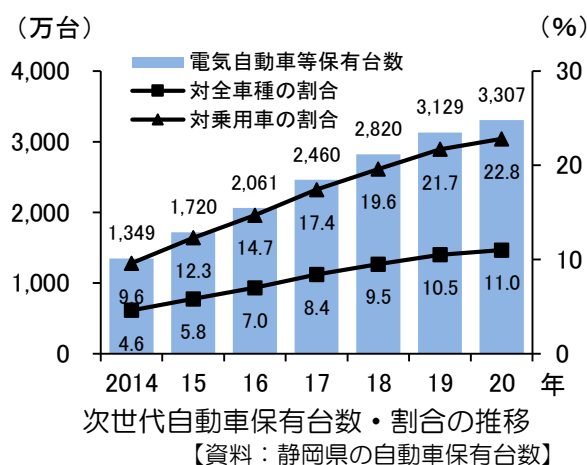
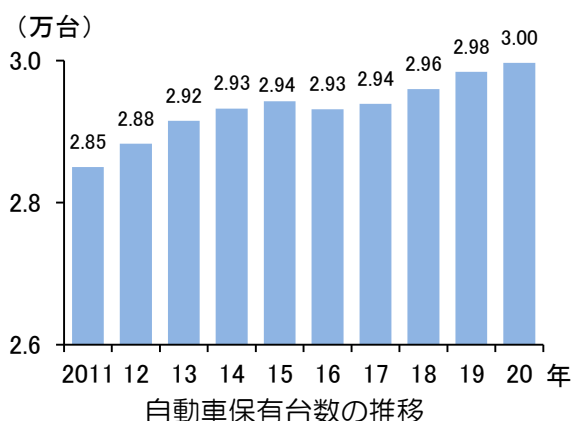
また、2000（平成12）年と2010（平成22）年の利用交通手段別分担率を比較すると、2002（平成14）年に長泉なめり駅が開業した影響もあり、鉄道の利用が4.3%から10.5%に増加し、自動車の分担率は53.8%から51.6%に微減しています。



【資料：国勢調査】

●自動車保有台数・次世代自動車普及率の増加

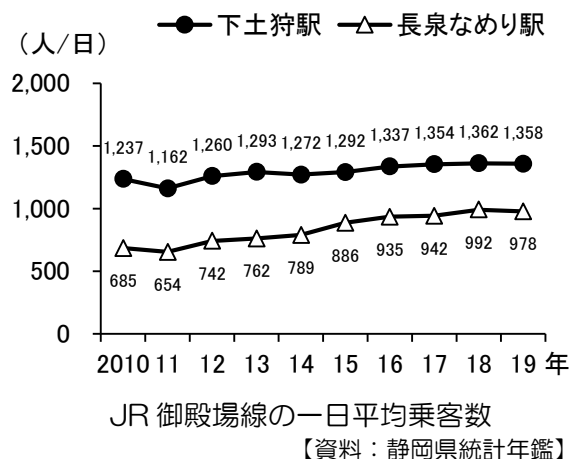
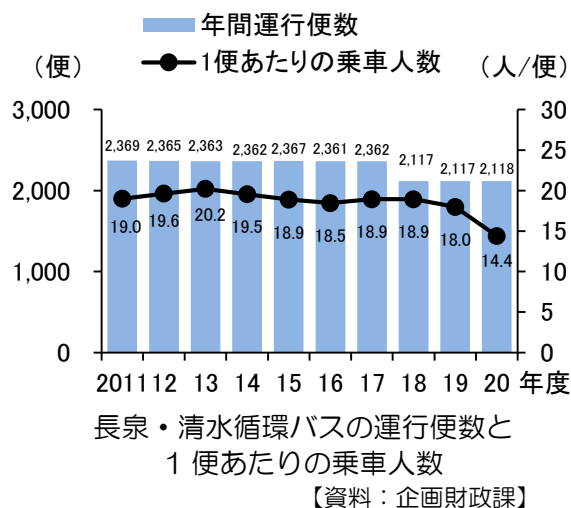
本町の自動車保有台数は増加傾向にあり、2020（令和2）年は29,968台でした。1世帯当たりの自家用車台数は1.34台/世帯（県平均は1.48台/世帯）であり、県内35市町のうち25位です。また、次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の普及率は、対全車種割合では11.0%（県平均は9.7%）、対乗用車割合では22.8%（県平均は22.8%）でした。



●公共交通利用者の状況

町内には富士急シティバス、伊豆箱根バス、東海バスの路線があり、三島駅と静岡県立静岡がんセンターを結ぶ路線と三島駅と沼津駅を結ぶ路線は、町内を走る路線の中でも運行本数が多くなっています。また、2003（平成 15）年度から、本町と清水町を結ぶ「長泉・清水循環バス」（コミュニティバス）を運行していますが、近年は減少傾向にあり、2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、1 便あたりの乗車人数が大きく減少しました。また、路線バスの撤退に伴い、2018（平成 30）年 10 月から実証運行を続けてきた桃沢地区と長泉なめり駅を結ぶデマンド乗合タクシー「ももタク」は、2020（令和 2）年 4 月から本格運行し、地域の足として定着しつつあります。

鉄道については町内に下土狩駅、長泉町なめり駅があり、乗客数は横ばいで推移しております。また町域近くに三島駅と大岡駅が位置しています。



●シェアサイクルの導入

スマートフォンのアプリを使って簡単に電動アシスト付自転車が借りられるシェアサイクル「ハレノヒサイクル」が2019（平成 31）年3月末からスタートしました。「ステーション」と呼ばれる駐輪場で自転車の貸出・返却ができます。

4 再生可能エネルギー

●町有施設への再生可能エネルギー設備の導入

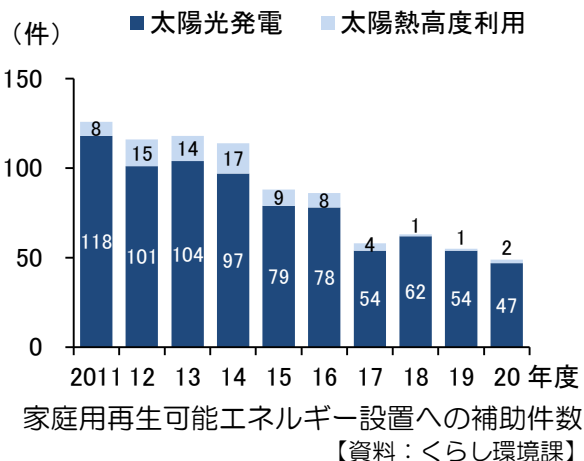
町有施設では、役場庁舎（北館、西館、別館（防災センター））、長泉小学校、南小学校、北小学校、勤労者体育センター、ウェルピアながいずみ（長泉町健康づくりセンター）などで太陽光発電システムを導入しています。

なお、これらの太陽光発電システムの容量は合計 171kW、蓄電池は 30kW です。

●再生可能エネルギーへの補助の実施

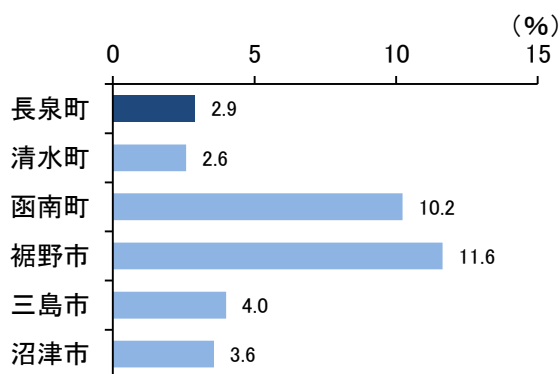
本町では、家庭用太陽光発電システム及び太陽熱高度利用システムの設置に対する補助金（長泉町 ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）等支援事業補助金交付要綱）の補助を実施しています。

2011（平成 23）～2020（令和 2）年度に太陽光発電 794 件、太陽熱高度利用 77 件の補助を行っています。



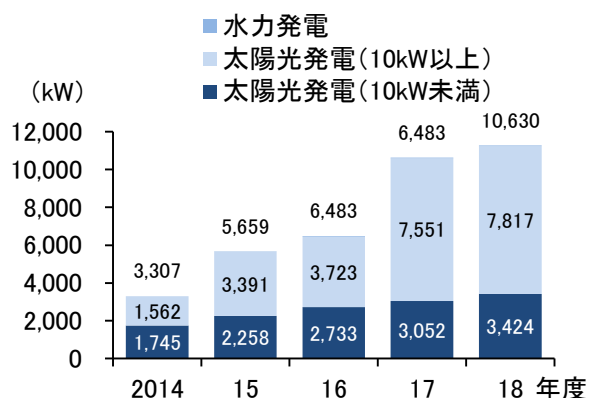
●低い再生可能エネルギーの導入割合

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）の導入状況によると、本町の2018（平成30）年度における再生可能エネルギー発電の導入容量は、家庭用の太陽光発電（10kW未満）が3,424kW、事業所や発電用の太陽光発電（10kW以上）が7,817kW、水力発電が27kWの計10,630kWです。また、年間想定発電量は14,591千kWhであり、これは町内における総電力消費量の約3%に相当しますが、周辺市町と比較しても低い状況にあります。



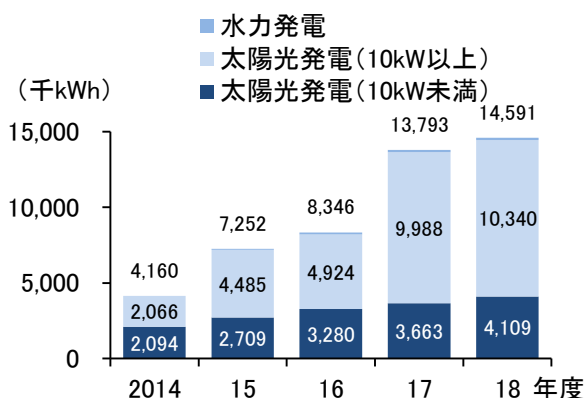
電力消費量に占める再生可能エネルギー発電量の割合（2018年度）

【資料：自治体排出量カルテ】



再生可能エネルギー発電導入容量

【資料：固定資産買取制度導入状況】



再生可能エネルギー年間想定発電量

【資料：固定資産買取制度導入状況】

●小水力発電「ニコニコ水力」の設置とESDへの活用

本町の桜堤を流れる久保田川に毎時8kW、年間発電量は一般家庭4軒分の49,000kWh/年を想定した小水力発電装置「ニコニコ水力1号」を設置し、2015（平成27）年3月から実証実験を開始しました。この小水力発電装置は民間事業者が設置したもので、通常時は発電した電力を売電し、売電利益の一部を水利関係者や設置自治会住民に地域づくり協力金として還元するしくみとなっています。また、災害発生時には、町がその電気を使えるよう「災害時における電力の供給に関する協定」を締結しました。2017（平成29）年4月からは、1号機の上流に2号機と3号機が設置され、稼動しています。

●「長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の施行

本町では、良好な自然環境や景観及び町民の生活環境を保全するとともに再生可能エネルギーの適正導入を誘導するために、「長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を2020（令和2）年4月1日から施行しています。同条例では、一定規模以上の太陽光発電及び風力発電事業を対象に説明会の開催や届出、町長の同意などについて規定しています。

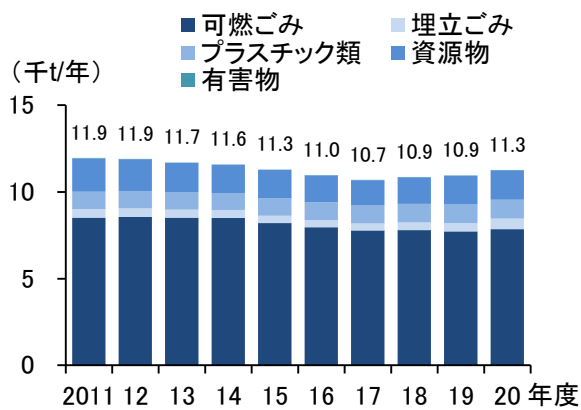
資料 3 廃棄物

1 ごみ・リサイクル

●減少しているごみの量

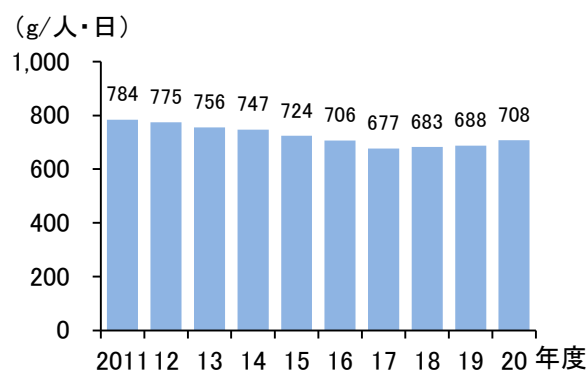
ごみ排出量は年々減少傾向にあり、2020（令和 2）年度は 11,274 t でした。

町民 1 人 1 日当たりのごみ排出量も減少傾向にあり、2019（令和元）年度は 688g/人・日でした。静岡県の平均は 918g/人・日であり、県内では掛川市（627 g/人・日）、菊川市（656g/人・日）、森町（669 g/人・日）藤枝市（684 g/人・日）に次いで 5 番目に少なくなっています。なお、2020（令和 2）年度は 708 g/人・日でした。



ごみ排出量の推移

【資料：くらし環境課】



町民 1 人 1 日当たりごみ排出量

【資料：くらし環境課】

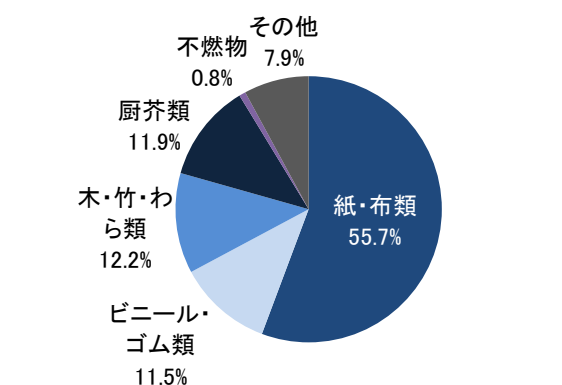
●5 区分 12 種 21 分別のごみ分別

家庭系から排出されるごみは、大きく可燃ごみ（燃やせるごみ）、プラスチック類、不燃ごみ（燃やせないごみ）、ペットボトル及び有害ごみ、資源物に分別して収集しています。ごみの種別に応じた収集日、分別・排出方法などを家庭ごみ収集カレンダーやごみの出し方便利帳で周知徹底を図っています。また、ごみの分別が徹底されていない収集不可能なごみ袋に「レッドカード」を貼り付けています。

●燃やせるごみの半分を占める紙・布類

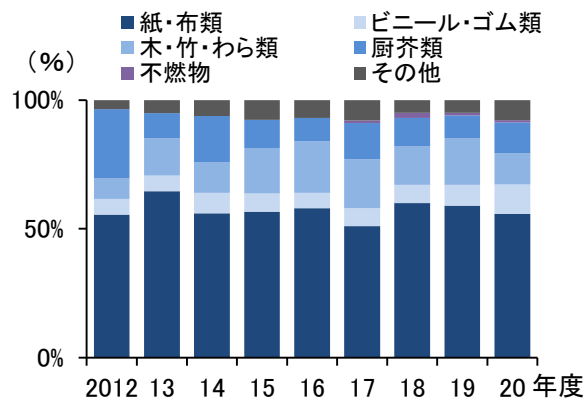
焼却場に収集・運搬されたごみの種類をみると、2020（令和 2）年度は紙・布類が 55.7%を占めており、次いで、木・竹・わら類（12.2%）、厨芥類（11.9%）が多くなっています。また、二酸化炭素排出量に直接関係するビニール・ゴム類は 11.5%でした。

2007（平成 19）年度から庭木剪定枝を木屑処理機でチップ化し、リサイクル化に取り組んでいます。



ごみの種類の割合（乾重量比）（2020 年度）

【資料：くらし環境課】



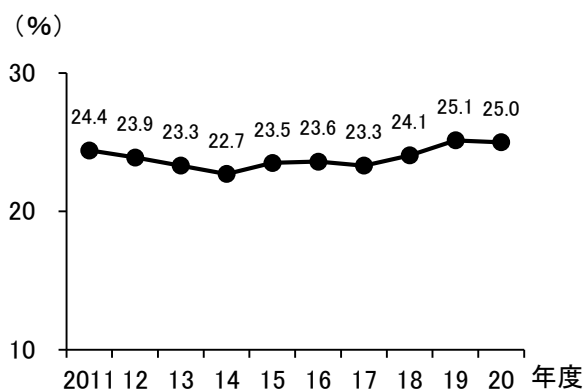
ごみの種類の推移

【資料：くらし環境課】

●やや増加している再資源化率、徐々に普及しつつある生ごみ処理機

2020（令和2）年度の再資源化率は25.0%であり、ここ数年はやや増加傾向となっています。

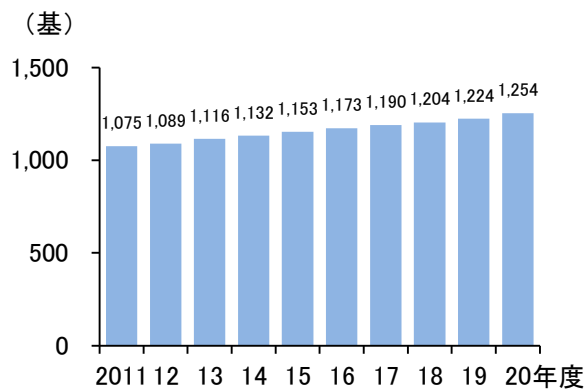
また、1993（平成5）年度以降、生ごみ処理機などの設置助成を行っており、一般家庭及び事業所から排出される生ごみの自己処理を推進しています。助成件数は2020（令和2）年度に合計約1,254基となりました。



再資源化率*の推移

【資料：一般廃棄物処理事業のまとめ】

*再資源化率＝（直接資源化量＋施設処理による資源化量）÷総ごみ処理量×100



生ごみ処理機器等申請数の推移（累計）

【資料：くらし環境課】

●マイバッグの持参とレジ袋の削減

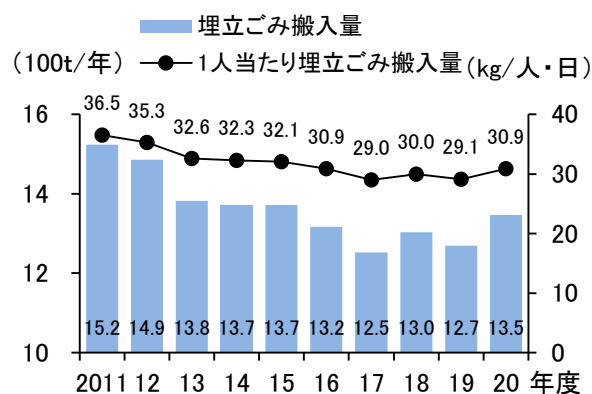
消費者が商店などで買いもの時に繰り返し受け取るレジ袋は、原料である化石燃料の消費や廃棄物の増加など、環境に大きな負荷を与えています。そのため、町では2008（平成20）年11月より大型店などを対象に環境を守るためのレジ袋削減に関する協定を締結し、同時にマイバッグ持参運動を推進しています。その結果、2018（平成30）年度のマイバッグ持参率の平均は74.2%、レジ袋の削減枚数は約278万枚、二酸化炭素削減量は169.8t-CO₂となっています。

2 適正処理

●中間処理・最終処分施設の現状

中間処理施設は焼却場、空き缶処理施設、資源物ストックヤードを有しており、焼却場は1998（平成10）～1999（平成11）年度にリニューアルを行って、150t/24hの連続燃焼式として稼働しています。また、最終処分場の整備はPFI（Private Finance Initiative；民間の資金や経営手法・技術力を活用して公共施設などを整備すること）事業方式を採用し、2006（平成18）年4月から稼働しています。2020（令和2）年度をもって第1期が終了しますが、ごみ排出抑制効果の表れとして埋立量が当初計画の半分程度で収まったため、第2期嵩上げ工事を行うことはなく、今後15年間埋立期間を延伸することができました。

最終処分場の埋立ごみ搬入量・1人当たり埋立ごみ搬入量は近年、減少傾向にありましたが、2020（令和2）年度はやや増加しました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛により、家庭から出る粗大ごみが増加していることが主な要因です。



最終処分場の埋立ごみ搬入量・
1人当たり埋立ごみ搬入量

【資料：くらし環境課】

資料 4 環境教育・環境情報

1 環境教育・環境保全活動

●学校や家庭で行われている環境教育・環境学習

町内の小・中学校では、総合的な学習の時間などに理科や社会、道徳の教科書やインターネットを活用した環境教育を実施しています。また、児童会や生徒会、有志ボランティアなどを中心にアルミ缶やペットボトルキャップ、牛乳パック、古紙などの回収を行っているほか、校内美化活動、ごみの分別、草花の植栽・管理、落ち葉の堆肥利用、資源を大切に活動などを行っています。

また、家庭で省エネルギー、省資源、ごみ減量などの環境活動を進める契機として「アースキッズ事業」や「親子水生生物観察会」を定期的を開催し、環境学習の機会づくりを行っています。

なお、環境に関する講座や教室の参加者数（累計）は、2020（令和 2）年度までに累計 1,300 人となっています。

●民間団体や事業所で行われている環境保全活動

個人、民間団体、自治会、NPO などによる自発的な環境保全活動が町内各地域で行われています。また、最近では企業の社会的責任（CSR）の観点から、環境保全活動を積極的に展開している事業所も多く、湧水の保全・整備、河川清掃への参加、事業所周辺の清掃、自然観察会の実施、森づくりなどが行われています。

●エコアクション 21 認証取得事業への支援

本町では、事業者の環境マネジメントシステムの導入を促進するため、エコアクション 21 の認証取得に対し、認証・登録料を補助金として交付しています。

●大切にしたい環境の保全

2020（令和 2）年度に実施した「第 2 次長泉町環境基本計画に関するアンケート調査」によると、大切にしたい環境として、鮎壺の滝や駿河平自然公園、桃沢キャンプ場などが上位にあがりました。

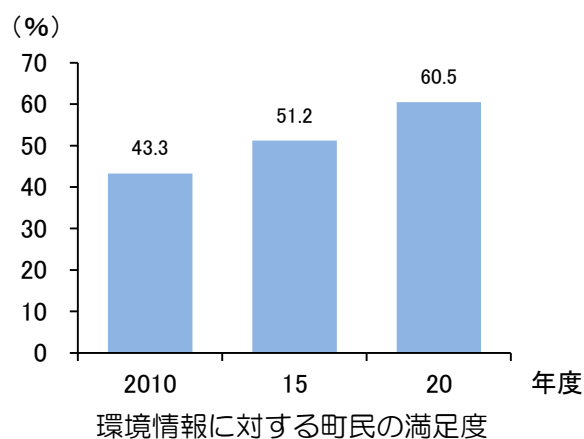
2 環境情報

●町からの情報発信

本町では、各種補助制度の紹介や環境に関する啓発などを「広報ながいずみ」や町ウェブサイトなどのメディアにより、情報提供しています。

●環境情報に対する町民の満足度は増加

町民アンケートの結果によると、2020（令和 2）年度における「環境情報に対する町民の満足度」は、2010（平成 22）年度と比べて 17.2 ポイント増加しており、満足度が高まっていることが分かります。



【資料：くらし環境課】

●事業者による環境報告書の発行

近年では、町内でも ISO14001 やエコアクション 21 など環境マネジメントシステムの認証を取得している事業所が増えています。これらの事業所では、事業による環境負荷や環境保全の取り組み状況をとりまとめた環境報告書を発行しています。環境報告書は、環境に配慮した事業活動をアピールするための重要なツールとなります。

資料 5 自然環境

1 森林

● 愛鷹山に分布する国有林

本町の森林面積は 1,064ha で、総面積（2,663ha）の約 40%を占めます。愛鷹山山頂から標高 700m までは国有林、それ以下が民有林であり、国有林と民有林の構成比は 3：7 となっています。

● 9 割が伐採適期を迎えている人工林

「長泉町森林整備計画」の対象森林面積は 680ha であり、ヒノキを主体とした人工林面積が 461ha（人工林率 68%）と大部分を占めています。人工林の約 96%は 41 年生以上となっており、標準伐採期はヒノキが 45 年、スギが 40 年とされていることから、木材資源として成熟していて、積極的な利用が望まれています。しかし、人工林は各地に分散しており、森林施業の共同化が行いにくい状況にあります。

● 住民参加による森林づくり

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるために、水と緑の杜公園で町民と協働して公園管理や体験活動、観光イベントなどを実施しています。

● 木材利用の推進

間伐材の有効利用を促進するために、町が主催する産業祭において、木工教室を開催しています。

また、2013（平成 25）年度に「長泉町公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、公共建築物への県産材の利用促進を図っています。主な木材利用の実績として、町内の小学校児童用机と椅子は県産材を利用した製品を購入しています。

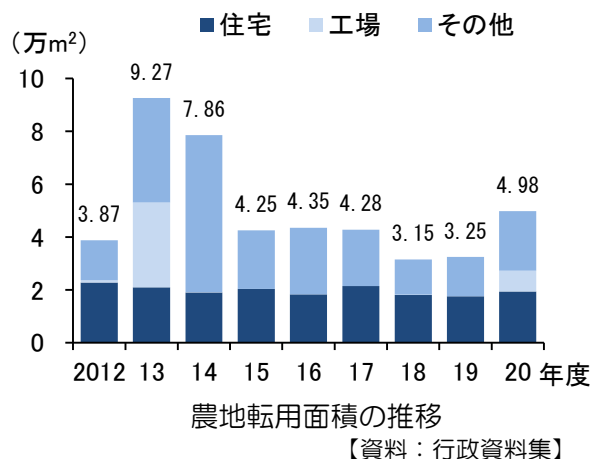
2 農地

● 毎年続く農地転用

住宅や工場、その他施設などへの農地転用は、年間 4～9 万 m² 程度となっています。2012（平成 24）～2020（令和 2）年度の合計では、住宅が 39%、工場が 9%、その他施設が 52%です。また、「2015 年農林業センサス」によると、2015（平成 27）年度の耕作放棄地面積は 19.1 万 m² となっています。

● 進む学校給食の地産地消

2019（令和元）年度の学校給食での地場産品の使用割合は 82.1%であり、2011（平成 23）年度以降、大幅に増加しています。2020（令和 2）年度は新型コロナウイルスによる影響で 62.9%となりましたが、今後は例年どおり 80%程度を維持できる見通しです。



3 生物多様性

● 植物 1,396 種の記録

本町は愛鷹山上部から黄瀬川沿い低地まで、約 1,370mの標高差があります。このため、冷涼な気候に生育する山地性の植物から温暖な気候に生育する低地性の植物まで、様々な植物が分布しており、学術論文などの既存資料では 1,396 種の植物が記録されています。



特徴的な植物としては、「フォッサマグナ要素」の植物があげられます。フォッサマグナ要素の植物とは、火山噴出物による種の変成、隔離による分化、海洋性気候への適応により生まれたとされる植物群で、アシタカツツジ、マメザクラ、ヤマアジサイ、オトメアオイ、ヤブウツギなどの植物が含まれます。

●動物 278 種の記録

学術論文などの既存資料によると、今までに町内では 278 種（哺乳類 21 種、鳥類 93 種、両生類 10 種、爬虫類 8 種、魚類 23 種、昆虫類 114 種、クモ類 2 種、陸淡水産貝類 7 種）の動物が確認されています。

特に町の北西側約 4 分の 3 を占める愛鷹山とその山麓には、大型哺乳類など多くの種類が生息しているほか、魚類や水辺に生息する種類は、黄瀬川や桃沢川などの河川や窪の湧水（富士湧水池）などの湧水などで確認されています。



●多様な環境に暮らす動植物

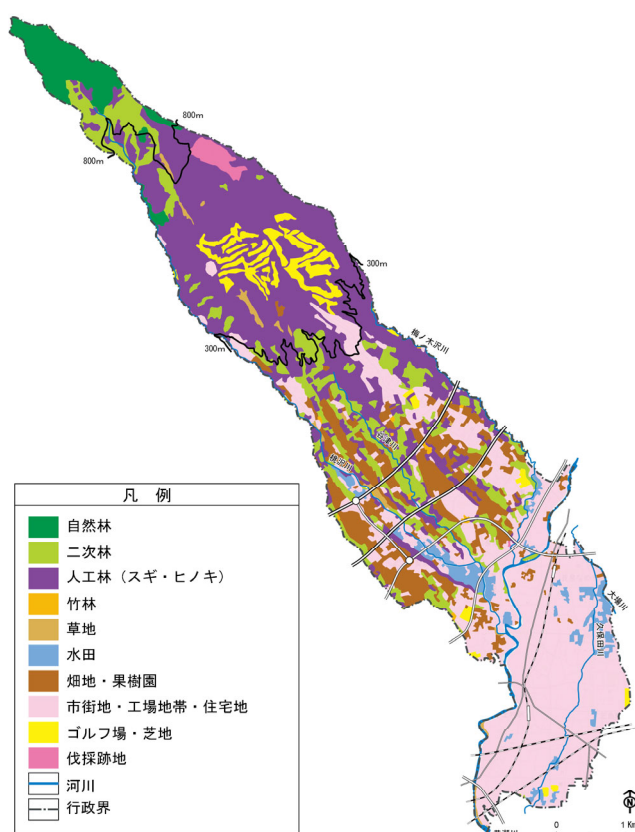
①山地上部【標高 800m以上】

愛鷹山の山地上部（標高 800m以上）では、山地帯を代表する落葉広葉樹林で、自然林のブナ林や二次林のミズナラ林が分布しています。これらの森林には、ヒメシャラ、イヌシデ、ヤマハンノキ、スズタケなど多くの山地性の植物が生育しています。

動物ではツキノワグマ、ニホンカモシカなどの哺乳類、コノハズク、コマドリなどの山地性の鳥類が生息しています。また、河川にはアマゴなどの渓流魚が生息し、沢沿いの林床にはハコネサンショウウオ、カジカガエルなどの両生類も生息しています。

②山地中部【標高 800～300m】

愛鷹山の山地中部（標高 800～300m）は、スギ・ヒノキの人工林が広く分布し、常緑広葉樹林の中では最も高標高地に分布する自然林のアカガシ林が局所的に分布しています。人工林の 90%以上は 41 年生を超えていますが、主伐や間伐などの手入れが十分ではありません。手入れが行き届かない人工林の林内は暗く、下草も乏しい状態になります。このため、薄暗い森林に生息する動物は、ヤマドリ、サンコウチョウ、アズマヒキガエルなどに限られています。



植生図

【資料：環境省自然環境保全基礎調査】

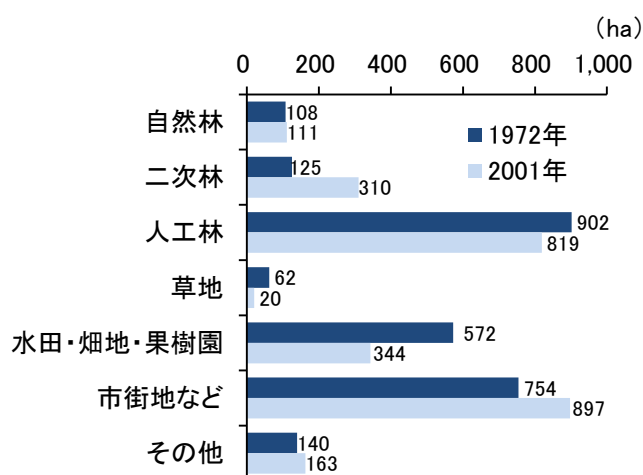
③山麓部・低地【標高 300m以下】

愛鷹山の山麓部は、二次林、人工林、畑地、住宅地など様々な環境が分布しています。二次林は山麓部・低地を代表する広葉樹林で、コナラなどの落葉広葉樹林、シイ・カシ類の常緑広葉樹林があります。このような二次林では、タヌキ、ニホンノウサギなどの哺乳類、キジ、モズ、ホオジロなどの鳥類、アオダイショウ、ニホンカナヘビなどの爬虫類、ヤマアカガエル、モリアオガエルなどの両生類、カブトムシ、ルリタテハなどの昆虫類が生息しています。

黄瀬川や桃沢川周辺の低地は、ほとんどが水田や住宅地として利用されています。また、社寺林などの鎮守の森では、クスノキ、タブノキ、スダジイなどの大木が大切に守られており、アオバズクやフクロウの生息場所となるなど、生物の生息場所として重要な役割を担っています。

●変わる植生

1972（昭和 47）年と 2001（平成 13）年の植生図を比較すると、自然林の面積はほとんど変わらないものの、人工林、草地、水田・畑地・果樹園が減少し、市街地など、二次林、その他（主にゴルフ場）が増加しました。特に、市街地などと二次林は標高 300m 以下の山麓部・低地で大幅に増加していました。畑地・果樹園や水田などの耕作地の市街化が進行したこと、管理・施業が行き届かなくなり、伐採の適期を過ぎた雑木林やスギ・ヒノキの人工林がシイ・カシ類やコナラの優占する二次林に遷移したことが主な要因と考えられます。



植生図の面積の変化

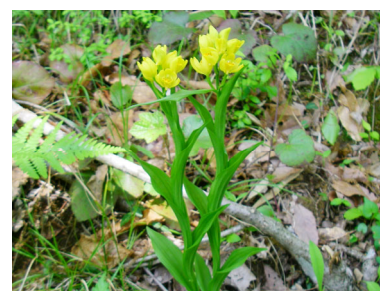
【資料：環境省自然環境保全基礎調査】

4 絶滅の可能性のある動植物

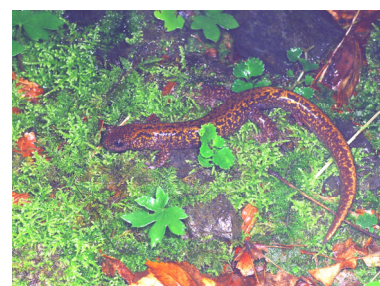
●絶滅の可能性が懸念される 148 種の動植物

「静岡県版レッドリスト・レッドデータブック」によると、本町で絶滅の可能性があるとされているのは植物 91 種、動物 57 種の計 148 種です。植物では、レッドリストの改訂に伴い、愛鷹山などに確認記録のある植物を中心に、新たに 7 種が追加されました。森林に生育する種が多く含まれ、その大部分は愛鷹山での記録です。これらの植物は森林の伐採、園芸目的の採取などが主な要因で減少しています。また、草刈りによって維持されていた採草地に生育していた種も、これらの草地が放置されて樹林化し、減少しています。

植物ではキンラン、クマガイソウ、キキョウ、動物ではクマタカ、ハコネサンショウウオ、ホトケドジョウなどが確認されています。これらの減少は特に平地や山麓で著しく、宅地造成や道路建設に伴う樹林の伐採、農業の近代化（コンクリート護岸化、農薬の使用）、農林業の過疎化に伴う放棄地の増加などの要因があげられます。農地の自然環境とともに繁栄してきた多くの昆虫や小動物の減少は、それを餌としている猛禽類（ワシタカ類、フクロウ類）の生息にも影響を及ぼしています。



キンラン



ハコネサンショウウオ

長泉町で確認された絶滅の可能性のある種の数

カテゴリー区分			本町での確認種数		
			植物	動物	合計
静岡県版 レッドリスト	絶滅（EX）		0	0	0
	野生絶滅（EW）		0	0	0
	絶滅危惧Ⅰ類	ⅠA類（CR）	4	1	5
		ⅠB類（EN）	16	5	21
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）		34	15	49
	準絶滅危惧（NT）		13	20	33
	情報不足（DD）		0	2	2
	絶滅のおそれのある地域個体群（LP）		0	2	2
	要注目種（N）	現状不明（N-Ⅰ）	6	0	6
		分布上注目種（N-Ⅱ）	0	5	5
部会注目種（N-Ⅲ）		18	7	25	
合計		91	57	148	

長泉町で確認された絶滅の可能性のある種のリスト

カテゴリー 区分	基本概念	本町で確認されている種	
		植物	動物
絶滅 (EX)	本県で既に絶滅したと考えられる種		
野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種		
絶滅危惧 I 類	絶滅の危機に瀕している種		
IA 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	スジヒトツバ、ベニバナヤマシャクヤク、キソエビネ、アツモリソウ	アカモズ
IB 類	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	オキナグサ、アゼオトギリ、イヌハギ、フジタイゲキ、サクラソウ、キセウタ、アズマギク、ヒメヒゴタイ、コウリンカ、ハコネラン、ヒロハツリシュスラン、フジチドリ、ヒメノヤガラ、フガクズムシソウ、セイタカズムシソウ、ヒナチドリ	コノハズク、ニホンウナギ、ホトケドジョウ※1、ウラナミジャノメ本土亜種、レンズガイ
絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種	スギラン、ナカミシラン、オオアカウキクサ、コマイワヤナギ、ミヤマツチトリモチ、コウヤミズキ、マツノハマンネングサ、ヒトツバショウマ、シラヒゲソウ、ヤシャビシャク、ハコネグミ、サクラスミレ、ミシマサイコ、コイワザクラ、ラショウモンカズラ、タヌキモ、キキョウ、フジバカマ、アキノハハコグサ、タカサゴソウ、ミミガタテンナンショウ、サナギスゲ、ナツエビネ、コアツモリソウ、クマガイソウ、ムカゴソウ、スズムシソウ、フウラン、オノエラン、ウチョウラン、ツレサギソウ、オオバナオオヤマサギソウ、ヤマトキソウ、キバナノショウキラン	ハチクマ、ハイタカ、サシバ、クマタカ、ウスラ、アオバズク、ヨタカ、コシアカツバメ、マジジロ、ハコネサンショウウオ、ニホンアカガエル、アマゴ (サツキマス)、ミナメダカ※2、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種、ミノブマイマイ
準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種	オトメアオイ、ヤマシャクヤク、コオトギリ、サンショウバラ、アシタカツツジ、ハコネコメツツジ、スズサイコ、アオホオズキ、タテヤマギク、イズハハコ、エビネ、キンラン、セッコク	モモジロコウモリ、ムササビ、カヤネズミ、オオタカ、ヤマドリ、フクロウ、サンコウチョウ、ミヤマホオジロ、アカハライモリ (中部日本系統)、トノサマガエル、ツチガエル、モリアオガエル、カジカガエル、カジカ※3、ウラギンスジヒョウモン、クモガタヒョウモン、ホシミスジ東北・中部地方亜種、カネコトタテグモ、キシノウエトタテグモ、マジジミ
情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種		ニホンモモンガ、ドジョウ
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している地域個体群で絶滅のおそれが高いもの		ツキノワグマ (富土地域)、ニホンザル (愛鷹地域)
要注目種	本県独自の分類		
現状不明 (N-I)	現状が不明な種	ワダソウ、ヒロハノカワラサイコ、ゲンジスミレ、イワウチワ、ヤマアマドコロ、イトイチゴツナギ	
分布上注目種 (N-II)	絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種		オオジシギ、ノビタキ、ヒガシシマドジョウ、オオチャバネセセリ、コムラサキ
部会注目種 (N-III)	その他各部会で注目の種と判断した種	イワイヌワラビ、イチリンソウ、イヨフウロ、アシタカジャコウソウ、ヒキヨモギ、キヨスミウツボ、カノコソウ、イワシャジン、シデシャジン、オナモミ、ヒナノシャクジョウ、ギンラン、シロテンマ、ベニシュスラン、アオフタバラン、ホザキイチヨウラン、アリドオシラン、ヒトツボクロ	ニホンリス、ハタネズミ、ニホンヤモリ、アズマヒキガエル、ハネナガイナゴ、サトキマダラヒカゲ、ヘイケボタル
静岡県版レッドデータブック掲載種合計		91	57

注) カテゴリー区分は、静岡県版レッドデータブックの区分に従った。

※1：県東部地域では CR (絶滅危惧 I A 類)

※2：県東部・県伊豆地域では CR (天然分布域への移入あり)

※3：県東部地域では VU (絶滅危惧 II 類)

地域区分：東部地域…富士川本支流流域より東の地域、狩野川放水路より南の狩野川左岸流域並びに熱海市以南の地域

5 外来生物と有害鳥獣

●外来生物による影響の懸念

本町では、特定外来生物としてブルーギル、生態系被害防止外来種として、セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、クマネズミ、ニジマスなどが確認されています。特に近年の需要減少、担い手不足によって放置されたマダケ、ハチク、モウソウチクが植林地、里山の二次林や自然林に侵入し、森林の衰退や景観の悪化の原因になっています。

植物の外来種が侵入しやすい場所は、人間活動の影響を大きく受けている造成地や荒地、路傍、川原などがあげられます。また、ブルーギルは黄瀬川で確認され、ニジマスは梅ノ木沢川などにおける放流によるものです。

町内で確認されている特定外来生物・生態系被害防止外来種

カテゴリー区分			分類	種名
外来生物法	特定外来生物		植物	なし
			動物	ブルーギル
生態系被害 防止外来種 リスト	定着予防外来種		植物	なし
			動物	なし
	総合対策 外来種	緊急対策 外来種	植物	なし
			動物	クマネズミ、ブルーギル
		重点対策 外来種	植物	イタチハギ、ニフウルシ、コマツヨイグサ、セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、キショウブ、シナダレスズメガヤ、メリケンガヤツリ
			動物	ドブネズミ、ハクビシン
		その他の総合 対策外来種	植物	コンテリクラマゴケ、ヒメスイバ、ナガバギシギシ、エゾノギシギシ、ムシトリナデシコ、セイヨウカラシナ、タチバナモドキ、アレチヌスビトハギ、フヨウ、アメリカセンダングサ、ケナシヒメムカシヨモギ、ヒメジョオン、オオオナモミ、ヒメヒオウギズイセン、メリケンカルカヤ、オオクサキビ、シマスズメノヒエ、キシウスズメノヒエ
			動物	なし
	産業管理外来種		植物	ビワ、ハリエンジュ、コヌカグサ、カモガヤ、オニウシノケグサ、ネズミムギ、ホソムギ、マダケ、ハチク、モウソウチク、ナギナタガヤ
			動物	ニジマス

【資料：環境省】

●ニホンジカやイノシシなどによる被害の発生

野生鳥獣による生活環境や農林業への被害がある場合、被害者からの申請により町が現状を調査し、有害鳥獣の捕獲を許可することができます。2017（平成 29）年度はニホンジカ 6 頭、イノシシ 2 頭、アナグマ 2 頭、ハクビシン 1 頭の合計 11 頭を捕獲しました。

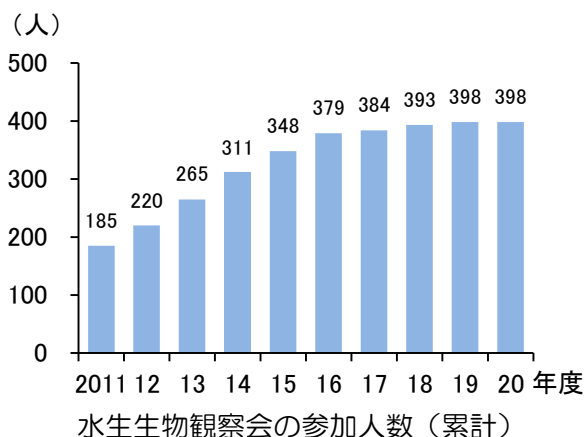
また、本町ではイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、カラス、ドバト、ヒヨドリに対する「長泉町鳥獣被害防止計画」を策定し、鳥獣の捕獲や防護柵の整備など、総合的な鳥獣被害対策を推進しています。

6 自然とのふれあい

●湧水や滝などの水辺のふれあいの場

水辺のふれあいの場としては、「静岡県のみずべ 100 選」に選ばれている鮎壺の滝、「静岡県の湧き水 100」に選ばれている愛鷹山水神社、窪の湧水（富士湧水池）などがあります。そのほか、渇水期に水がなくなることから“幻の滝”と呼ばれている「つるべ落としの滝」などがあります。

毎年、小学生の親子や中学生を対象とした水生生物観察会を実施しており、2020（令和 2）年度までに 398 人の参加がありました。



【資料：くらし環境課】

●ハイキングや自然観察を楽しめる愛鷹山や河川沿い

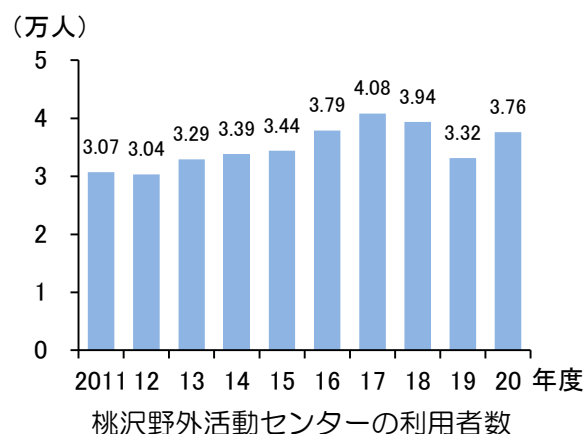
ハイキングや自然観察が楽しめる場所としては、愛鷹山水神社付近や長泉町森林公園付近を起点として、池の平展望公園や「つるべ落としの滝」などを経由し、位牌岳山頂へと続く愛鷹山ハイキングコースのほか、桃沢川、黄瀬川などがあります。

また、花や紅葉を鑑賞できる場所として、下土狩のイチヨウ、町道 425 号線の桜並木、駿河平のイチヨウ並木などがあります。

●自然とふれあえる施設や公園

ふれあい施設・公園として、桃沢野外活動センター、桃沢キャンプ場、水と緑の杜公園、長泉町森林公園、池ノ平展望公園、駿河平自然公園、富士竹類植物園などがあります。また、伊豆半島ユネスコ世界ジオパークの情報発信拠点として、伊豆半島ジオパーク長泉ビジターセンターがあり、町内のジオサイトについて学ぶことができます。

なお、桃沢野外活動センターの利用者は 2017（平成 29）年度は 40,808 人となりましたが、その後は減少し、2020（令和 2）年度は 37,597 人でした。



【資料：健康増進課】

人と自然とのふれあいの活動の場

項目		地点名称
水辺・湧水	静岡県のみずべ 100 選	鮎壺の滝
	静岡県の湧き水 100	愛鷹山水神社、窪の湧水（富士湧水池）
	その他	つるべ落としの滝
ハイキング 自然観察	ハイキングコース	愛鷹山ハイキングコース、池ノ平展望公園
	自然観察ポイント	愛鷹山麓・桃沢川コース、黄瀬川、桃沢川
花の鑑賞	花・紅葉の名所	下土狩のイチヨウ、町道 425 号の桜並木、駿河平のイチヨウ並木
その他	ふれあい施設	水と緑の杜公園、桃沢野外活動センター、桃沢キャンプ場、長泉町森林公園、駿河平自然公園、富士竹類植物園、伊豆半島ジオパーク長泉ビジターセンター

【資料：静岡県のみずべ 100 選、静岡県の湧き水 100、自然観察コース 100 選ガイド、ふるさとの自然（東部編）、長泉町観光パンフレット、長泉町ウェブサイト】

資料 6 快適環境

1 公園緑地

● 町民参画の進む公園づくりと管理

2020（令和2）年度末時点で、都市計画区域における既開設の都市公園は37箇所、29.87haあり、人口1人当たりの都市公園面積は6.93m²/人となっています。人口1人当たりの都市公園面積は、周辺市町や県平均、全国平均と比べて低い水準となっています。特に、市街化区域には大規模な都市公園が少なく、1人当たり面積が少ない傾向にあります。

また、それ以外に児童公園や広場などがありますが、これらの公園の管理は町と地元自治会などが行っています。なお、水と緑の杜公園は自然共生公園として整備されており、一部の園路の整備を町民参画による森林として整備しています。

【資料：長泉町緑の基本計画】

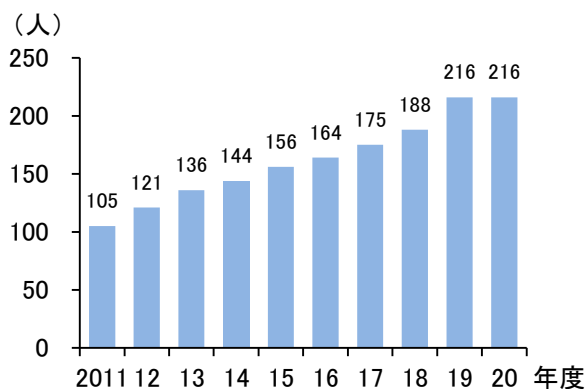
● 協働で進む道路や公共施設の緑化

道路の緑化については、街路樹の植栽によって潤いのある道路空間や身近に四季を感じられる生活空間が形成されています。特に駿河平のイチヨウ並木、桜堤遊歩道のサクラ並木は町のシンボルにもなっています。また、まちなかの緑化や休憩スポットとしてポケットパークが設置されているほか、歩道照明灯のハンギングバスケット設置、県立静岡がんセンター周辺の道路の花壇を花で飾る活動（フラワーロード事業）などを実施しています。

● 緑化の普及活動

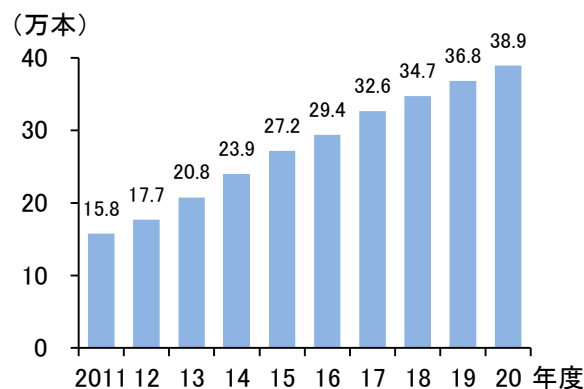
緑化の普及のため、毎年「花と緑のコンクール」を開催していますが、新規の応募が少なくなっています。また、希望する団体や公共施設に花苗を配布し、公共の場所や地区の公民館などで花の手入れを行ってもらっています。

さらに、緑のカーテンの普及のため、県民運動「ふじのくに COOL チャレンジ」（クルポ）と連携してポイント付与を実施しました。



花と緑のコンクールの参加数（累計）

【資料：工事管理課】



公共施設の花苗配布数（累計）

【資料：工事管理課】

● 20 件の指定文化財

本町には、県指定文化財が2件、町指定文化財が18件、合計20件の指定文化財があります。このうち、天然記念物は県指定の「下土狩のイチヨウ」及び「鮎壺の滝」の2件、史跡は町指定の「麦原塚古墳」「一柳直末公首塚」の2件があります。

2 景観

●すばらしい富士山や愛鷹山への眺望と景観行政の推進

本町における景観要素の中で、最も重要なものとして「富士山」があげられます。富士山は本町や静岡県だけではなく、日本を代表するランドマークとなっており、三島駅前や下土狩駅前、役場など町内のあらゆる場所から眺めることができます。特に鮎壺の滝からの富士山の眺望は有名で、「静岡県の富士見二百景」にも選ばれています。また、市街地から富士山を眺望した場合に前景となり、よく目立つ丘陵・斜面として「愛鷹山」の景観も重要となっています。

良好な景観形成を図っていくため、2013（平成 25）年 12 月に本町は景観行政団体に移行するとともに、「長泉町景観条例」の制定や「長泉町景観形成基本計画」「長泉町景観計画」を策定しました。

●鮎壺の滝などの景観資源やジオポイントの分布

優れた景観資源としては、鮎壺の滝（静岡県の自然景観、県指定天然記念物）、駿河平のイチョウ並木（伊豆の道風景 30 選）、下土狩のイチョウ（県指定天然記念物）などが選定・指定されています。また、町内には「伊豆半島ユネスコ世界ジオパーク」のジオサイトが 10 箇所あります。

眺望点及び優れた景観資源

項目		地点名称
眺望点	景観形成基本計画	池ノ平展望公園、森林公園、駿河平自然公園、駿河平、駿河平（県立静岡がんセンター周辺）、富士見橋、桜堤遊歩道、荻素橋、長泉町健康づくりセンター（ウェルピアながいずみ）、町役場、牧堰橋、鮎壺の滝、下土狩駅前、寿橋・新寿橋、竹原陸橋、三島駅前
	富士見二百景	下土狩駅前
景観資源	静岡県の自然景観	鮎壺の滝
	伊豆の道風景 30	駿河平のイチョウ並木
	天然記念物	鮎壺の滝（県指定）、下土狩のイチョウ（県指定）
	ジオサイト	割狐塚稲荷神社、原分古墳、窪の湧水、駿河平、鎧ヶ淵、牛ヶ淵、つるべ落としの滝、愛鷹山水神社、谷津の湧水、鮎壺の滝
	その他	富士山（町外）、愛鷹山、黄瀬川、牛ヶ淵、鎧ヶ淵、桃沢川、梅ノ木沢川、位牌岳

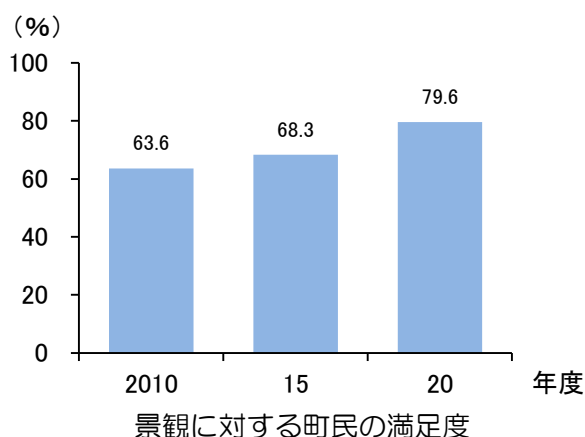
【資料：静岡県の富士見二百景、伊豆の道風景 30、静岡県の自然景観、ながいずみ行政資料集、伊豆半島ジオパーク・ジオポイントリスト、長泉町景観形成基本計画】

●景観を阻害する要素

都市化の進展に伴い、電線電柱や看板、煙突、マンションなどによる景観阻害が生じています。

●景観に対する町民の満足度

町民アンケートの結果によると、2020（令和 2）年度における「景観に対する町民の満足度」は、2010（平成 22）年度と比べて 16.0 ポイント増加しており、満足度が高まっていることが分かります。



【資料：くらし環境課】

3 環境美化

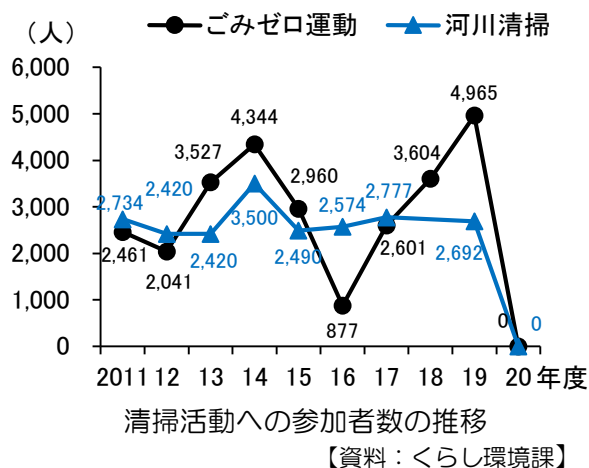
●河川ごみの滞留

黄瀬川の牛ヶ淵、鎧ヶ淵、鮎壺の滝などでは、流木やビニールなどのごみが滞留し、景観を阻害しています。

●ごみゼロ運動など清掃活動の拡大

本町では関東地方 1 都 9 県と連携し、空き缶の投げ捨て防止や再資源化の啓発について町民意識の高揚を図ることを目的とした「ごみゼロ運動」（空き缶拾い活動）を行っています。2019（令和元）年度は 4,965 人の参加がありました。また、町職員及び町民・事業者の協力により河川清掃を毎年 4 月に実施しており、2019（令和元）年度は 2,692 人が参加しました。なお、2020（令和 2）年度は新型コロナウイルスの感染防止のため中止となりました。

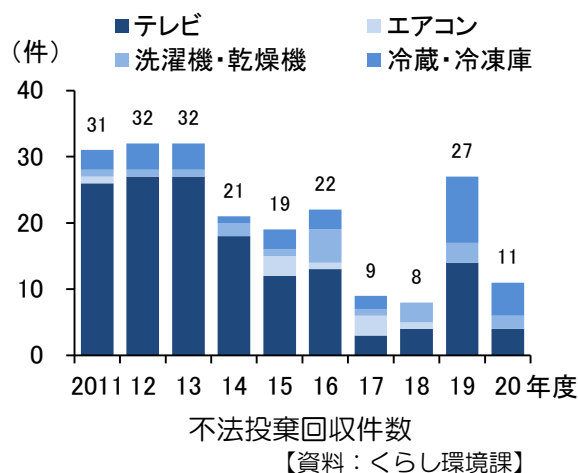
さらに、町民の自発的な清掃活動を促すため、毎月第一日曜日を「清掃の日」と定め、地域単位の清掃活動参加へのきっかけづくりを行っています。



●なくなる不法投棄

本町では、2001（平成 13）年度から不法投棄物の監視パトロール及び回収・処理を行っています。2020（令和 2）年度は 11 件の回収があるなど、依然として不法投棄が無くならない状況にあります。また、2009（平成 21）年度からは移動式の監視カメラを設置するなどの対策を講じています。

不法投棄は山間部をはじめ、町内のごみステーションにも発生しており、景観や環境保全において大きな問題となっています。町では土地所有者との協働でのごみ回収実施や不法投棄防止柵などの設置をお願いしています。処分費が必要な製品や町で収集しないもの（排出禁止物）の細分化などにより、不法投棄が増加する傾向にあります。



●犬のふんの不始末

犬などのふんの不始末などが、道路の環境や景観を阻害する要因となっています。本町では、「長泉町飼い犬条例」（1992（平成 4）年改正、条例第 7 号）の第 7 条第 2 項で「道路、公園、広場その他の公共の施設を飼い犬のふん便により汚さないこと」として飼い主の遵守事項を定めています。

●飼い猫・飼い主のいない猫（野良猫）の避妊去勢手術に対する補助

現在、不妊・去勢手術をしていない猫によって毎年、たくさんの猫が生まれています。その中には処分されてしまっている不幸な猫、捨てられて野良になってしまっている猫が多くいます。本町では、このような猫を増やさないためにも、飼い猫の不妊・去勢手術を行った人に対して補助金を交付しています。また、飼い主のいない猫（野良猫）の避妊去勢手術費用については、町が全額負担しています。

資料 7 生活環境

1 水環境

●代表的な河川の黄瀬川・桃沢川・梅ノ木沢川

黄瀬川は御殿場市に源を発する狩野川水系最大の支流です。本町の中央を縦貫して本宿南端で清水町に入り、狩野川に合流しています。富士溶岩流の層上を洗いながら、牛ヶ淵（落差 3m）、鎧ヶ淵（落差 3m）、鮎壺の滝（落差 8m）などの特徴的な地形・景観をつくっています。

桃沢川は愛鷹山の位牌岳（1,458m）直下の山腹に発し、下長窪で黄瀬川に注ぐ全長約 12.5km の河川であり、沼津市大岡との境界に位置します。地質がもろいために荒廃が激しく、土砂流出防止対策として砂防堰堤が整備されています。

梅ノ木沢川は愛鷹山の「池の平」東方の標高 700m 付近に発し、黄瀬川に合流する河川であり、裾野市富沢との境界に位置します。梅ノ木沢川の上流には多くの湧水源があり、伏流水も豊富で下流域には南一色浄水場の施設がつけられています。

●豊富な伏流水

本町の伏流水は裾野方面から数条の河川になって、地下 40～50m 付近を流下し、三島市の菰池や小浜池、丸池・泉川、清水町の柿田川などから湧き出しています。

伏流水の水量は、表流河川の数倍から数十倍にも達する豊富さであり、絶大な価値を持つ水資源となっています。この水資源が本町における貴重な工業用水となっています。

●減りつつある湧水

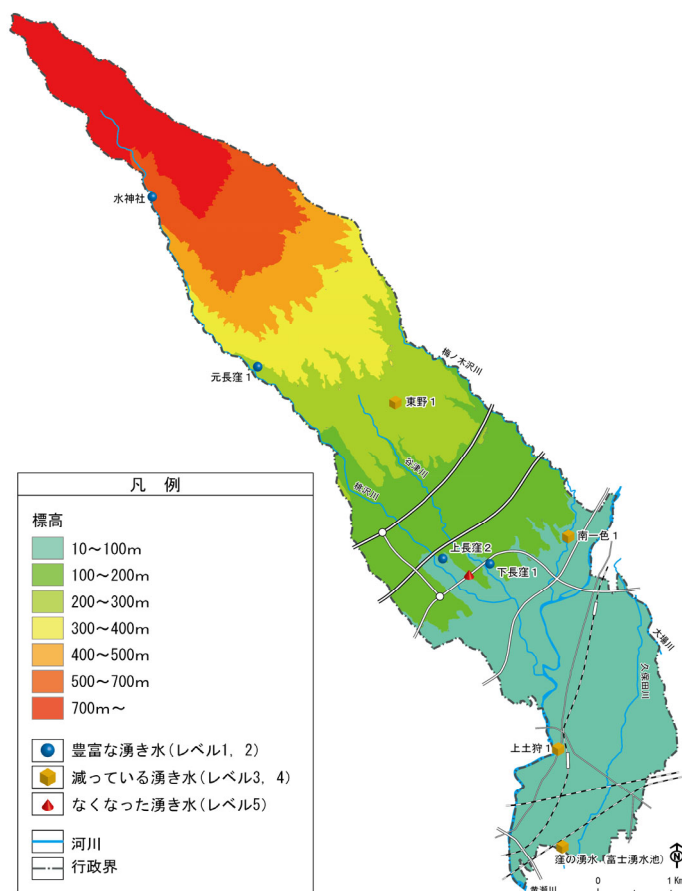
2001（平成 13）年度における静岡県調査によると、町内の湧水地点として 9 地点が記録されていますが、このうち 4 地点が「豊富な湧き水」、4 地点が「減っている湧き水」、1 地点が「なくなった湧き水」に分類されています。

代表的な湧水としては、「愛鷹山水神社」と「窪の湧水（富士湧水池）」「窪の湧水（富士湧水池）」などがあります。

●改善傾向にある河川の水質

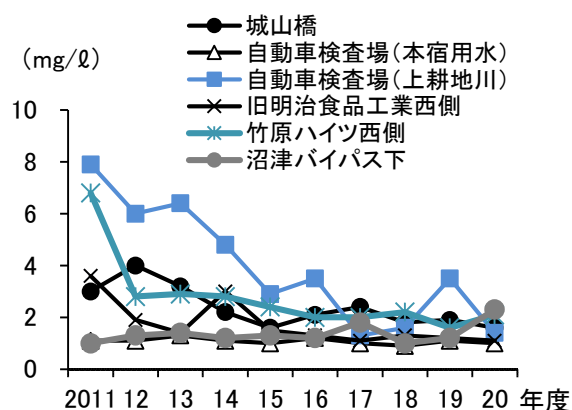
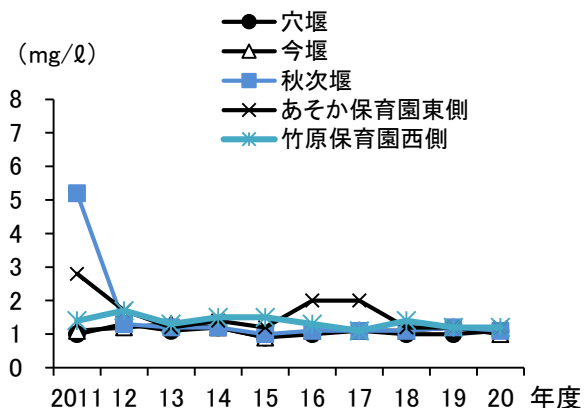
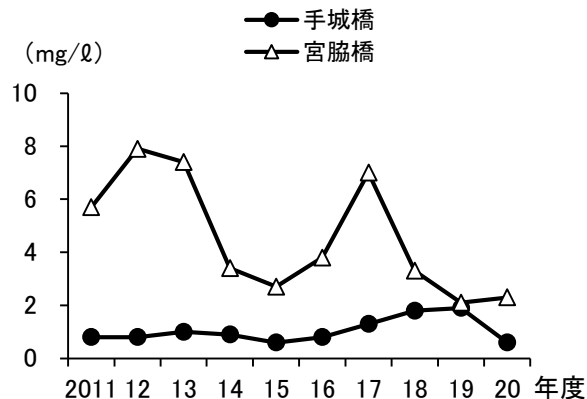
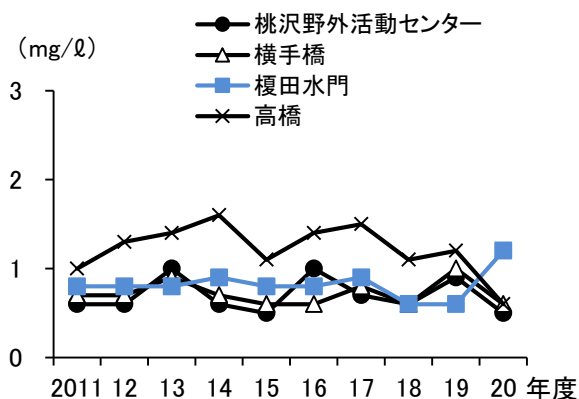
本町の公共用水域の状況を把握するため、毎年 17 地点で水質の測定をしています。測定項目は、生活環境の保全に関する項目、人の健康の保護に関する項目の一部について行っています。

BOD（生物化学酸素要求量）は、河川における水質汚濁の指標となるものです。2020（令和 2）年度の測定結果をみると、ほとんどの地点で低い値を示しています。河川ごとでは、桃沢川、久保田川、梅ノ木沢川の手城橋はほぼ横ばい、梅ノ木沢川の宮脇橋は年度によって変動が大きくなっています。その他の河川はおおむね減少傾向にあります。



地形・河川・湧水地点図

【資料：国土数値情報、静岡県のわき水～湧水レッドデータ～】



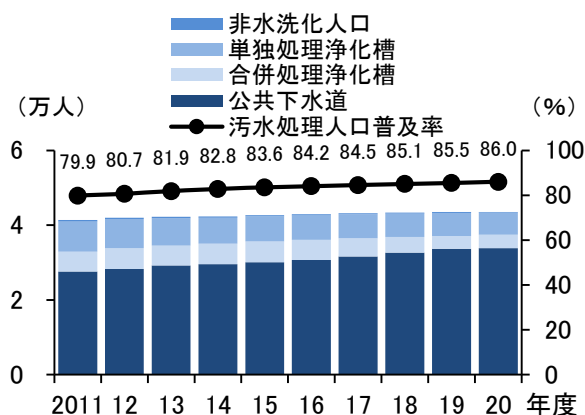
桃沢川（左上）・梅ノ木沢川（右上）・久保田川（左下）・その他の河川（右下）のBODの推移

【資料：くらし環境課】

●整備が進む公共下水道・合併処理浄化槽

本町の生活排水処理の状況を見ると、公共下水道や合併処理浄化槽は年々整備が進み、環境への負荷の大きい単独処理浄化槽は減少しています。また、汚水処理人口普及率は年々増加しており、2020（令和2）年度は86.0%となっています。

注）汚水処理人口普及率＝（公共下水道＋合併処理浄化槽人口）
÷計画処理区域内人口×100（％）



生活排水処理施設の普及状況

【資料：くらし環境課】

●町民参加による水生生物調査の実施

本町では、身近な水辺へのふれあいを促進し、水質浄化に対する意識の高揚を図ることを目的に、1986（昭和61）年度から長泉町立北中学校の先生、生徒の協力を得て水生生物調査を実施しています。また、1994（平成6）年度からは一般町民を対象にした水生生物観察会も実施しています。

2021（令和3）年度の水生生物の調査結果によると、桃沢川（桃沢野外活動センター内）では水質階級1（きれいな水）でした。

●有機塩素系化合物による地下水汚染の発生

地下水の有機塩素系溶剤による汚染については、1989（平成元）年4月にトリクロロエチレンなどの化学物質による広域的な地下水汚染を防止し、住民の健康を保護することを目的に「静岡県東部5市4町地下水汚染防止対策協議会」が設立され、関係団体が強調して広域的に汚染防止対策の推進を図っています。

2020（令和2）年度の調査箇所は、本町が17箇所、協議会が5箇所、合計22箇所水質を調査しています。その結果、環境基準の超過はありませんでした。

2 大気環境

●廃棄物焼却に伴う大気汚染や工場騒音・生活騒音の苦情発生

大気汚染の公害苦情は、全ての公害苦情件数の約半分を占めており、特に野焼きなどの廃棄物焼却に対する苦情が多くなっています。また、騒音に対する公害苦情は大気汚染に次ぐ多さとなっており、特に工場騒音や生活騒音に対する苦情が多くなっています。

●特定物質の濃度規制を実施している悪臭

本町では特定物質の濃度による規制を行っており、悪臭に係る規制地域の指定状況は、市街化区域がE区域（窒素化合物、低級脂肪酸以外の物質に厳しい基準値を設定した区域）に区分されています。

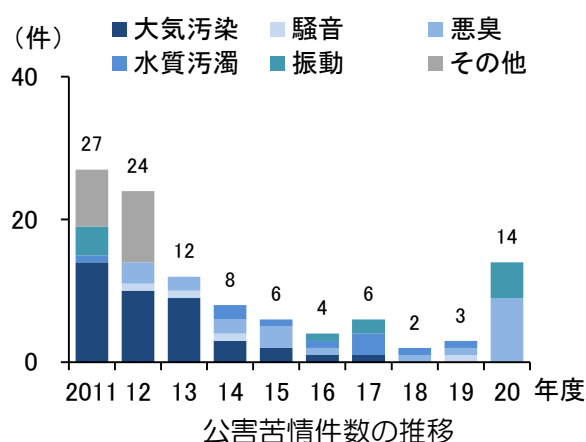
また、本町では悪臭についての定期測定は行っていないが、公害苦情は大気汚染に次ぐ多さとなっており、特に工場からの悪臭に対する苦情が多くなっています。

3 公害

●減少している公害苦情

日頃、生活している中で起こっている公害に関する相談の受け付け、実態の調査、原因者への指導などを行い、問題の解決に努めています。

公害苦情件数は、2011（平成 23）年度は 27 件でしたが、その後次第に減少し、2019（令和元）年度は 3 件まで減少したものの、2020（令和 2）年度は 14 件となっています。



【資料：くらし環境課】

●事業所と結んでいる公害防止協定

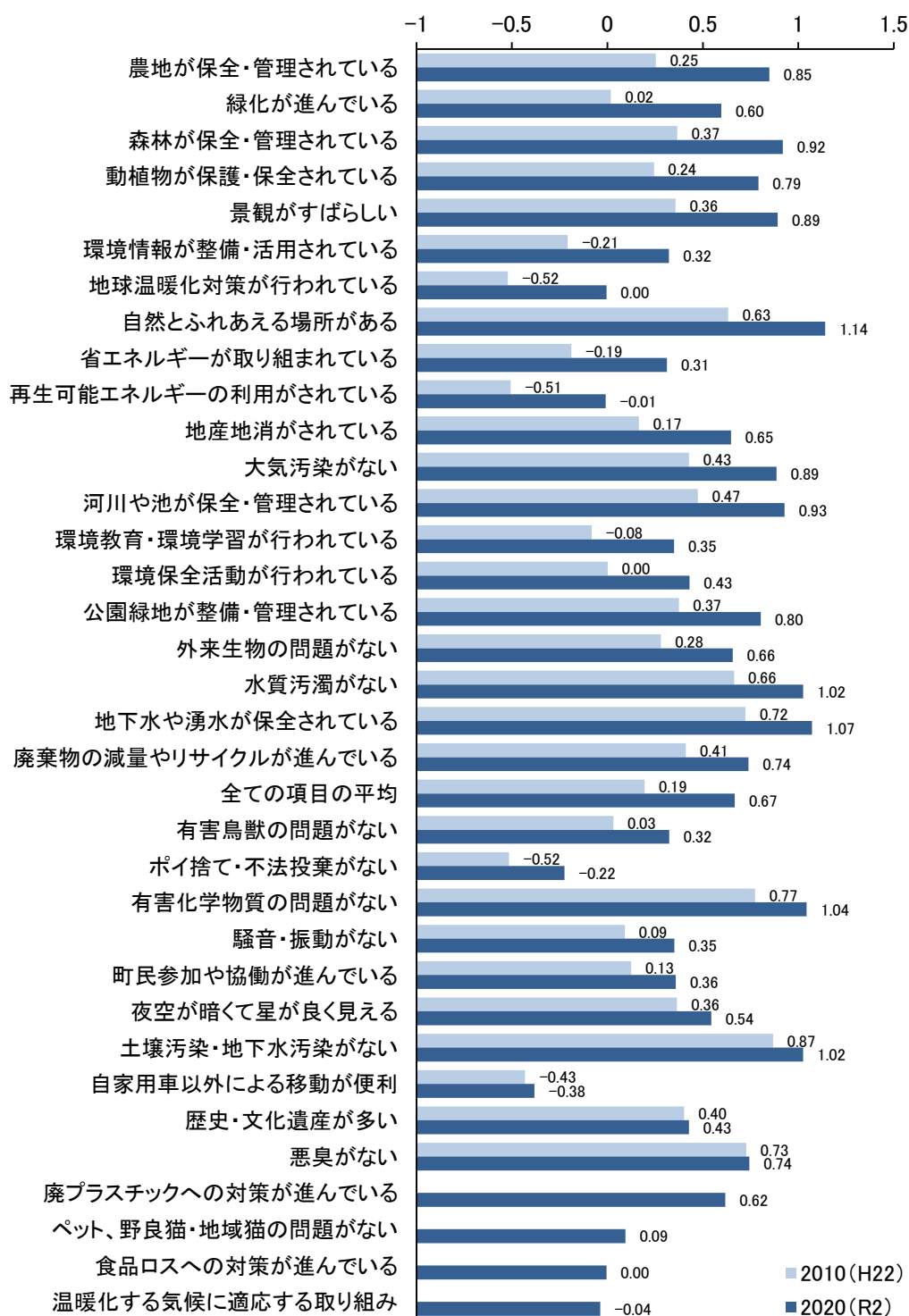
工場や事業所などの活動に伴う公害の発生を防止するため、町と工場・事業所との間で公害防止協定を締結し、公害防止及び意識の向上に努めています。2020（令和 2）年度末の公害防止協定締結事業所数は 37 事業所となっています。また、それ以外にも環境保全協定の締結が 1 事業所あるほか、環境・安全・安心や地域コミュニティの育成に配慮した環境創造型まちづくりを推進することを目的とした「環境創造型まちづくり協定」を 4 事業者と 3 協定締結しています。

資料 8 町民・事業者の意識

2020（令和 2）年度に実施した「第 2 次長泉町環境基本計画に関するアンケート」の主な結果を示します。

1 環境に対する満足度【町民】

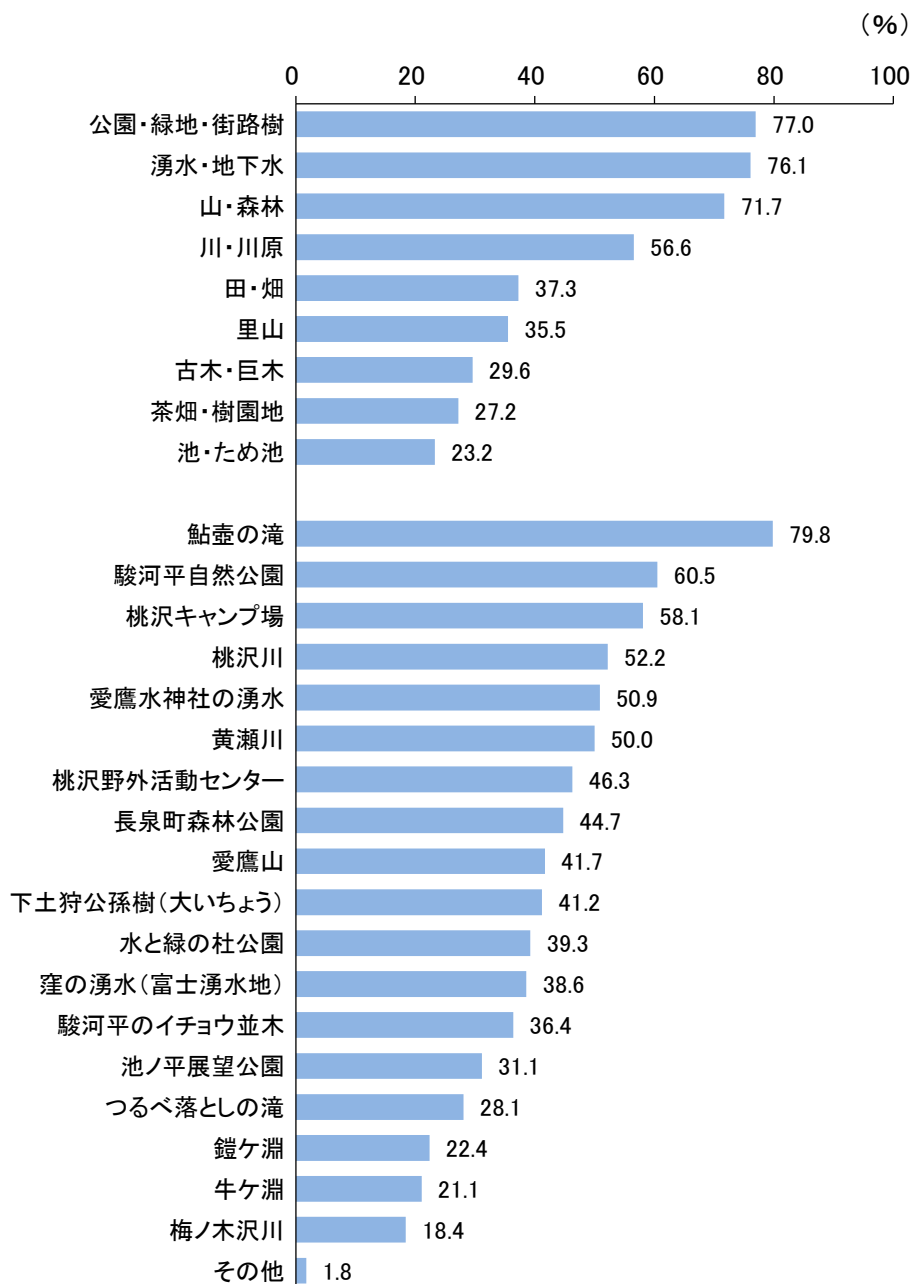
2010（平成 22）年度と比較して、「農地が保全・管理されている」（+0.60）、「緑化が進んでいる」（+0.58）、「森林が保全・管理されている」（+0.55）、「動植物が保護・保全されている」（+0.55）などの満足度が高くなりましたが、「悪臭がない」（+0.02）、「歴史・文化遺産が多い」（+0.03）、「自家用車以外による移動が便利」（+0.05）などの満足度はほとんど変わっていません。



注）満足（+2 点）、やや満足（+1 点）、やや不満（-1 点）、不満（-2 点）の合計を回答者数で割った数値

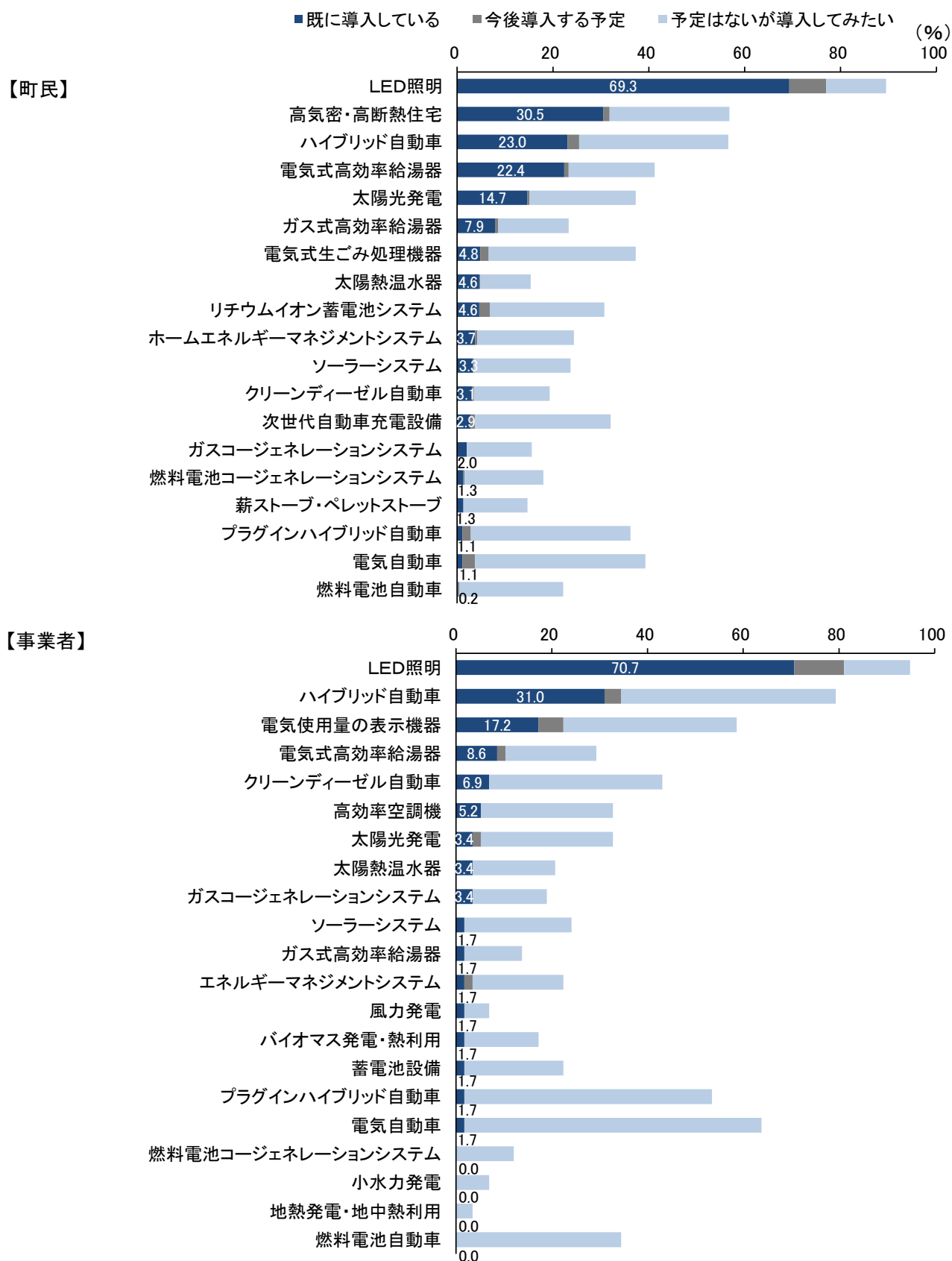
2 将来に残したい環境・場所【町民】

将来に残したい環境は「公園・緑地・街路樹」(77.0%)、「湧水・地下水」(76.1%)、「山・森林」(71.7%)などが多く、将来に残したい場所は「鮎壺の滝」(79.8%)、「駿河平自然公園」(60.5%)、「桃沢キャンプ場」(58.1%)などが多くなっています。



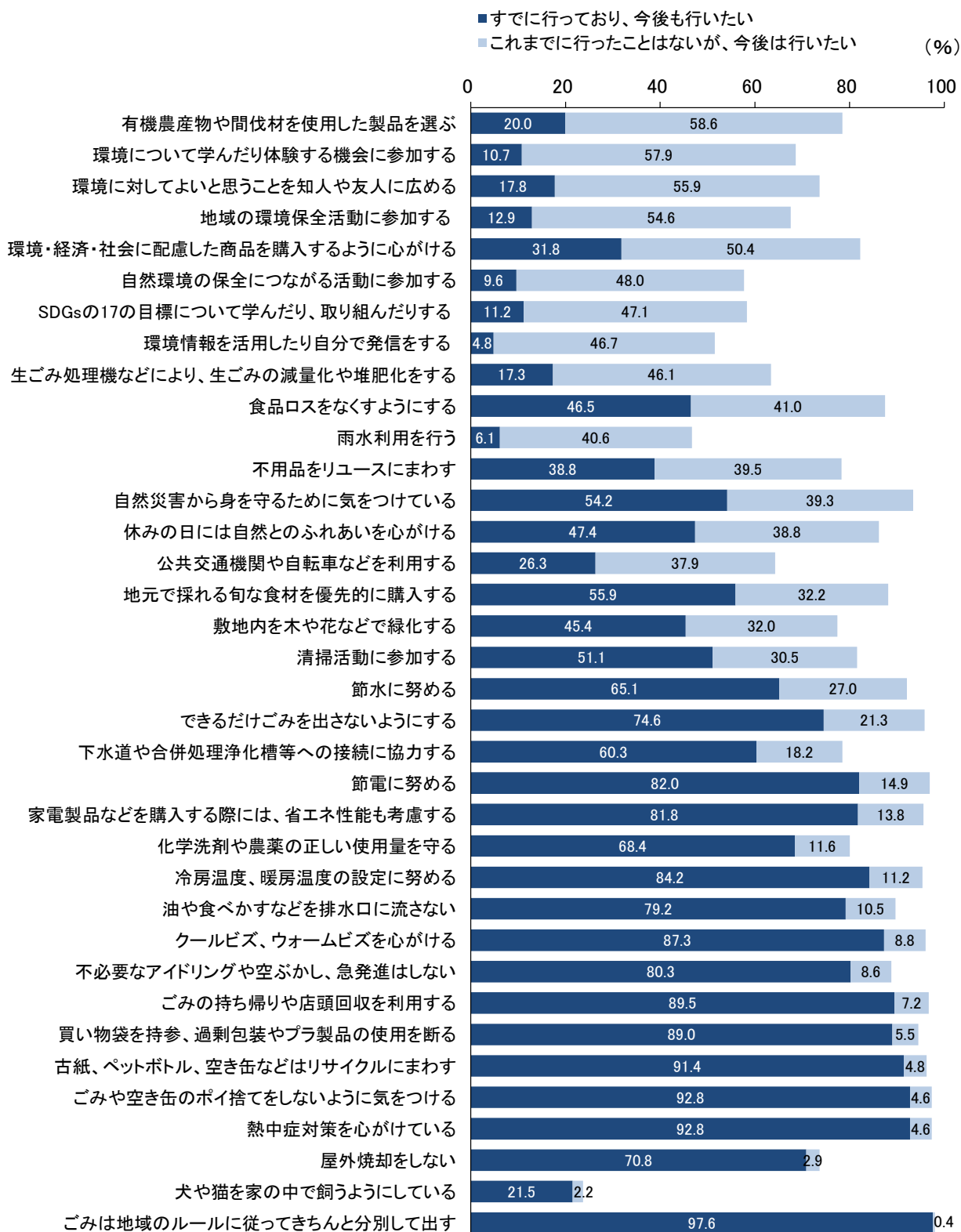
3 省エネ・再エネ設備や自動車の導入状況【町民・事業者】

既に導入しているものとしては、町民、事業者ともに「LED 照明」「ハイブリッド自動車」などが多く、予定はないが導入してみたいものは、「電気自動車」「プラグインハイブリッド自動車」「ハイブリッド自動車」などが多くなっています。



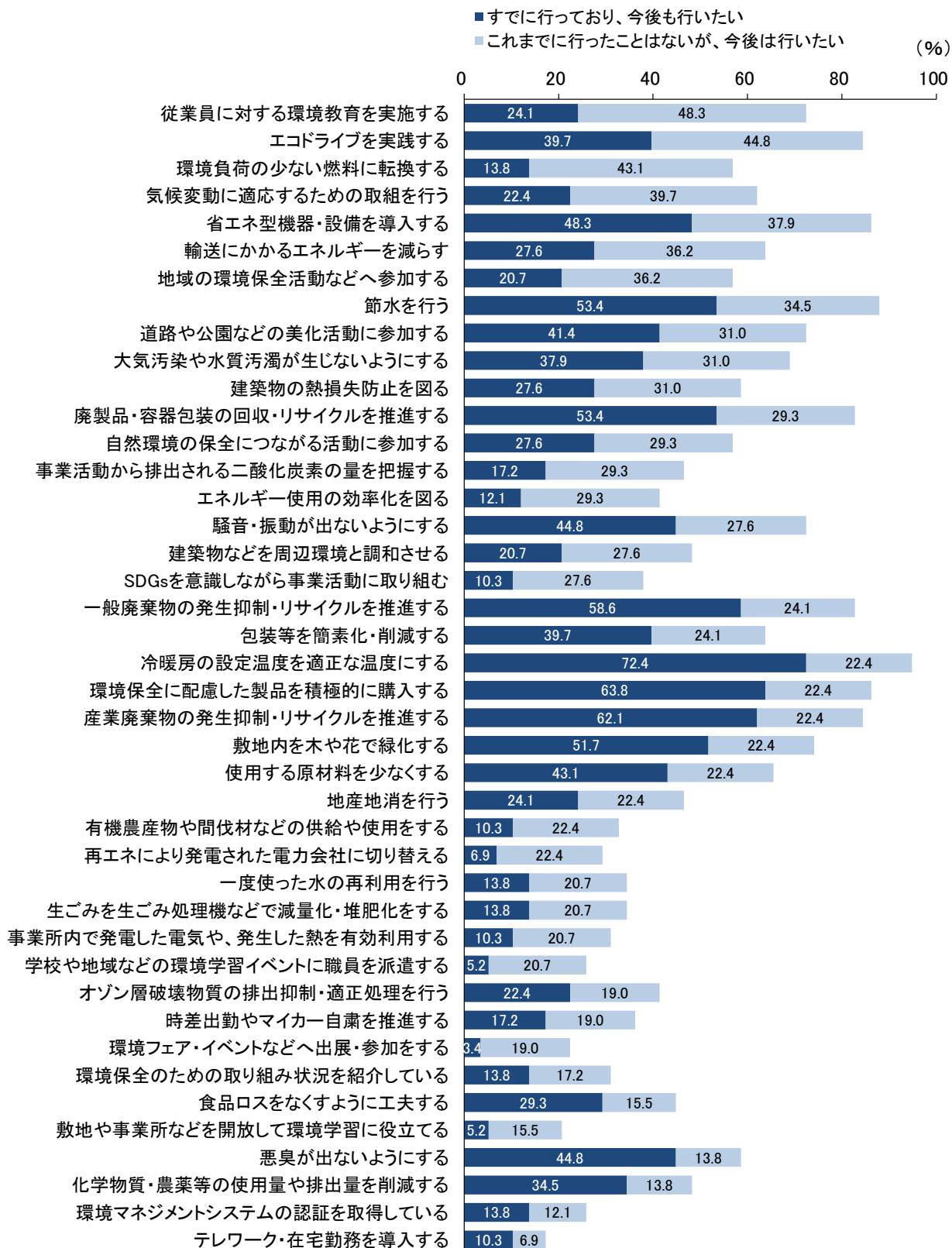
4 町民の取り組み状況【町民】

今後の取り組みが期待できるものとして、「有機農産物や間伐材を使用した製品を選ぶ」(58.6%)、「環境について学んだり体験する機会に参加する」(57.8%)、「環境に対してよいと思うことを知人や友人に広める」(55.9%)、「地域の環境保全活動に参加する」(54.6%) などが多くなっています。



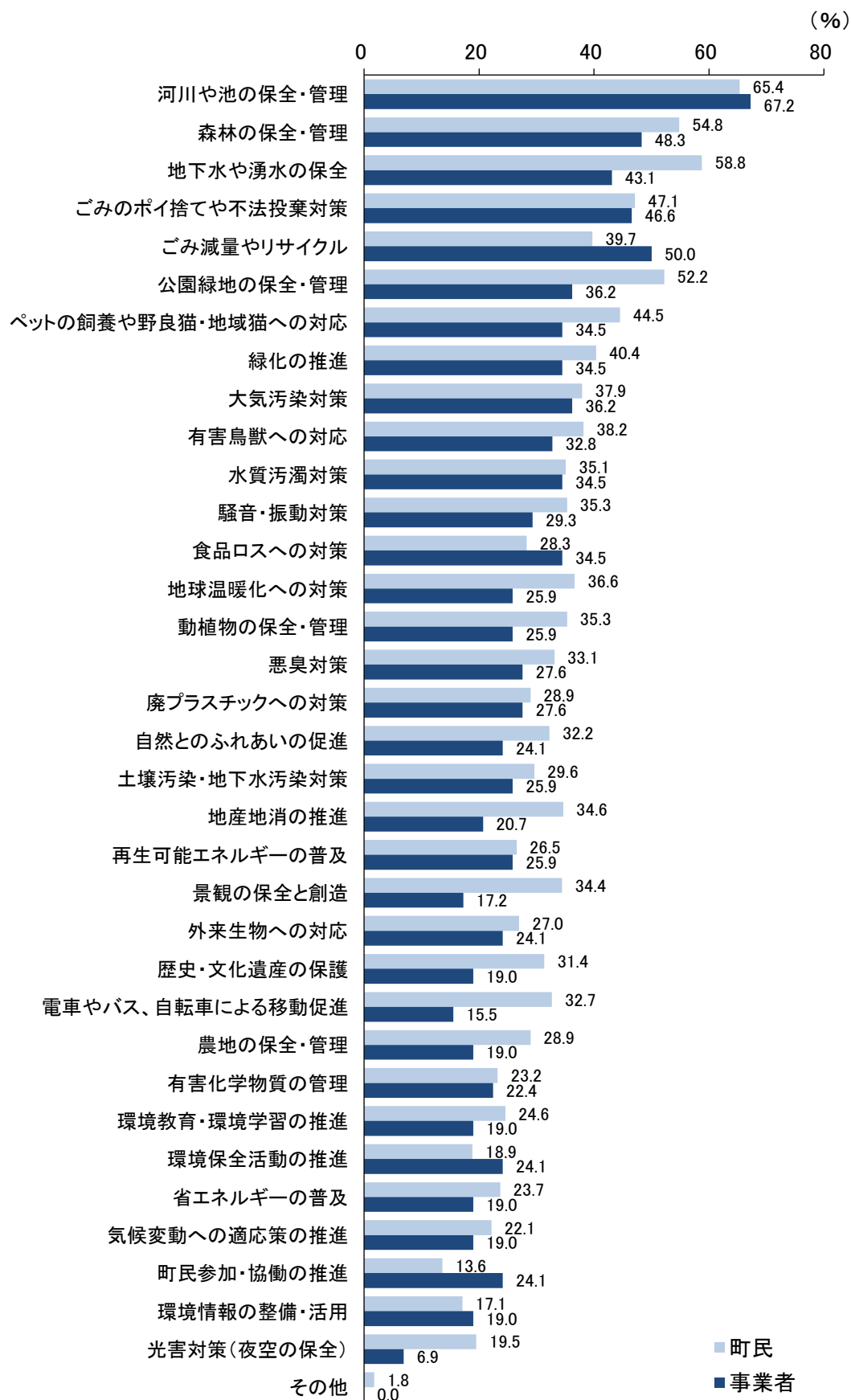
5 事業者の取り組み状況【事業者】

今後の取り組みが期待できるものとして、「従業員に対する環境教育を実施する」(48.3%)、「エコドライブを実践する」(44.8%)、「環境負荷の少ない燃料に転換する」(43.1%)、「地球温暖化などの気候変動に適応するための取り組みを行う」(39.7%) などが多くなっています。



6 行政に期待する取り組み【町民・事業者】

町民、事業者ともに行政に期待する取り組みとして多かったのは、「河川や池の保全・管理」「森林の保全・管理」「地下水や湧水の保全」「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」などでした。



資料 9 計画策定資料

1 計画策定の経緯

2020（令和2）年		
11月	第2次長泉町環境基本計画策定に関するアンケート調査	◇町民 1,000 人（回答率 45.6%） ◇事業者 100 社（回答率 58.0%）
2021（令和3）年		
3月 11日	令和2年度長泉町環境審議会	◇第2次長泉町環境基本計画策定について（報告）
7月 13日	庁内各課ヒアリング	◇各課ヒアリング
8月 6日	令和3年度第1回長泉町環境審議会	◇諮問 ◇策定方針 ◇計画案の審議
9月 29日	令和3年度第2回長泉町環境審議会	◇計画案の審議
11月 1日	パブリックコメント	◇11月1日～11月30日まで広報ながいずみ、町のウェブサイトなどでパブリックコメントの実施
2022（令和4）年		
1月 21日	令和3年度第3回長泉町環境審議会	◇計画案の審議 ◇答申案の審議 ◇答申
3月		◇計画策定

2 環境審議会委員名簿

所属		氏名（敬称略）	
		2020（令和2）年度	2021（令和3）年度
会長	静岡大学名誉教授 前静岡県環境審議会会長	小嶋 睦雄	小嶋 睦雄
委員	静岡県地球温暖化防止活動センター 次長	服部 乃利子	服部 乃利子
委員	区長連絡協議会 会長	高田 正孝	山本 勝美
委員	東レ(株)三島工場 環境保安課長	大西 浩二	大西 浩二
委員	商工会会長	白砂 清一	白砂 清一
委員	環境美化運動推進協議会	川島 一郎	川島 一郎
委員	ネットワークながいずみ	中尾田 真由美	中尾田 真由美
委員	一般公募	佐藤 美穂	佐藤 美穂

3 諮問・答申

■ 諮問文

長 く 環 第 76 号
令和3年8月6日

長泉町環境審議会
会長 小嶋 睦雄 様

長泉町長 池 田 修

第2次長泉町環境基本計画の策定について（諮問）

このことについて、長泉町環境基本条例第7条第3項の規定に基づき、第2次長泉町環境基本計画の策定に対する貴審議会の意見を求めます。

■ 答申文

長 環 審 第 1 号
令和4年1月21日

長泉町長 池 田 修 様

長 泉 町 環 境 審 議 会
会 長 小 嶋 睦 雄

第2次長泉町環境基本計画の策定について（答申）

令和3年8月6日付け「長く環第76号」により諮問された第2次長泉町環境基本計画の策定について、本審議会において慎重に審議を行った結果、本計画は適当であると認めます。

今後の計画推進にあたり、国が示す循環型社会の形成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、計画の周知、普及啓発を行うとともに、町民、事業者の連携と協働による環境施策の展開を要望します。

以 上

資料 10 長泉町環境基本条例

(平成 22 年 3 月 24 日条例第 1 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好で快適な環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、町、町民及び事業者が公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、水と緑に象徴される自然環境に恵まれた本町の特性を踏まえつつ、環境への負荷を可能な限り減らすことにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されるよう行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の重要課題であり、町民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であるため、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、町域の自然的及び社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止及び自然環境の適正な保全に必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第 7 条 町長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的な環境施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、町民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、第 15 条に規定する長泉町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(規制等の措置)

第 8 条 町は、環境の保全上の支障を防止するために必要と認めるときは、関係行政機関と協議の上で、法令に基づき必要な規制又は指導の措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備等の推進)

第 9 条 町は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な公共施設の整備その他環境への負荷を低減する事業の推進に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する施策の促進)

第 10 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的で効率的な利用が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の推進）

第 11 条 町は、町民及び事業者が、環境の保全及び創造についての理解と関心が深められるように、環境教育及び環境学習を推進するよう努めるものとする。

（環境情報の提供）

第 12 条 町は、環境教育及び環境学習の推進並びに町民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第 13 条 町は、環境の保全及び創造を推進するための広域的な取組が必要となる施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

（地球環境の保全の推進）

第 14 条 町は、国及び他の地方公共団体並びに町民及び事業者と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

（環境審議会）

第 15 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して必要な事項を調査審議するため、長泉町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

（1）環境基本計画に関する事項

（2）環境施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項

（委任）

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

資料 11 用語解説

あ行

■ 生け垣

生きた植物によってつくられた垣根のこと。塀などに比べると、物理的に強度は弱く維持管理に手間がかかるが、緑豊かな街並みの景観形成や地球温暖化防止、身近な動植物の生息・生育地として期待される。

■ 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」、商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類される。

■ 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村に策定が義務付けられている計画で、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」からなる。

■ エコアクション 21

ISO14001 規格をベースにしながら、広く中小企業などへの普及を促すために環境省が作成したガイドラインに沿った環境マネジメントの認証登録制度。

■ エコドライブ

二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。アイドリングストップの実施、急発進・急加速・急減速を控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

■ エコマーク

環境保全に役立つと認められている商品に付けられるマークで、公益財団法人日本環境協会が実施している。環境保全商品の普及、環境問題の情報提供、環境保全意識の高揚を図ることを目的としている。

■ エネルギー基本計画

政府がエネルギー政策基本法に基づき策定する国の中長期的なエネルギー政策の指針。エネルギー政策の基本方針である 3E+S（「安全性（Safety）」「安定供給（Energy Security）」「効率性の向上（Economic Efficiency）」「環境への適合（Environment）」）に則り、国のエネルギー政策の基本的な方向性を示すものである。

■ 屋上緑化・壁面緑化

都市におけるヒートアイランド現象の緩和を主な目的として、ビルなどの屋上や壁面に草木を植えること。屋上緑化や壁面緑化は、このほかにも大気汚染物質を浄化する、植物や土壌の保水作用により急激な雨水流出を抑制し、都市型水害を防ぐなどの効果がある。

■ 汚水処理人口普及率

下水道、浄化槽、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設などの各汚水処理人口の総人口に対する割合。

■ 温室効果ガス

地球の大気では、二酸化炭素などが温室のガラスに似た働きをするため、気温が上昇する。このような効果をもつ

ガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、亜酸化窒素、フロン類などがある。

か行

■ 海洋プラスチックごみ

海洋を漂うプラスチックごみ。その中でも長期間かけて細くなり、直径 5mm 以下になったプラスチックをマイクロプラスチックという。プラスチックは自然環境においてほとんど分解されないため、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されている。

■ 外来種（外来生物）

もともとその生物が生息・生育していなかった地域に、貿易や人の移動などの人間活動によって意図的・非意図的に持ち込まれた生物のこと。生態系や経済に重大な影響を与えることがある。

■ 合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

■ カーボンオフセット

排出した二酸化炭素などの温室効果ガスを、別のところで吸収あるいは削減して、排出に見合った分の埋め合わせをしようという概念。二酸化炭素の排出を相殺するという意味から、カーボンオフセットとよばれる。

■ 環境基準

環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

■ 環境基本法

1993（平成 5）年 11 月に制定された環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取り組みが不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

■ 環境教育

人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている今日において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業、地域社会などを通じて行う教育をいう。

■ 環境負荷（環境への負荷）

環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。

「環境基本法」では、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義される。

■環境保全型農業

家畜排せつ物などの有効利用によるたい肥を活用した土づくりと、化学肥料・農薬の使用の低減を行う農業生産方式のことをいう。

■環境保全協定

地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定を指す。これらの協定は法令の規定基準を補完し、地域に応じた環境保全の目標値の設定、具体的な対策の明示などを内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な環境保全対策の手段として広く利用されている。

■環境マネジメントシステム

企業などの組織が法令の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直す手続きを「環境マネジメントシステム」という。

■間伐材

主な木の生育を助けたり、採光をよくしたりするために、適当な間隔で木を伐採することで、森林の健康を守ることを間伐と呼び、伐採された材木を間伐材という。

■緩和

温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うこと。省エネルギーや再生可能エネルギーの普及、二酸化炭素貯留の普及、植物による二酸化炭素の吸収源対策などがあげられる。一方、もうひとつの地球温暖化対策として「適応」がある。

■気候変動枠組み条約（国連気候変動枠組み条約）

正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」。地球温暖化対策に関する取り組みを国際的に協調して行っていくため 1992（平成 4）年 5 月に採択され、1994（平成 6）年 3 月に発効した。

■京都議定書

1997（平成 9）年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3：京都会議）で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進締約国に対し、2008（平成 20）～2012（平成 24）年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を 1990（平成 2）年比で、平均 5.2% 削減することを義務付けた。

■近隣騒音

飲食店でのカラオケなどの営業騒音、商業宣伝などの拡声機騒音、一般家庭のピアノやエアコンからの音、ペットの鳴き声などの生活騒音の総称である。単に音の大きさだけでなく、日頃の付き合いなどが関係するため、主観的・心理的要素が絡む傾向が強い。

■クリーンディーゼル自動車

排ガス性能をガソリン車並みに高めたディーゼルエンジン車のこと。窒素酸化物とススなどの粒状物質（PM）

を多く排出する従来のディーゼルと区別するためにクリーンディーゼルと呼ぶ。

■クールビズ・ウォームビズ

地球温暖化の防止を目的に、環境省が 2005（平成 17）年から提唱、実施しているキャンペーン。二酸化炭素を削減するため、夏にノーネクタイ・ノー上着ファッションの軽装によるワーキングスタイルを「クールビズ」、冬に過度に暖房機器に頼らず、寒い時は暖かい格好をして働くワーキングスタイルを「ウォームビズ」という。

■グリーンスローモビリティ

時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。

■景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る行政機構。政令指定都市または中核市にあってはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。

■下水道

下水を排除する構造物、中継ポンプ場、処理施設などの総称であり、最終的には公共水域に排出して水質環境の保全を図るもの。

■高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ型などがある。

■耕作放棄地

5 年に一度調査が行われる「農林業センサス」で定義されている用語で、「以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地」のこと。

■広葉樹

細い葉を持つ針葉樹に対し、広い葉を持つ樹木のこと。葉の形以外にも様々な性質の違いがある。

■コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

■コベネフィット

一つの活動がさまざまな利益につながっていくこと。例えば、森林や湿原の保全が、生物多様性の保全につながると同時に、二酸化炭素の吸収源を守り、地球温暖化対策にもなるという相乗効果を指す。

■コミュニティバス

通常の路線バスではカバーしにくいような地域やルートの公共交通需要に対応するために、自治体の支援を受けて導入されるバスサービスをいう。

さ行

■再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能なエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

■最終処分場

環境保全の観点から、汚水の外部流出、地下水汚染、廃棄物の飛散・流出、ガス発生などを防止しながら、所要量の廃棄物を安全に埋立処分できる構造物のこと。

■里地里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落をとりまく二次林や植林、水田、畑、ため池などで構成される。最近では宅地などへの転用や管理不足により、里地里山の消失や質の低下が問題となっている。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物処理法」の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

■市街化区域

都市計画区域のうち、既に市街地になっている区域や公共施設の整備や面的な整備を行うことによって積極的に市街地を形成していく区域。

■静岡県のみずべ 100 選

古くから地域住民の生活の一部として、あるいは地域のシンボルとして親しまれている「みずべ」に対する認識を高め、地域の特色を生かしたみずべづくりに役立てるために、静岡県が 1991（平成 3）年に選定したもの。

■次世代自動車

ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車などを次世代自動車と呼ぶ。

■自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。

■自然林

人工林以外の全ての森林をいう。原生林と二次林とに大別される。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

■省エネナビ

現在のエネルギーの消費量を金額とともにモニターに表示する設備。

■小水力発電

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」の対象では、出力 1,000kW 以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶ。用水路、小河川、道路脇の側溝の水流、水道など、さまざまな水流を利用して発電を行う。

■食品ロス削減推進法

正式名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」で 2019（令和元）年 10 月 1 日に施行された。食べられる食品の廃棄を減らすため、国の基本方針を踏まえて各自治体が削減推進計画を策定し、国民や事業者に協力や取り組みを求めるもの。日本では、消費者庁、環境省、農林水産省が共同で食品ロスの削減に取り組んでいる。

■人工林

人間が苗木（スギ・ヒノキなど）を植栽して育てた森林をいう。

■針葉樹

広い葉を持つ広葉樹に対し、細い針状の葉をもつ樹木のこと。ほとんどが常緑樹で、特に寒冷地に自生するものが多い。

■森林認証

適正に管理された森林から切り出された木材などに認証マークを発行し、持続可能な森林の利活用・保護を図る制度のこと。

■水質階級

水質など環境の状態を示す指標生物の生息状況を調べることで、水の汚れの程度をきれいな水から、大変きたない水までの 4 階級に分けたもの。

■水生生物調査・観察会

サワガニ、トビケラ、ヒル、イトミミズなどの水生生物を対象とする生息調査を実施し、水質階級の評価をするもの。自然とのふれあいや環境教育を目的として、水生生物調査や観察会などが行われている。

■生態系被害防止外来種

「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に掲載されている外来種。特定外来生物とは異なり、国内由来の外来種も対象に含む。

■生物多様性

全ての生物の間に違いがあることを指す。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の 3 つの段階で多様性がある。

■遷移（せんい）

植生が年月を経て変化していくこと。裸地、草原、灌木林、陽樹林、陰樹林という流れが代表的である。最終的な樹林のことを極相林と呼び、これが成立するまでに通常 200 年以上を要するといわれる。

■潜熱回収給湯器

従来型給湯器の一次熱交換器に加え、二次熱交換器を設置し、排気ガスから潜熱を回収することで、効率を向上させた給湯器。従来のガス給湯器では排気口となっていた潜熱を回収できるため、約 80%が限界だった給湯効率を 95%までに向上させている。

■ソーラーシェアリング（営農型発電設備）

農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備などの発電設備を設置し、農業と発電事業を同時に行うことをいう。「営農型発電設備」とも呼ぶ。

た行

■太陽熱温水器

太陽熱温水器（自然循環型）は、太陽集熱器と貯湯槽が一体となった構造で、屋根上に設置される。

■太陽熱高度利用システム

集熱器と蓄熱槽がそれぞれ分離しており、屋根上に集熱器、地上に貯湯槽を分離して設置する。屋根の上に水をためる必要が無く、集熱部を軽量化できるので、家への負担が少なく、集熱面積を広く取ることが可能である。

■脱炭素・脱炭素社会

二酸化炭素、メタン、フロン類など、地球温暖化を進行させる温室効果ガスの排出をゼロにした社会のこと。国は、2050（令和 32）年までに脱炭素社会を目指すとしている。

■単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理する浄化槽であり、台所や風呂などの生活排水は処理することができない。そのため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが行われている。

■地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。

■地産地消

「地場生産・地場消費」を略した言葉で、「地域でとれた生産物をその地域で消費すること」をいう。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

■地中熱利用システム

地中の温度が 15℃程度であることを利用して給湯や冷暖房、床暖房などに利用するシステム。

■デマンド乗合タクシー（デマンドタクシー）

自宅や指定の場所から目的地まで、利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に、バス並みの安価な料金で応える市民限定の公共交通サービスのこと。

■適応

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」という。防災・減災対策や農作物の品種変更、熱中症や感染症への対策などがある。一方、もうひとつの地球温暖化対

策として「緩和」がある。

■出前講座

町の職員が地域などに出向き、行政情報などを積極的に提供しながら町政への理解を深めるとともに、これからのまちづくりを考えるもの。

■テレワーク

「Tele＝離れた」と「Work＝働く」を合わせた造語で、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

■電動アシスト付自転車

電動機（モーター）により人力を補助する自転車。

■天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市町村が指定したもの。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。

■トリクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種。無色透明の液体でクロロホルムに似た臭いを有し、揮発性、不燃性、水に難溶。ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械などの脱脂洗浄剤などに使われるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、テトラクロロエチレンなどとともに地下水汚染の原因物質となっている。

な行

■長泉ママラッチ

長泉町在住の子育てママが同じ町内で子育てしているママのために、子育てなどに必要な情報や住み続けたいと思ってもらえる「夢」のある情報を、ソーシャルメディアを通じて発信するしくみ。

■二次林

過去に伐採・山火事・風害などの影響を受けた後、植物体の再生や土中の種子が成長して成立した樹林。

■認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が作成する農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する制度。

■熱中症

高温環境下で、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称。

■燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接、電気を発電する装置。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質して作るのが一般的である。酸素は大気中から取り入れる。また、発電と同時に発生する熱も生かすことができる。

■燃料電池自動車・水素自動車

燃料電池を搭載した電気自動車のこと。燃料電池では、水素と酸素を化学反応させて電気を発生させる。

は行

■バイオマス発電

バイオマスを燃焼したり、あるいは一度ガス化して燃焼したりして発電するしくみをバイオマス発電といい、バイオマス燃料を燃焼することでタービンを回し、発電機を動かすことで発電を行う。

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

■ヒートアイランド

都市の気温が周辺の郊外に比べて高くなる現象。地表面の人工化や人口排熱の増加などが原因となり引き起こされる。熱中症などの健康被害や、集中豪雨の増加、生態系への影響などが問題となっている。

■ヒートポンプ給湯器

ヒートポンプにより大気中の熱エネルギーを利用してお湯を沸かす給湯器である。このため、お湯を沸かすために必要な熱エネルギーに対して消費する電気エネルギーは3分の1程度である。

■光害（ひかりがい）

良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、又はそれによる悪影響。

■フードバンク

まだ食べられるのに、様々な理由で処分されてしまう食品を食べものに困っている施設や人に届ける活動のこと。

■ふじのくに COOL チャレンジ（クルボ）

スマートフォンなどの専用アプリを活用しながら、地球温暖化防止のための取り組みを実践する、全世代参加型の県民運動。温暖化防止につながる行動をするとポイントが貯まり、賞品が当たる抽選に参加できる。

■不法投棄

ごみを人目につかない山中などに違法に投棄すること。通常、ごみは法律に沿って処理しなければならないが、処理費用などがかかるため、ごまかすためなどに不法投棄が行われる。

■プラグインハイブリッド自動車

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッドカーであり、ガソリン車と電気自動車の長所を併せ持っている。

■プラスチック資源循環促進法

プラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とした法律で、2022（令和4）年4月から施行される。海洋プラスチックごみや気候変動などへの対応を目的としたもので、プラスチック製品の設計から廃棄物処理までに関わるあらゆる自治体や事業者が対象になる。

■ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。

ま行

■緑のカーテン

ゴーヤーやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てたもの。周囲の気温や室温を下げる効果があり、簡単にできる省エネ手法として注目されている。

■緑の基本計画

「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の略称で、そのまちの緑の将来のあるべき姿とそれを実現させる方法を示すもの。1994（平成6）年6月の都市緑地保全法改正に伴って創設され、市町村に策定することが義務付けられた。

■緑の少年団

少年少女が主体となって緑化に係る広範な活動を展開する団体。緑化を通じて次代を担う青少年の育成を図るため、林野庁が主導し、都道府県、市町村などが活動を援助している。

や行

■ユネスコ世界ジオパーク

国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興などに活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業。

ら行

■林地開発許可制度

保安林以外の森林も水源かん養や災害防止などの公益的機能を有している。森林法による林地開発許可制度は、これらの森林の土地についても適正な利用を確保することを目的としている。

■レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の名称やカテゴリーについてとりまとめたリスト。国際自然保護連合（IUCN）が1966（昭和41）年に初めて発表した。環境省や静岡県でもレッドリストが公表されている。

英数

■BEMS

ビル内で使用する電力使用量などを計測し、「見える化」を図るとともに、空調や照明設備を制御するエネルギー管理システム。

■BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要なとされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

■CSR（企業の社会的責任）

企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー（利害

関係者：消費者、投資家など、及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。

■ESCO 事業

ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などの全てを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・経費などが、全て省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分は全て顧客の利益となる。

■ESD（持続可能な開発のための教育）

環境教育をはじめ、エネルギー教育・防災教育・福祉教育・平和教育・人権教育などあらゆる分野の教育を含む概念である。

■FEMS

工場のエネルギーを管理するシステムのこと。工場内の配電設備、空調設備、照明設備、製造ラインといった設備の電力使用量のモニターや制御を行います。コスト低減とCO₂ 排出抑制を目的として工場単位でエネルギーを最適化するシステムのこと。

■HEMS

住宅のエアコンや給湯器、照明などのエネルギー消費機器、太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステム（燃料電池）などのエネルギー生産機器と、発電した電気を備える蓄電池や電気自動車（EV）などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

■ISO14001

国際標準化機構（ISO）が 1996（平成 8）年に制定した環境マネジメントシステムの国際規格。環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らすシステムを構築した組織に認証を与えている。

■J-クレジット制度

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取り組みによる、CO₂ などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

■LED（高効率照明）

発光ダイオードとも呼ばれ、電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。白熱電球などと比較した場合、余計な発熱が少なく低電力で高輝度の発光が得られる。また、寿命も白熱電球に比べてかなり長い。今日では様々な用途に使用され、今後、蛍光灯や電球に置き換わる光源として期待されている。

■MaaS（マース）

バスや電車、タクシーなど、全ての交通手段による移動を一つのサービスに統合し、ルート検索・予約・決済を一括して行うサービスのこと。

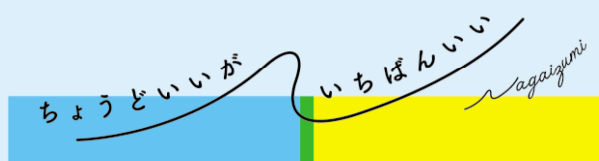
■NPO

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。まちづくり、環境、教育などさまざまな分野で、社会の多様化したニーズに応える重要な役

割を果たすことが期待されている。

■ZEH（ゼッチ）（ゼロエネルギー住宅）

外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。



**第2次
長泉町環境基本計画**

令和4年3月

長泉町くらし環境課

静岡県駿東郡長泉町中土狩828

TEL 055-989-5514

<https://www.town.nagaizumi.lg.jp/>



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C009166

この冊子は環境に配慮したFSC®認証紙と
植物油インキを使用しています。